

令和3年度 第1回 静岡県道路メンテナンス会議

(書面決議)

議 事 次 第

1. 議事

(1) 規約改正について

資料 1

(2) メンテナンスサイクル確立に向けた取組について

資料 2

(3) 事務局から情報提供

資料 3

(4) 道路メンテナンス事業補助制度における優先支援について

資料 4

2. 資料

静岡県道路メンテナンス会議規約について	【資料 1】 3 頁 - ジ
令和 3 年度 静岡県道路メンテナンス会議 活動計画 (案)	【資料 2 - 1】 10 頁 - ジ
健全性の診断、対策立案に係る相談の場 (令和 3 年度方針案)	【資料 2 - 2】 12 頁 - ジ
合意形成手法 (パブリックインボルブメント) 講習 (令和 3 年度方針案)	【資料 2 - 3】 13 頁 - ジ
土木系学生採用に向けた採用情報の合同発信 (令和 3 年度方針案)	【資料 2 - 4】 14 頁 - ジ
令和 3 年度道路関係予算概要について	【資料 3 - 1】 15 頁 - ジ
道路メンテナンス事業補助制度の改正	【資料 3 - 2 - 1】 33 頁 - ジ
道路メンテナンス事業補助制度における優先支援の実施	【資料 3 - 2 - 2】 35 頁 - ジ
個別施設計画について	【資料 3 - 3 - 1】 36 頁 - ジ
個別施設計画における短期的な数値目標の記載事例	【資料 3 - 3 - 2】 38 頁 - ジ
公共施設等適正管理推進事業債の拡充について	【資料 3 - 4】 39 頁 - ジ
直轄診断の実施について	【資料 3 - 5】 40 頁 - ジ
地域一括発注の取り組みについて	【資料 3 - 6】 43 頁 - ジ
橋梁の耐震補強の推進について	【資料 3 - 7】 44 頁 - ジ
国土交通省登録民間資格について	【資料 3 - 8】 49 頁 - ジ
路面下空洞調査における占用企業者の費用負担について	【資料 3 - 9】 86 頁 - ジ
コンクリート舗装の利用促進の取り組み	【資料 3 - 10】 88 頁 - ジ
点検要領の新技术関連事務連絡	【資料 3 - 11】 94 頁 - ジ
「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の 5 か年対策 プログラム」における道路メンテナンス事業について	【資料 3 - 12】 103 頁 - ジ
舗装の点検について	【資料 3 - 13 - 1】 105 頁 - ジ
これからの舗装マネジメント	【資料 3 - 13 - 2】 108 頁 - ジ
舗装点検要領の制定について	【資料 3 - 13 - 3】 114 頁 - ジ
「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」発刊報告	【資料 3 - 13 - 4】 130 頁 - ジ
インフラ維持管理における新技术導入の手引き (案) について	【資料 3 - 14】 135 頁 - ジ
道路メンテナンス事業補助制度における優先支援の実施について	【資料 4】 139 頁 - ジ

静岡県道路メンテナンス会議 規約（案）

（設 置）

第1条 道路法第28条の2の規定に基づき、静岡県道路メンテナンス会議（以下、「会議」という。）を設置する。

（目 的）

第2条 会議は、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）道路の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関する事。
- （2）道路の点検、修繕計画等の把握・調整、技術支援、発注支援に関する事。
- （3）道路の損傷事例や技術的基準に関する事。
- （4）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、静岡県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道（政令市を含む）の各道路管理者 及び 会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長 及び 副会長を置くものとし、会長は、国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長、副会長は、静岡県 交通基盤部道路局 道路整備課長 及び 中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会議には、地域ごとの道路管理者等からなる地域部会を置くものとし、構成は、「別表－2」のとおりとする。
6. 会議には、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置することができるものとする。
7. 会議に、道路の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし、国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所、沼津河川国道事務所、浜松河川国道事務所に置く。

（地域部会）

第5条 地域部会は西部地域、中部地域、東部地域の3部会とし、地域部会ごとに第3条（1）～（3）の地域特性に応じた事項について協議する。

2. 地域部会には、部会長 及び 副部会長を置くものとし、部会長は、国土交通省 中部地方整備局の各国道事務所長（中部：静岡、西部：浜松、東部：沼津）、副部会長は、静岡県 交通基盤部道路局 道路整備課長 及び 中日本高速道路株式会社 東京支社の各保全・サービスセンター所長（西部：浜松、中部：静岡、東部：御殿場）とする。
3. 部会長に事故等があるときは、副部会長がその職務を代行する。

（事務局）

第6条 会議 及び 部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 会議の事務局は、国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課、静岡県 交通基盤部道路局 道路整備課 及び 中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター **工務**担当課が担うものとする。
3. 地域部会の事務局は、「別表－2」の事務局欄に記載された者が担うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附 則）

本規約は、平成26年6月4日から施行する。

1. この改訂は、令和2年 月 日から適用する。

静岡県道路メンテナンス会議 名簿

令和3年8月

	所属	役職
会長	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所長
	〃	沼津河川国道事務所長
	〃	浜松河川国道事務所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	静岡県道路公社	道路部長
副会長	中日本高速道路株式会社東京支社	静岡保全・サービスセンター所長
	〃	御殿場保全・サービスセンター所長
	〃	富士保全・サービスセンター所長
	〃	浜松保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括担当課長
	中日本高速道路株式会社八王子支社	大月保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	静岡市	道路部長
	浜松市	土木部長
	沼津市	建設部長
	熱海市	観光建設部長
	三島市	都市基盤部長
	富士宮市	都市整備部長
	伊東市	建設部長
	島田市	都市基盤部長
	富士市	建設部長
	磐田市	建設部長
	焼津市	建設部長
	掛川市	都市建設部長
	藤枝市	都市建設部 基盤整備局長
	御殿場市	都市建設部長
	袋井市	都市建設部長
	下田市	建設課長
	裾野市	建設部長
	湖西市	都市整備部長
	伊豆市	建設部長
	御前崎市	建設経済部長
	菊川市	建設経済部長
	伊豆の国市	都市整備部長
	牧之原市	建設部長
	東伊豆町	建設整備課長
	河津町	建設課長
	南伊豆町	地域整備課長
	松崎町	産業建設課長

	所属	役職
	西伊豆町	産業建設課長
	函南町	建設経済部長
	清水町	建設課長
	長泉町	都市環境部長
	小山町	都市基盤部長
	吉田町	建設課長
	川根本町	建設課長
	森町	建設課長
事務局	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター 総務企画担当課	

静岡県道路メンテナンス会議 西部地域部会 名簿

令和3年8月

	所属	役職
部会長	国土交通省中部地方整備局	浜松河川国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副部会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	〃	袋井土木事務所長
	〃	浜松土木事務所長
	静岡県道路公社	道路部長
副部会長	中日本高速道路株式会社東京支社	浜松保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括担当課長
	浜松市	土木部長
	磐田市	建設部長
	掛川市	都市建設部長
	袋井市	都市建設部長
	湖西市	都市整備部長
	御前崎市	建設経済部長
	菊川市	建設経済部長
	森町	建設課長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所 管理第二課
事務局	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 道路管理第二課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社東京支社 浜松保全・サービスセンター工務担当課	

静岡県道路メンテナンス会議 中部地域部会 名簿

令和３年８月

	所属	役職
部会長	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副部会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	〃	富士土木事務所長
	〃	島田土木事務所長
副部会長	中日本高速道路株式会社東京支社	静岡保全・サービスセンター所長
	〃	富士保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括担当課長
	静岡市	道路部長
	富士宮市	都市整備部長
	島田市	都市基盤部長
	富士市	建設部長
	焼津市	建設部長
	藤枝市	都市建設部 基盤整備局長
	牧之原市	建設部長
	吉田町	建設課長
	川根本町	建設課長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	浜松河川国道事務所 道路管理第二課
事務局	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター 工務担当課	

静岡県道路メンテナンス会議 東部地域部会 名簿

令和3年8月

	所属	役職
部会長	国土交通省中部地方整備局	沼津河川国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
		中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副部会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	〃	下田土木事務所長
	〃	熱海土木事務所長
	〃	沼津土木事務所長
	静岡県道路公社	道路部長
副部会長	中日本高速道路株式会社東京支社	御殿場保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括担当課長
	中日本高速道路株式会社八王子支社	大月保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	沼津市	建設部長
	熱海市	観光建設部長
	三島市	都市基盤部長
	伊東市	建設部長
	御殿場市	都市建設部長
	下田市	建設課長
	裾野市	建設部長
	伊豆市	建設部長
	伊豆の国市	都市整備部長
	東伊豆町	建設整備課長
	河津町	建設課長
	南伊豆町	地域整備課長
	松崎町	産業建設課長
	西伊豆町	産業建設課長
	函南町	建設経済部長
	清水町	建設課長
	長泉町	都市環境部長
	小山町	都市基盤部長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所 管理第二課
事務局	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社 東京支社 御殿場保全・サービスセンター 総務企画担当課	

今後の新型コロナウイルス感染症流行の状況を勘案しつつ、以下の活動を計画する。

時期	活 動 内 容	※赤字が静岡県道路メンテナンス会議独自の取り組み
第2 四半期	・第1回静岡県道路メンテナンス会議 ・『道路メンテナンス年報』公表予定(全国版)【8月】 ※公表(全国版)を各県版への作業が2ヶ月程必要 ・採用情報の合同発信(令和4年度採用分) 資料2-4 ・直轄修繕代行事業工事着手 【8月予定】	
第3 四半期	・メンテナンスセミナー、点検ミニ講習会 【9月予定】 ・相談の場(第1回書面形式) 資料2-2 ・第2回静岡県道路メンテナンス会議 ・道路鉄道連絡会議 【10～11月予定】 ・PI講習会【第2回】(実習編) 資料2-3	
第4 四半期	・相談の場(第2回書面形式) 資料2-2 ・相談の場(会議形式) 資料2-2 ・採用情報の合同発信(令和5年度採用分) 【4月予定】	

【持ち回り開催】
・パネル展

メンテナンスサイクル確立に向けた新たな取組について

資料2-1

静岡県におけるメンテナンスサイクル確立に向けた主な課題と対応

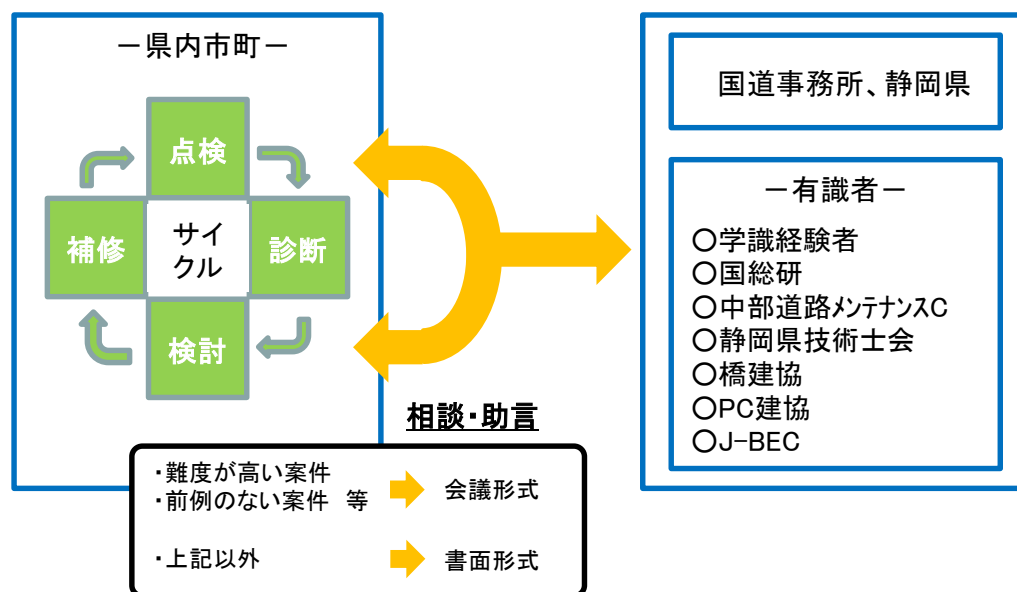
課題				概要	対応
点検	診断	補修	その他		
●				個々の自治体単位では、受注される点検規模が確保できない自治体が存在する	地域一括発注を実施
●	●			直営で点検や診断を実施せざるを得ない状況だが、職員に技術力がない	担当となった地方公共団体の職員を対象に、要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得することを目的とする研修を創設 現地での実務講習会を開催
●	●			点検・診断等業務を発注するにあたり、業務を担当する技術者に求める知識と技術が分からない	技術者資格登録制度を創設
	●	●		対策立案から工事までに求められる技術力がない。地元で相談できる学識者もいない。	損傷補修事例集を整備 点検結果に基づく健全性の診断、対策立案に係る相談の場を設置(案) ⇒資料2-2
		●		必要となる予算が大きく、更なる財政支援が必要	補助の採択要件等を緩和
●	●	●		全国のメンテナンスの進捗を見える化するためのDB構築に係る作業の負荷が大きい	WEB上での入力支援システムを運用開始
●	●	●		財政的、人力的な課題を解決できる新技術の導入が必須	新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)を整備
●	●	●		跨線橋の点検及び修繕が計画的かつ効率的に進む仕組みが必要	鉄道事業者と道路管理者による道路連絡会議を設置
			●	施設数が多すぎるので集約・撤去が必要だが、地元の合意が形成できない	好事例を収集し、技術資料として整備中 合意形成(PI)の講習会を開催(案) ⇒資料2-3
			●	採用したくても、土木系の学生が採用に応募してこない	関係機関での合同インターンを開催(案) ⇒資料2-4
			●	メンテナンスに必要な予算が不足	国民の理解を得るためのパネル展を市役所や「道の駅」において実施 有料道路事業や財政投融资、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により予算総枠を確保

健全性の診断、対策立案に係る相談の場(案)

1. 趣旨・目的

- メンテナンスサイクル確立に向けては、補修等の毎年度着手率を約2割に引き上げる必要がある一方で、自治体からは「技術力不足等から、コンサルタント等から提案された診断結果や修繕方法について、妥当性を判断できない」という声がある。
- このため、コンサルタント提案に対する妥当性や留意事項について自治体に助言することで、メンテナンスサイクルを円滑に廻すとともに、得られた知見を広く共有するため事例集として取りまとめる仕組みを構築する。

2. 令和3年度の仕組み(イメージ)



4. スケジュール

8月	・相談案件の募集
9月	・相談案件の形式の振り分け ・書面形式での助言
10月	・会議形式での相談の場の有識者の選定 ・助言に先立ち確認が必要な事項の整理
1～2月	・会議形式での相談の場開催
年度内	・相談及び助言をHPに掲載

3. 役割分担

- 国道事務所
助言の整理、相談の場への案件の選定、相談の場(会議形式)の運営
- 静岡県
助言の整理、相談の場への案件の選定、市町への連絡
- 管内自治体
個別相談にあたり確認が必要な事項の整理

5. コロナ対策

- TV会議等オンライン化の推進
- 会議等における3密防止(席間隔、窓開放等)
- 消毒液の設置 等

合意形成手法(パブリック・インボルブメント)講習(案)

1. 趣旨・目的

- 施設の集約化・撤去については、実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図るための方策として、令和3年3月に数値目標を策定した自治体の事業が道路メンテナンス事業補助制度における優先支援要件とされたところであるが、自治体から「総論賛成でも各論反対で地元がまとまらないために調整が進まない」という声がある。
- このため、広域的幹線道路等の合意形成において活用されている、計画立案プロセスに、その政策を立案する主体以外の人や団体などを関与させることにより、プロセスの透明性や客観性を高め、地域のニーズを計画に反映する手法が集約化・撤去にも有効と考え、自治体担当者向けの講習会を実施する。

2. 令和3年度の実施内容

- 講師
(株)三菱総合研究所 地域創生事業本部 矢嶋 宏光氏
(広域的幹線道路でのPI手法による合意形成の豊富な実績)
- 第1回:「PIの基礎」(座学)【令和2年度実施済】
・PIとは何か、どんな視点、姿勢で何を目指すかを学ぶ
- 第2回:「PIの基礎」(実習)
・コミュニケーションスキルの習得
- 対象者
・道路メンテナンスを担当する係長・主任クラスで各市町から
1~2名程度(令和2年度実施の第1回講習の参加者を優先)

3. 役割分担

- 国道事務所
講師との連絡・調整、講習会資料の準備
- 静岡県
参加者とりまとめ、会場確保・受付

4. スケジュール

8月	・第2回講習会の日程決定案内
9月	・参加者の募集
年内	・第2回講習会の開催

5. コロナ対策

- 入場者に咳エチケットの徹底を周知
- 会場の換気や配席に配慮(席の間隔を空ける)
- 会場入り口に消毒液等の配置

土木系学生採用に向けた採用情報の合同発信(案)

1. 趣旨・目的

○メンテナンスサイクル確立に向けて、自治体においても必要な技術力を身につけた職員の採用が必要となるが、募集しても応募がないという声があることから、メンテナンス会議HPに県内道路管理者の採用情報ポータルサイトを設置し、土木系学生の採用情報へのアクセスを容易にする。

○ポータルサイトの認知を高めるため、教育機関への情報提供に着手する。

2. 令和3年度の実施内容

○静岡県道路メンテナンス会議HP(静岡国道HP)内の採用情報を更新

○ポータルサイトの設置について、首都圏及び中部圏の土木系学部のある大学や高専、県内の工業高校に情報提供、(一社)静岡県人会HPへの掲載等により周知

4. スケジュール

8月	・令和3年4月採用の実績の掲載 ・令和4年4月採用の状況の掲載
秋～ 年明け	・土木系学部のある首都圏の教育機関に協力依頼 ・令和5年4月採用の予定に関する情報の整理
4月	・令和4年4月採用の実績の掲載 ・令和5年4月採用の予定の掲載

3. 役割分担

○国道事務所
ポータルサイトの更新
県外への情報提供、周知

○静岡県
県市町の採用情報の更新
県内への情報提供、周知

令和3年度 道路関係予算概要

令和3年1月

国土交通省道路局
国土交通省都市局

I はじめに ～道路の機能と目指すべき社会像～

1. 道路の機能

(1) 人・地域をつなぐ

道路は、人や地域を相互につなぎ、人・モノ・情報の移動を支援します。

通勤、通学、買い物等の日常生活の移動や、レジャーや観光など広域的な人の移動を支えます。また、食料品や日用品などの生活物資、農林水産品や工業製品などのモノの輸送を支えます。さらに、道路に敷設された光ファイバー等は多量の情報を運びます。

災害時には、救急救命、救援物資の運搬を支える、人々の命とくらしを守る生命線としての役割も担っています。コロナ禍では、人の移動は激減しましたが、国民のステイホームを支えたのはモノと情報の流れでした。

これら人・モノ・情報の移動により、地域・まちがつながって、国民生活や経済活動が営まれます。

平時・災害時を問わず安定した人・モノ・情報の移動を確保するために、近年の技術革新も踏まえ、道路の更なる機能向上が求められています。

- 旅客輸送(人)の自動車分担率¹: 約77%
(うち100km未満の国内旅客輸送(人)の自動車分担率 約96%)
- 貨物輸送(トン)の自動車分担率²: 約84%
(うち100km以下の貨物輸送(トン)における自動車分担率: 約94%)
- 品目別のトラック輸送分担率²:
野菜・果物 約96% 水産品 約99% 衣服・身の回り品 約99%
- コロナ禍における高速道路の交通状況³:
小型車は最大8割減、大型車は最大2割減(前年比)

(2) 地域・まちを創る

道路は、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し、日々の暮らしや経済活動等を支える環境を創出します。

地域・まちの中の人・モノの流れを整流化し、人々が滞在し交流する賑わいの場や電気・ガス・水道・光ファイバー等のライフラインの収容場所としても活用されます。また、災害時には、避難場所等としての役割も担います。

かつて道路は人々のコミュニケーションを育む場でしたが、モータリゼーションの進展によりその機能が失われつつあります。空間の利活用のニーズも変化してきており、より一層魅力的な地域・まちを創造するため、地域の創意工夫で道路を柔軟に利活用することが求められています。

- 国土に占める道路面積⁴: 約110万ha (国土面積の約3%、秋田県の面積相当)
- ライフラインの道路占用割合⁵:
電気管路 100% 通信管路 約96% ガス 約91% 上下水道 100% 地下鉄 約77%
- コロナ禍における沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和⁶:
全国、約420の自治体で基準緩和の措置、約240箇所取組を実施(令和2年9月1日時点)

【出典】 1:国土交通省「第6回全国幹線旅客純流動調査」2015年

2:国土交通省「第10回全国貨物純流動調査」2015年

3、5、6:国土交通省道路局調べ

4:道路面積:国土交通省「道路統計年報2019」

国土面積、秋田県面積:国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」

2. 目指すべき社会像

道路が持つ“人・地域をつなぐ”ネットワークとしての機能と“地域・まちを創る”空間としての機能を最大限活かし、国民のくらしや経済をしっかりと支えていく必要があります。他の交通手段とも連携しつつ、世界一安全（Safe）、スマート（Smart）、持続可能（Sustainable）な道路交通システムを構築し、下記の社会の実現を目指します。

（１）災害脆弱性とインフラ老朽化を克服した安全・安心な社会

自然災害は、国や地域の成長軌道を一瞬にして破壊する力を持ち、日本が持続的な成長を目指す上での最大の課題であると言っても過言ではありません。

近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえて、災害時に「被災する道路」から「救援する強靱道路」として強靱で信頼性の高い国土幹線道路ネットワークを構築するとともに、急速に進展するインフラ老朽化を克服し、良好なインフラを次世代につなぐことで、誰もが安全に安心して暮らせる社会を目指します。

（２）人・モノ・情報が行き交うことで活力を生み出す社会

社会の持続可能性を高めるためには、生産性の向上による経済成長が必要不可欠です。経済成長を支える人・モノ・情報の移動を安全で円滑に行うことが出来るよう、高規格道路をはじめとする国土幹線道路ネットワークや拠点を構築するとともに、新たな技術も活用しつつ道路の機能を進化させ、人・モノ・情報が国土全体を行き交う活力あふれる社会を目指します。

（３）持続可能で賑わいのある地域・まちを創出する社会

今後、都市・中山間地域問わず人口が減少していく中で、高齢者、子供、障がい者を含む全ての人の生活・生業が持続可能で、かつ人々が誇りを持って暮らせる地域・まちを創出する必要があります。環状道路等の幹線道路ネットワークの進展により生まれる都市内の空間のゆとりを有効に活用することで、地域がそれぞれの工夫により、良好な環境や景観等を備えた、持続可能で賑わいのある地域・まちを創出する社会を目指します。

（４）時代の潮流に適応したスマートな社会

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、安定的な物流の確保の重要性、東京一極集中のリスク等が認識されました。

エッセンシャルワーカーである物流事業者の環境整備、持続可能な道路の維持管理、新しい生活様式を踏まえた自転車利活用の推進等に取り組むとともに、デジタル化による道路管理や行政手続きの省力化、効率化を推進し、新たな価値を創造するスマートな社会の実現を目指します。

これら目指すべき社会の実現に向け、①防災・減災、国土強靱化、②予防保全による老朽化対策、③人流・物流を支えるネットワークの整備、④安全・安心や賑わいを創出する空間の利活用、⑤道路システムのDX、⑥「新たな日常」の実現を基本方針として、関連する他分野の施策とも連携しつつ、これらに対応した道路施策に重点的・効率的に取り組めます。

Ⅱ 基本方針

1 防災・減災、国土強靱化 ～災害から国民の命とくらしを守る～

- 激甚化、頻発化する災害から、速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの強靱化が重要です。発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保することを目標に、渡河部の橋梁等の流失防止対策や高架区間等の緊急避難場所としての活用等の局所対策に加えて、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を利用者負担も活用しつつ加速します。

<道路ネットワークの機能強化>

【高規格道路のミッシングリンクの解消】

熊野尾鷲道路に並行する一般国道42号は、南海トラフ地震による、津波浸水想定区域を通過
ミッシングリンクが解消されることで、津波浸水想定区域を回避する緊急輸送道路を確保



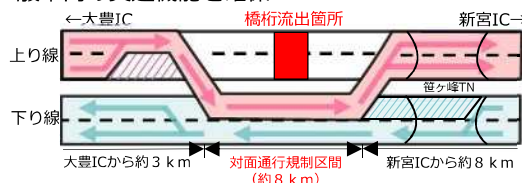
津波による国道42号の浸水想定区域（尾鷲市）



【高規格道路の暫定2車線区間の4車線化】

平成30年7月豪雨

高知自動車道において、上り線の橋梁が落橋したが、下り線を活用し、被災6日後に暫定2車線で一般車両の交通機能を確保



令和2年7月豪雨

令和2年7月豪雨では九州自動車道（横川～溝辺鹿兒島空港）において、4車線のうち被害のない2車線を活用し、約8時間で一般車両の下り線の通行を確保。また、約19時間後には一般車両の上下線の交通機能を確保



九州自動車道（横川～溝辺鹿兒島空港）の被害状況

<局所対策の例>

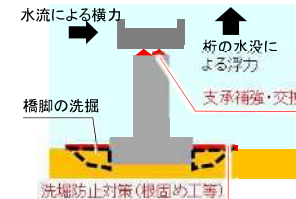
【橋梁等の流失防止対策】

令和2年7月豪雨

球磨川の氾濫により熊本県道等において、橋梁流失等の被害が発生し、交通機能が寸断



熊本県道の被害状況



対策イメージ

【道路高架区間の一時避難場所としての活用】

道路の高架区間等を津波や洪水発生時の緊急避難場所として活用するため、避難施設等を整備



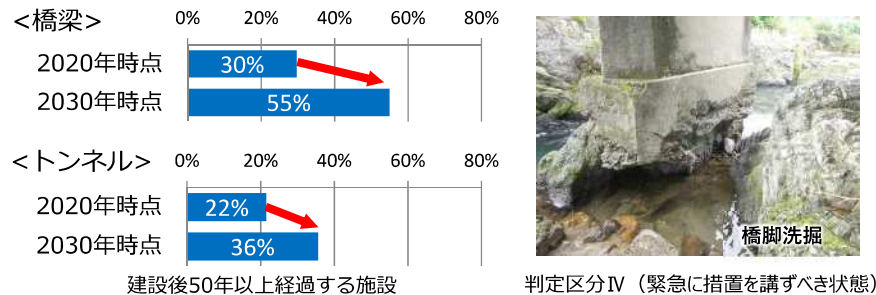
道路区域に設けられる緊急避難施設のイメージ

2 予防保全による老朽化対策 ～安全・安心な道路を次世代へ～

- 「荒廃するアメリカ」の教訓を踏まえ、道路の安全・安心を守るとともに良好なインフラを次世代へと継承する責務があります。ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な施設の対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスを確立します。

【深刻化するインフラの老朽化】

建設後50年以上経過する社会資本の施設の割合が加速度的に増加



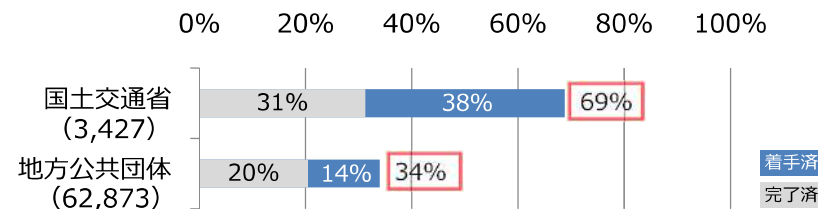
【荒廃するアメリカ】

1980年代のアメリカでは、1930年代に大量に建設された道路構造物の老朽化に対応できず、橋梁や高架道路の損傷事故等により、大量の迂回交通が発生するなど、経済や生活の様々な面で大きな影響



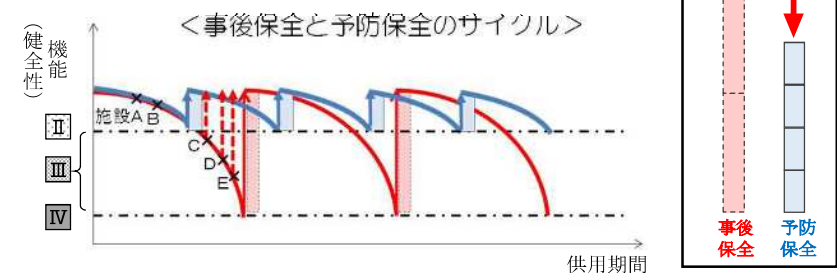
【判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況】

平成26年度以降5年間（1巡目）の点検で、早期または緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の橋梁のうち、修繕等の措置に着手した橋梁の割合は、令和元年度時点で国土交通省で69%、地方公共団体で34%



【予防保全による中長期的コスト削減】

予防保全による維持管理へ転換し、中長期的なトータルコストの削減・平準化を図るためにも、早期又は緊急に措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の早期解消が急務



3 人流・物流を支えるネットワークの整備 ～人を、地域をつなぐ～

- 東京一極集中の是正による多核連携型の国づくりや安定した物流の確保に対応するためには、国土全体として、安全で円滑な人やモノの移動を確保することが必要です。国土のフル活用を可能とする『速達性とアクセス性が確保された国土幹線道路ネットワークの構築』に向けて、重要物流道路の強化や渋滞対策、物流を支える休憩・中継施設の機能強化等の取り組みを推進します。

【都市間の速達性】

日本の都市間連絡速度は、いまだ約半数の都市間(92/208リンク)が60km/hに満たないなど、諸外国に遅れをとっている状況

都市間連絡速度の状況

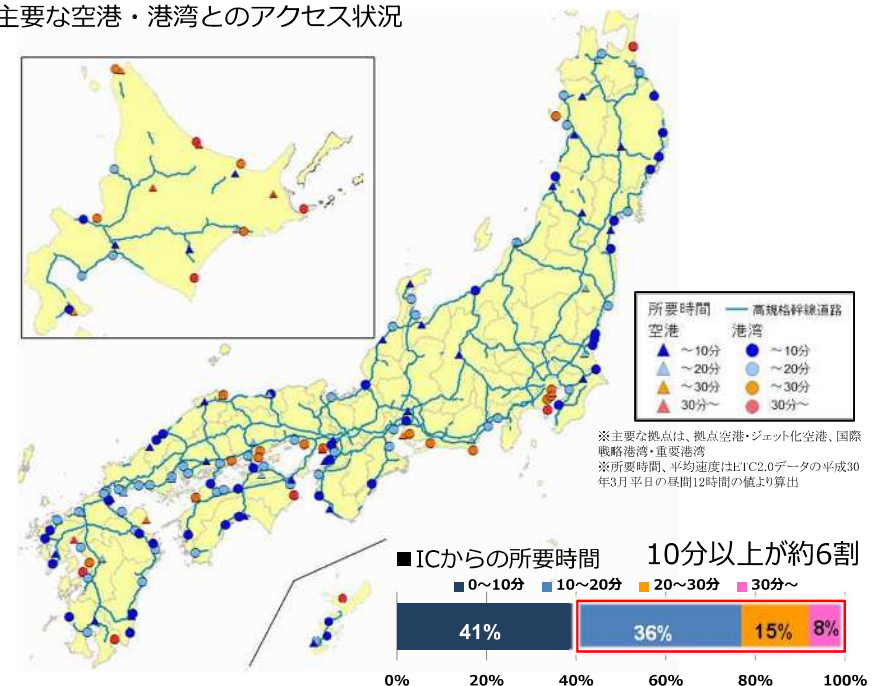
(注) 都市間連絡速度の算出方法
対象は113都市、208リンク。ETC2.0(H30小型車)の旅行速度データを用いて算出



【空港・港湾のアクセス性】

空港・港湾は人流・物流の広域移動を担う拠点であるが、いまだ高規格幹線道路から10分以上の所要時間を要する箇所が約6割程度存在(103/173箇所)

主要な空港・港湾とのアクセス状況



4 安全・安心や賑わいを創出する空間の利活用 ～地域・まちを創る～

- 環状道路やバイパスの整備進展に伴い自動車の交通量が減少した都市内の道路を有効活用することが重要です。『多様性と独自性のある地域・まちの創出』に向けて、多様なニーズを実現できる道路の利活用の仕組みを充実し、賑わいの創出や移動の安全・安心の向上、自転車や新たなモビリティの利活用などを推進します。

【賑わいを創出する空間】

バイパス等の整備により、自動車交通が転換した中心市街地の道路において歩行空間の魅力や安全性を向上する取組を推進



国道8号敦賀空間再整備

出典：敦賀市資料

歩道上のオープンカフェなど、地域の多様なニーズが実現できる空間の利活用を推進



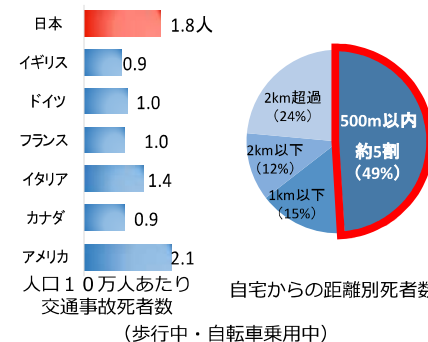
歩道上のオープンカフェ
(宇都宮市道1号線：宇都宮市)



公道を活用した新たなモビリティの
シェアリング社会実験 (国道1号：千代田区)

【安全・安心な空間】

自転車や歩行者の安全・安心な移動空間の整備が必要



自転車の通行空間の確保 (国道246号：青山地区)

少子高齢社会を迎えた我が国において、ユニバーサルデザインの推進や、子育て世代の応援が必要



ユニバーサルデザインの歩行空間
(東京都港区)



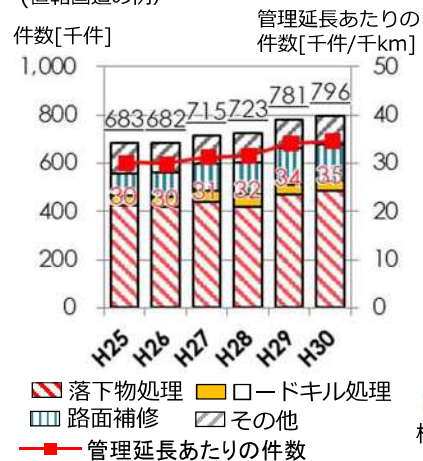
子供が安心して遊べるキッズルーム
道の駅「パレットピアおおの」 (岐阜県大野町)

5 道路システムのDX ～ クロスロード xROAD の実現～

- 限られた体制のもとでも、道路利用者に対して安全・安心な通行を確保するとともに、高度な道路インフラサービスを提供することが必要です。『持続可能でスマートな道路管理への変革』に向けて、デジタル技術や新技術の導入等による道路管理や行政手続きの省力化・効率化を加速します。

＜現在の状況＞

【異状・障害の発見・処理件数】
(直轄国道の例)



【管理施設数と点検の状況】

(2020.3末時点)

＜高速道路会社＞

橋梁 : 24,038橋
トンネル : 2,053橋
道路付属物等 : 11,962施設

＜直轄国道＞

橋梁 : 38,197橋
トンネル : 1,680橋
道路付属物等 : 12,010施設



橋梁点検(点検車)



トンネル点検

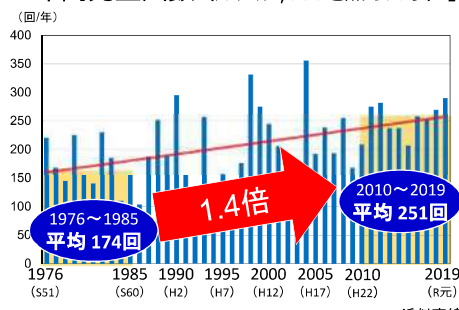
【特殊車両の審査日数の推移】

最大55.6日

(H30.1)



【1時間降水量50mm以上の年間発生回数(メタス1,000地点あたり)】



＜道路システムのDXの方針と取組例＞

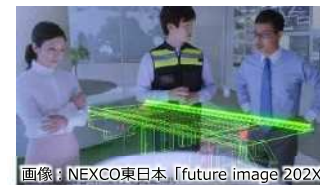
【方針】 IT技術を駆使して

- ①道路利用の障害となる様々な事象を早期発見、処理する
- ②施工や維持管理作業などの徹底した自動化、無人化を図る
- ③手続きや支払いはオンライン化、キャッシュレス化・タッチレス化する
- ④道路のビッグデータを収集・蓄積、フル活用して、社会に還元する

【IT技術・新技術の総動員による高レベル道路インフラサービスの提供】



パトロール車両に搭載したカメラからのリアルタイム映像をAI技術により処理し、舗装の損傷を自動検知



デジタルデバイスをフル活用し、AI等の新技術により点検結果を照合、老朽化の進行具合の判断、対応を迅速化

【行政手続きのデジタル化・スマート化による生産性向上】



ETC2.0等を活用し、特車通行許可等の行政手続きを迅速化・即時処理

【高速道路等のキャッシュレス化・タッチレス化の早期実現】



ETC専用化等の推進、ETCを高速道路利用以外にも活用

【データプラットフォームの構築と多方面への活用】

各道路管理者間で共通のデータプラットフォームを構築するとともに、ビッグデータの外部利用を促進

6 「新たな日常」の実現 ～ポストコロナ時代のくらしや経済を支える～

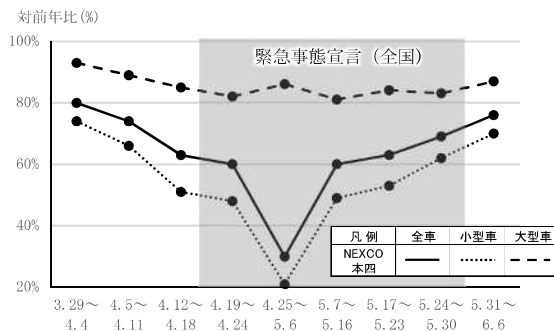
- 新型コロナウイルス感染症は、これまでの人の行動や意識、社会経済に大きな変化をもたらしていますが、ポストコロナ社会においても、道路は、生活や経済活動を支えるインフラとして必要不可欠です。ポストコロナ社会の「新たな日常」を支えるために、物流事業者の環境整備、感染リスクを踏まえた観光振興、3密対策を踏まえた道路空間の利活用等の道路を賢く使う取組を推進します。

【物流への支援の必要性】

コロナ禍において、生活を支える物流の重要性が改めて確認

通販需要等の拡大により、宅配便の取扱量は増加傾向

高速道路の主な区間の交通量増減（対前年比）



宅配便取扱個数（2020年6月）

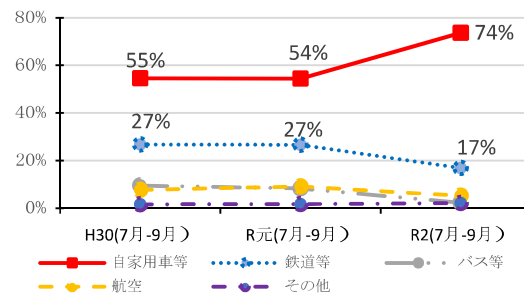
		個数(千個)	対前年比
ヤマト運輸	宅急便・宅急便コンパクト	149,438	+15.4%
	ネコポス	20,791	+49.4%
日本郵便	ゆうパック	96,025	+23.6%
	ゆうパケット	46,958	+38.1%

出典：国土交通省「社会資本整備審議会/交通政策審議会 計画部会 資料（R2.8.21）」

【観光振興の必要性】

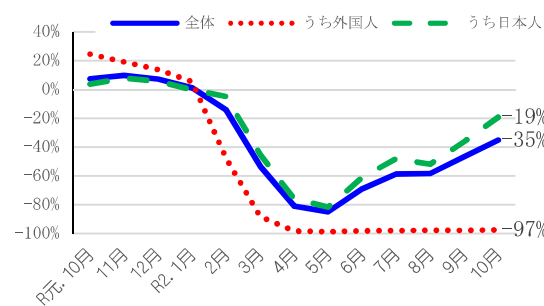
新型コロナの影響により、旅行の移動手段の変化等、旅行形態が変化

国内旅行の移動手段の変化（割合）



出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」より道路局作成

延べ宿泊者数（前年同月比）の推移

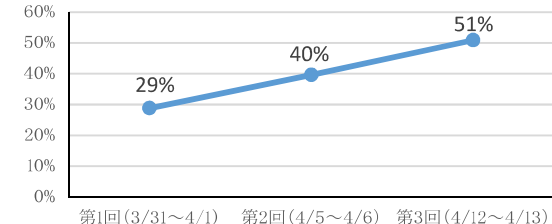


出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」より道路局作成

【空間の有効利用の必要性】

新型コロナの影響により、自転車通勤への関心が高まる等、3密を回避する動きが増加

全国の3密回避の実施割合の推移

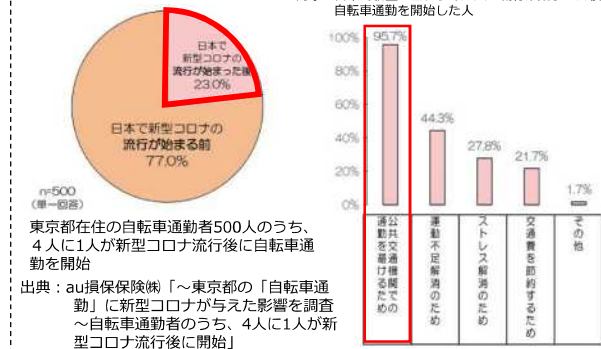


※LINEユーザーを対象に調査（日本全国15歳以上110歳以下、職業補正済み）
出典：厚生労働省「第1-3回「新型コロナ対策のための全国調査」」より道路局作成

自転車通勤への関心の高まり

Q いつ自転車通勤を始めましたか？

Q 自転車通勤を始めた理由は何ですか？
対象：日本で新型コロナウイルスの流行が始まった後、自転車通勤を開始した人



Ⅲ 決定概要

1 予算総括表

(単位:億円)

事	項	事業費	対前年度比	国 費	対前年度比
直	轄 事 業	15,994	1.01	15,994	1.01
改	築 そ の 他	10,765	1.01	10,765	1.01
維	持 修 繕	4,083	1.03	4,083	1.03
諸	費 等	1,147	0.98	1,147	0.98
補	助 事 業	7,939	1.00	4,554	1.00
	高規格道路、IC等アクセス道路その他	3,907	1.00	2,152	1.00
	道路メンテナンス事業補助	3,863	1.00	2,223	1.00
除	雪	169	1.00	113	1.00
補	助 率 差 額	—	—	66	1.06
有	料 道 路 事 業 等	24,560	0.97	106	0.83
小	計	48,493	0.99	20,655	1.01
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 (令和2年度補正予算にて措置)		4,478	—	3,605	—
合	計	52,971	1.05	24,259	1.11

[参考] 公共事業関係費(国費): 60,695億円[対前年度比1.00(臨時・特別の措置を除く)]

※上表の小計には、個別補助制度創設等に伴う防災・安全交付金および社会資本整備総合交付金からの移行分が含まれており、移行分を含まない場合は国費20,477億円[対前年度比1.00(臨時・特別の措置を除く)]である。

※この他に、令和3年度予算において防災・安全交付金(国費8,540億円[対前年度比1.09(臨時・特別の措置を除く)]、社会資本整備総合交付金(国費6,311億円[対前年度比0.87(臨時・特別の措置を除く)])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、令和3年度予算において社会資本整備総合交付金(国費77億円[対前年度比0.06])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和2年度補正予算にて措置されたものであり、この他に、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※上表の合計の前年度分には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(臨時・特別の措置)」を含めた計数としている。

注1. 上記の他に、行政部費(国費8億円)がある。

注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金(3,017億円)を含む

注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しないところがある。

2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図るため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策や、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進について、令和7年度までの5か年で加速化するため、事業規模等を定め、重点的・集中的に取り組めます。

<防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(道路関係)>

- 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策
- 道路施設の老朽化対策(橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等)
- 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策
- 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策
- ITを活用した道路管理体制の強化対策

3 防災・減災、国土強靱化に向けた中長期プログラムの策定について

近年の激甚化・頻発化する災害からの迅速な復旧等のために、発災後概ね1日以内に緊急車両の交通を確保し、概ね1週間以内に一般車両の交通を確保することを中長期的な目標として定め、道路ネットワークの防災上の課題箇所を点検した上で、災害に強い国土幹線道路ネットワークの選定を行いました。

中長期目標の達成に向けて、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、直轄国道等の防災課題解消によるダブルネットワークの強化等を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築します。

具体的には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に位置づけられた目標や事業規模等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の中長期プログラムを令和2年度内に策定します。

4 地方への重点的支援について

地方公共団体からの要望を踏まえ、地方の課題解決のため、補助事業や交付金事業を適切に組み合わせ、重点的に支援します。

①個別補助制度の創設・拡充

○踏切道改良計画事業補助制度の創設

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設する。

○高規格幹線道路インターチェンジアクセス道路補助制度等の拡充

高規格幹線道路インターチェンジの整備とあわせて行われる当該インターチェンジへのアクセス道路整備に対する補助制度について、高規格幹線道路の開通時期が公表されている場合に加えて、高規格幹線道路と一体的に施工する必要がある場合やアクセス道路において大規模構造物を施工する場合など、高規格幹線道路と同時供用するために計画的な施工が必要と認められるものを補助対象とする等の拡充をする。

②交付金における重点配分対象事業の見直し

以下の事業に特化して策定される整備計画を新たに重点配分対象に拡充します。

- ・歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業
- ・自動運転技術を活用したまちづくり計画に基づく自動運転車の走行環境整備

また、国土強靱化地域計画に基づく事業については、防災・安全交付金により重点的に支援します。

5 高速道路の機能強化の加速

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、財政投融资を活用して、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保のため、暫定2車線区間における4車線化による機能強化を図ります。

(道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要)

- 社会資本整備総合交付金においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。
- 防災・安全交付金においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

社会資本整備総合交付金

《ストック効果を高めるアクセス道路の整備》

- 駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業



工業団地と供用時期を連携したアクセス道路の整備



駅の整備と供用時期を連携したアクセス道路の整備

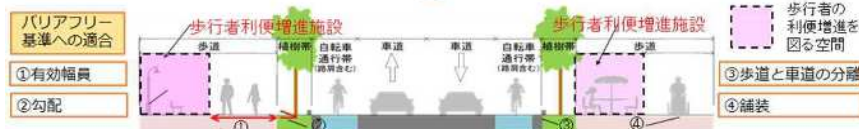
《歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業》

- 歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業(立地適正化計画に位置付けられた区域内の事業に限る)

[事業イメージ]



車道：4車線→2車線
歩道：拡幅



《道の駅の機能強化》

- 全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」の機能強化
- 子育て応援の機能強化
- 広域的な防災拠点となる「道の駅」の機能強化



防災・安全交付金

《子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策》

- 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

- 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

- 鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

- 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

⇒ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分



歩道拡幅・ユニバーサルデザイン化



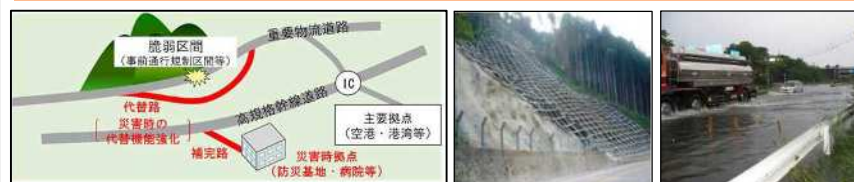
自転車通行空間の整備

- 自動運転技術を活用したまちづくり計画に基づく自動運転車の走行環境整備

《国土強靱化地域計画に基づく事業（防災・減災）》

- 重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

- 災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の道路整備



法面法枠工



冠水対策

《適確な地震対策》

- 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震化(令和3年度まで)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(道路関係)

- 近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進む施設の老朽化等に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策を含めて、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ります。

災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築

- 高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進

＜達成目標＞

- ・5か年で高規格道路のミッシングリンク約200区間の約3割を改善(全線又は一部供用)
- ・5か年で高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間(約880km)の約5割に事業着手

【国土強靱化に資するミッシングリンクの解消】



【暫定2車線区間の4車線化】



被害のない2車線を活用し、交通機能を確保

道路の老朽化対策

- ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設(橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等)の対策を集中的に実施

＜達成目標＞

- ・5か年で地方管理の要対策橋梁の約7割の修繕に着手
- ・予防保全に移行する達成時期を令和43年度から令和35年度に前倒し(約10年の短縮)

【橋梁の老朽化事例】



床版鉄筋露出

【舗装の老朽化事例】



アスファルト舗装ひび割れ

河川隣接構造物の 流失防止対策

- 通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の洗掘・流失対策等を推進

【渡河部の橋梁流失】

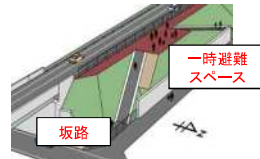


令和2年7月豪雨 熊本県道

高架区間等の緊急避難 場所としての活用

- 津波等からの緊急避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を活用し避難施設等の整備を実施

【緊急避難施設の整備イメージ】



道路法面・盛土対策

- レーザープロファイラ等の高度化された点検手法等により新たに把握された災害リスク箇所に対し、法面・盛土対策を推進

【法面・盛土対策】



法面吹付工、落石防止網工

無電柱化の推進

- 電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を実施

【台風等による電柱倒壊状況】



【千葉県館山市船形】

ITを活用した 道路管理体制の強化

- 遠隔からの道路状況の確認等、道路管理体制の強化や、AI技術等の活用による維持管理の効率化・省力化を推進

【AIによる画像解析技術の活用】



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

決定：令和2年12月11日

1. 基本的な考え方

○近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

○このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。

○このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：**123対策**

○追加的に必要となる事業規模：**おおむね15兆円程度を目途**

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の**5年間**

防災・減災、国土強靱化のための対策

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 (平成30年12月14日閣議決定)

概要

重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を実施

期間

平成30年度～令和2年度の3年間

対策内容
(道路関係)

- 道路法面・盛土等に関する緊急対策
(法面・盛土対策、道路拡幅等)
- 道路の排水施設等に関する緊急対策
- 道路における越波・津波に関する緊急対策
- 道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策
- 全国の踏切道に関する緊急対策
- 道路における無停電等に関する緊急対策
- 大雪時の車両滞留危険個所に関する緊急対策
- 市街地における電柱に関する緊急対策

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 (令和2年12月11日閣議決定)

近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進む施設の老朽化等に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、**高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策を含めて、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る**

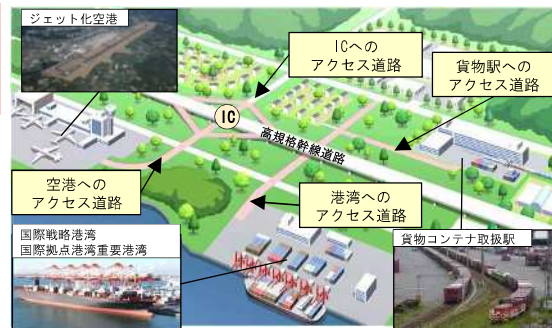
令和3年度～令和7年度の5年間

- 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策
- 道路施設の老朽化対策
(橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等)
- 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策
- 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策
- ITを活用した道路管理体制の強化対策

主な個別補助制度①

高規格道路・ICアクセス道路等補助制度

- 広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた地域高規格道路の整備及び、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する「重要物流道路」の整備について計画的かつ集中的に支援
- 高規格幹線道路、地域高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援
- 物流の効率化など生産性向上に資する空港・港湾等へのアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援
- 都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備について計画的かつ集中的に支援



IC・空港・港湾等アクセス道路補助イメージ



都府県境道路整備補助イメージ

道路メンテナンス事業補助制度

- 道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新等）に対し計画的かつ集中的に支援

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



無電柱化推進計画事業補助制度

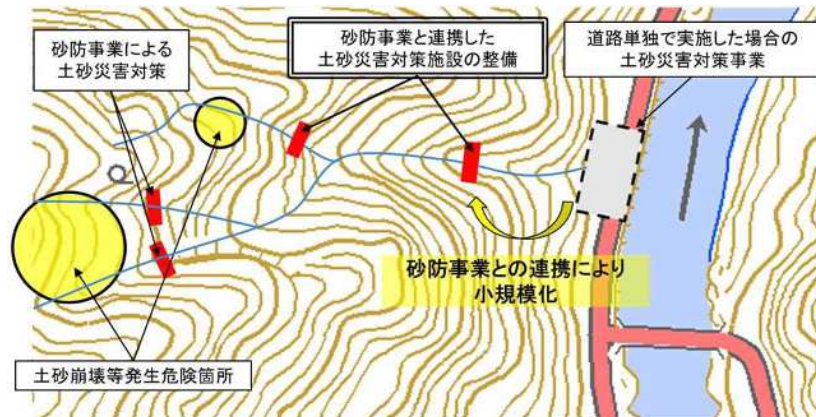
- 「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づく事業を計画的かつ集中的に支援



主な個別補助制度②

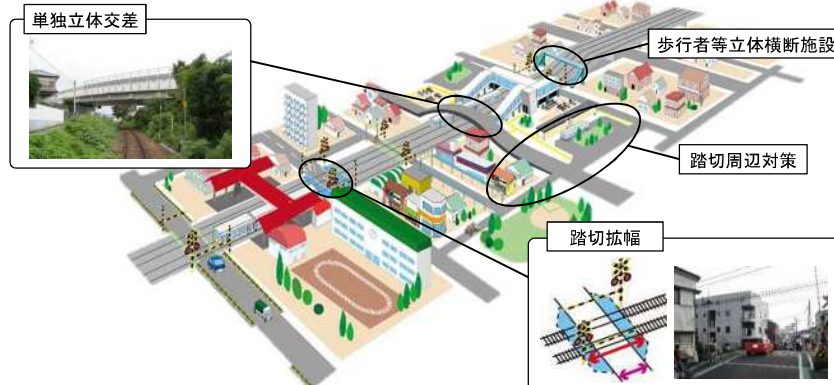
土砂災害対策道路事業補助制度

- 重要物流道路等において、砂防事業と連携し実施する土砂災害対策事業に対し計画的かつ集中的に支援



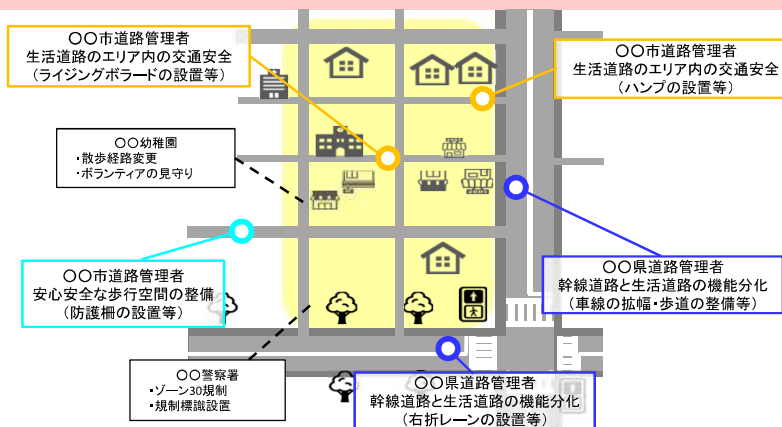
踏切道改良計画事業補助制度

- 交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について計画的かつ集中的に支援



交通安全対策補助制度（地区内連携）

- 一定の区域において関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき実施する交通安全対策を計画的かつ集中的に支援



連続立体交差事業補助制度

- 道路と鉄道の交差部が連続する鉄道の一定区間を高架化又は地下化するすることで、交通の円滑化と分断された市街地の一体化による都市の活性化に資する事業を計画的かつ集中的に支援



R3年度改正箇所

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの
 ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
 ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
 ※2 「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定・公表
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市
橋梁

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・老朽化対策方針
 ・新技術活用方針
 ・費用縮減方針
 ・施設名・延長・判定区分
 ・点検・修繕実施年度
 ・修繕内容・対策費用 等



【橋梁】

〇〇市
トンネル

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・老朽化対策方針
 ・新技術活用方針
 ・費用縮減方針
 ・施設名・延長・判定区分
 ・点検・修繕実施年度
 ・修繕内容・対策費用 等



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・老朽化対策方針
 ・新技術活用方針
 ・費用縮減方針
 ・施設名・延長・判定区分
 ・点検・修繕実施年度
 ・修繕内容・対策費用 等



【道路附属物等】

道路メンテナンス事業補助制度要綱の主な改正内容(R3.4)

改正内容① 新技術等の活用の検討を補助要件化

□ 要綱第4「事業要件」に以下を追加

事業の実施にあたっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化に取り組むこと。

※ただし、R2年度末時点において、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く

【修繕・更新・撤去事業】

費用の縮減や事業の効率化などを図るための対策案の比較検討において、従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術等を加えた比較検討などを実施する、または実施していること。

【点検】

費用の縮減や事業の効率化などを図るための比較検討において、「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術や、その他近接目視点検を充実・補完・代替する技術などの活用の検討を実施する、または実施していること。(発注後の業務計画において新技術等の活用の検討を行うことなどにより検討を実施すること。)

改正内容② 長寿命化修繕計画に記載すべき基礎項目を追加

□ 要綱第5「長寿命化修繕計画の策定」に以下を追加

計画全体の方針

(1) 老朽化対策における基本方針 (2) 新技術等の活用方針 (3) 費用の縮減に関する具体的な方針

※(3)において、橋梁や横断歩道橋については、集約化・撤去などを含め検討し記載するものとする。

個別構造物毎の事項

・次回点検年度

以下を参考に方針を定める

【老朽化対策における基本方針】

長寿命化修繕計画の目的や対象施設、計画期間、個別施設の老朽化の状況(管理施設数、健全性の判定区分の割合、修繕等措置の着手状況等)、対策の優先順位の考え方や目標など、今後の計画的な老朽化対策を実施する上で必要となる情報や考え方を整理し、計画期間における老朽化対策の基本的な方針を定めた内容

【新技術等の活用方針】

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るための新技術等の活用に関する考え方や取り組み、目標などを定めた内容

【費用の縮減に関する具体的な方針】

・今後の老朽化対策に必要な費用の縮減を図るための考え方や取り組み、目標などを定めた内容

・橋梁や横断歩道橋については、社会経済情勢や施設の利用状況等の変化に応じた適正な配置のための集約化・撤去、機能縮小などによる費用の縮減に関する方針を定めた内容

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

- **背景・概要** 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援① 「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来 近接・野帳の記入が**必要**

ボートによる近接目視



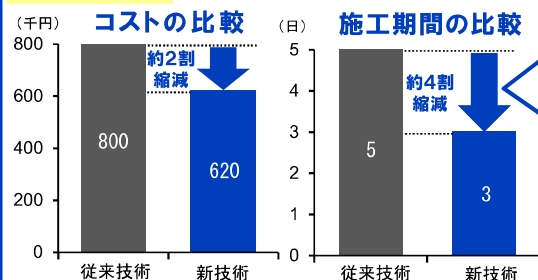
新技術 近接・野帳の記入が**不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



清橋10橋での試算

・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係る**コストや施工期間の縮減、安全性の向上が図られる**

優先支援② 「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する短期的な数値目標を策定した自治体の事業

〇〇市 橋梁 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】 記載内容 ・老朽化対策方針 ・新技術活用方針 ・費用縮減方針 ・施設名・延長・判定区分 ・点検・修繕実施年度 ・修繕内容・対策費用 等	【集約化・撤去】 (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋のうち約半数程度について、施設の撤去や、複数施設の集約化などの検討を実施することを目標とする。	【新技術等の活用】 (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋全について、新技術活用検討を行い、約〇割程度の橋梁で事業の効率化が見込まれる新技術を活用する。	【費用縮減】 (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋のうち、〇橋については直営点検や新技術を活用した点検を実施することで、費用を約〇割縮減する。
--	--	---	---

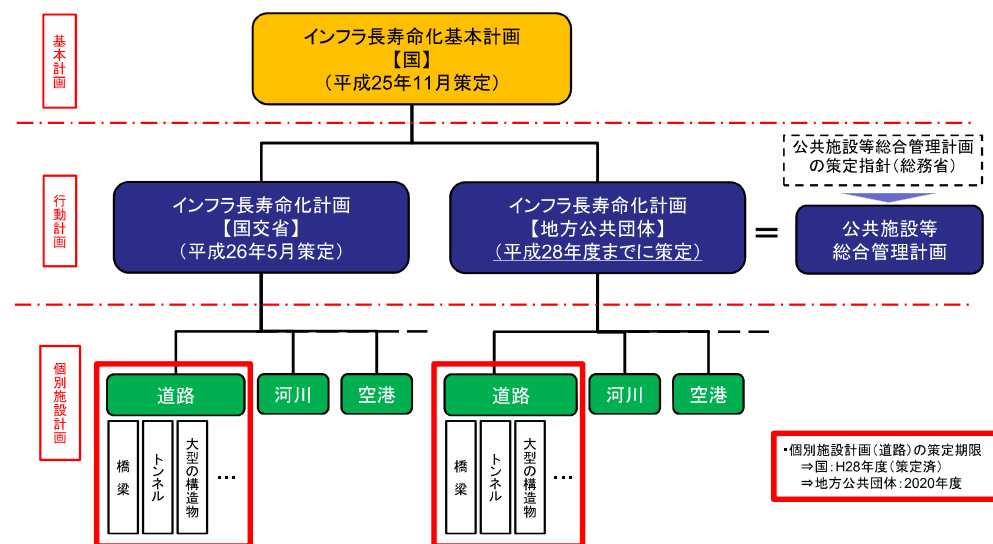
具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

【記載事例】

集約化・撤去	迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、 令和5年度までに2橋程度の集約化・撤去を検討します。
新技術等の活用	令和7年度までに管理する4,222橋のうち、約1割の橋梁で新技術の活用を目指します。
費用縮減	1巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約2割)については、 新技術の活用を重点的に検討し、令和7年度までの5年間で約2百万円のコスト縮減を目指す。

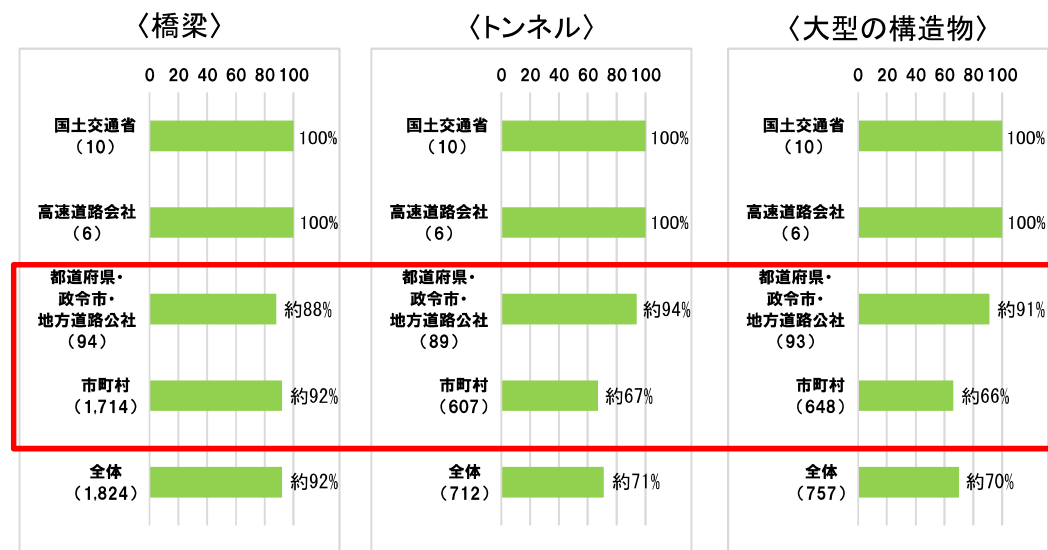
全道路管理者は、定期的な点検・診断の結果に基づき個別施設計画を策定
(地方公共団体は2020年度までに策定予定)

■インフラ長寿命化計画の体系



■個別施設計画策定状況

(令和元年度末時点)



※市町村は特別区を含む
※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出
※大型の構造物は横断歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

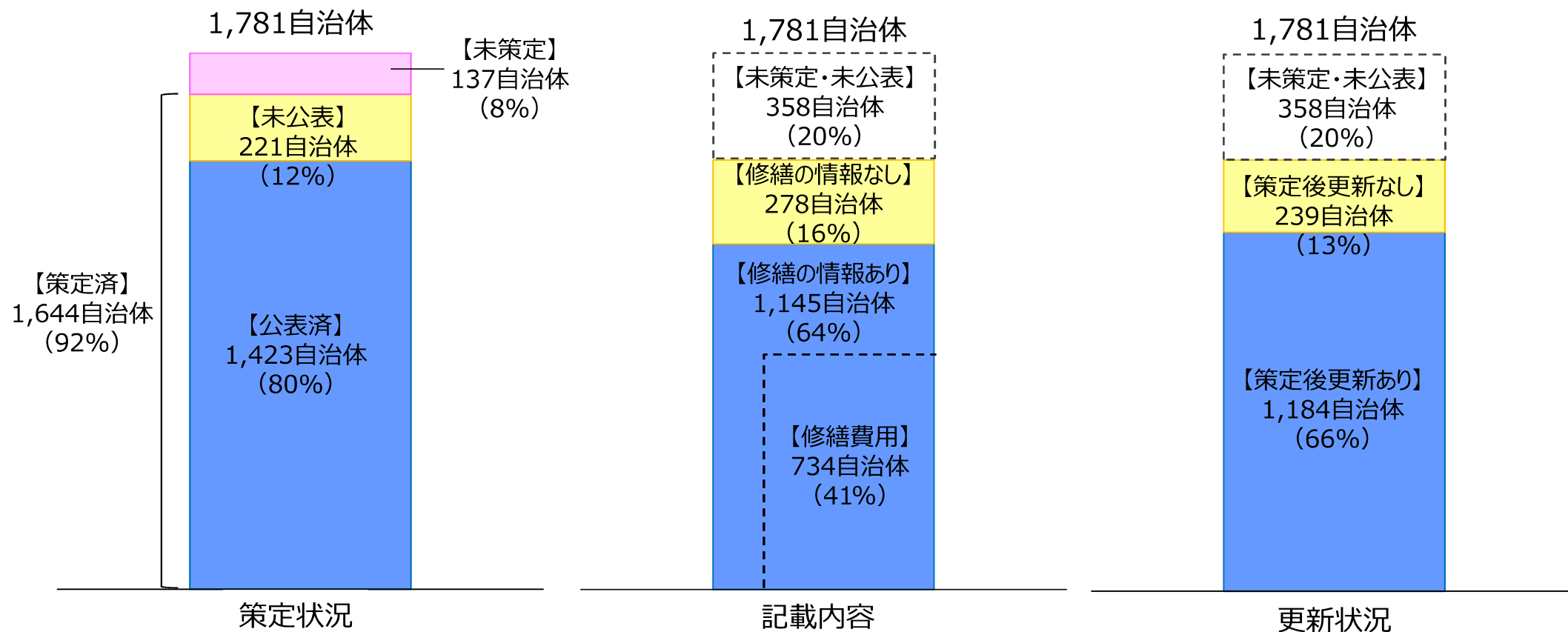
市町村では、令和元年度末時点で橋梁で約9割、トンネル、大型の構造物はともに約6～7割の団体で策定済み

予防保全によるコスト縮減やメンテナンスの計画的な実施に関する地方公共団体の支援を引き続き実施

【橋梁】個別施設計画の策定状況

- 橋梁の長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定した地方公共団体は92%あり、公表までしている地方公共団体は80%。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示した計画となっている地方公共団体は64%あり、修繕費用を示した計画となっている地方公共団体は41%。
- また、点検結果を反映するなど計画の更新を行ったことのある地方公共団体は66%。

【橋梁（2m以上）の長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定、記載内容、更新の状況（地方公共団体）】



※令和2年3月31日時点（国土交通省道路局調べ）

長寿命化修繕計画における短期的な数値目標の記載事例

都道府県名	自治体名	計画名	計画策定年月	短期的な数値目標の記載		
				集約化・撤去	新技術等の活用	費用縮減
				具体的な記載内容	具体的な記載内容	具体的な記載内容
神奈川県	横浜市	横浜市橋梁長寿命化修繕計画【個別施設計画】	令和3年3月	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1橋で集約化・撤去検討を実施します。	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1巡目点検においてロープアクセスにより点検実施した30橋について、新技術の活用を検討します。	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1巡目点検においてロープアクセスにより点検実施した30橋について、新技術の活用により費用削減等が見込める橋梁にて新技術を活用した点検を実施し、点検費用を300万円縮減します。
広島県	広島県	広島県橋梁修繕方針	令和3年3月		令和7年度までに管理する4222橋のうち、約1割の橋梁で新技術の活用を目指す。	
広島県	広島県	広島県トンネル修繕方針	令和3年3月		令和7年度までに管理する174箇所のうち、約1割のトンネルで新技術の活用を目指す。	
広島県	海田町	海田町橋りょう長寿命化修繕計画	令和3年3月		令和6年度から令和7年度に実施する3巡目の定期点検において、すべての橋梁で新技術の活用を検討し、1割の橋梁で新技術を活用した点検の実施を目指します。	
広島県	三原市	三原市橋梁個別施設計画	令和3年3月			・予防保全型の維持管理に着手することで、60年間で、36%の修繕費用を縮減するために、令和5年度までに1巡目点検で健全度Ⅲと判定された橋梁の修繕を完了させることとします。 令和5年度までに新技術活用や直営点検を行うことで、費用を0.5億円縮減することとします。
広島県	大竹市	大竹市橋梁長寿命化修繕計画	令和3年3月			・2巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。特に1巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約2割)については、新技術の活用を重点的に検討し、令和7年度までの5年間で約2百万円のコスト縮減を目指す。
広島県	福山市	福山市道路維持修繕実施計画(橋梁)	令和3年4月	・令和3年度から修繕を行う橋梁はすべて集約・撤去・機能縮小を検討します。 【数値目標】 ・令和5年度までに迂回路が存在する橋梁と、交通量の少ない橋梁の計2橋を集約および撤去します。	＜点検＞ ・令和3年度から外部委託点検を行うすべての橋梁で新技術活用を検討します。(ドローンによる近接目視のほか、点検を効率化できる技術など) 【数値目標】 ・令和3年度から令和5年度までに、外部委託点検を行う橋梁のうち、約5%の橋梁(19橋程度)で新技術を活用した点検を実施します。 ＜修繕＞ ・令和3年度から修繕を行うすべての橋梁で活用の検討を実施します。(新材料や新工法の採用) 【数値目標】 ・令和5年度までに、約50%の橋梁で新技術を活用した修繕を実施します。	＜点検＞ 【数値目標】 ・橋長10m未満の橋梁について職員点検を実施することで、2サイクル目の点検の外部委託費用を8億円縮減します。
愛媛県	愛媛県	愛媛県橋梁個別施設計画	令和3年3月	迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和5年度までに2橋程度の集約化・撤去を検討します。	令和3年度に実施する点検業務では、画像計測技術や非破壊検査技術などの新技術活用の検討を行い、橋梁点検車や高所作業車では近接できない桁下部やハイビアン橋梁などにおいて、5橋程度の実施を目指します。	新技術を活用することで、従来点検と比べて10%程度の費用の縮減を図ります。

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を講じるもの

対象事業

- ・舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等） ※簡易アスファルト舗装（全層）を含む
- ・小規模構造物の補修・更新
（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）
- ・法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）



<舗装のオーバーレイ>



<防護柵の取替>

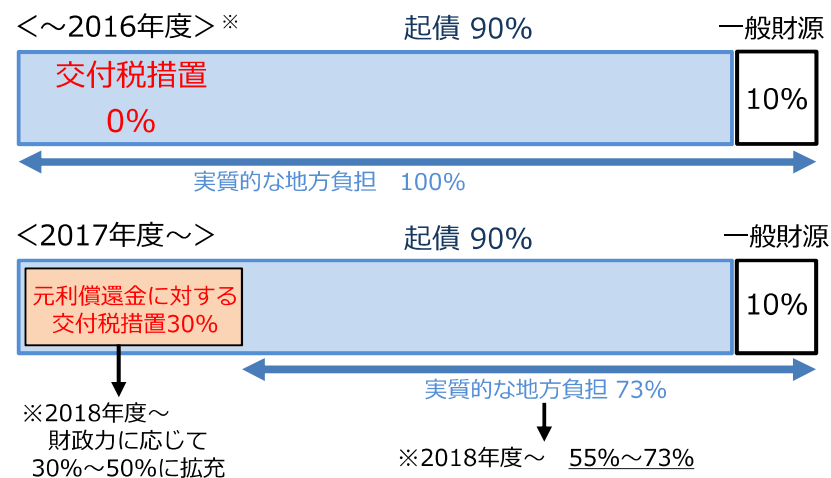


<落石防止柵の取替>

※期間は2017年度から2021年度までの5年間

地方財政措置

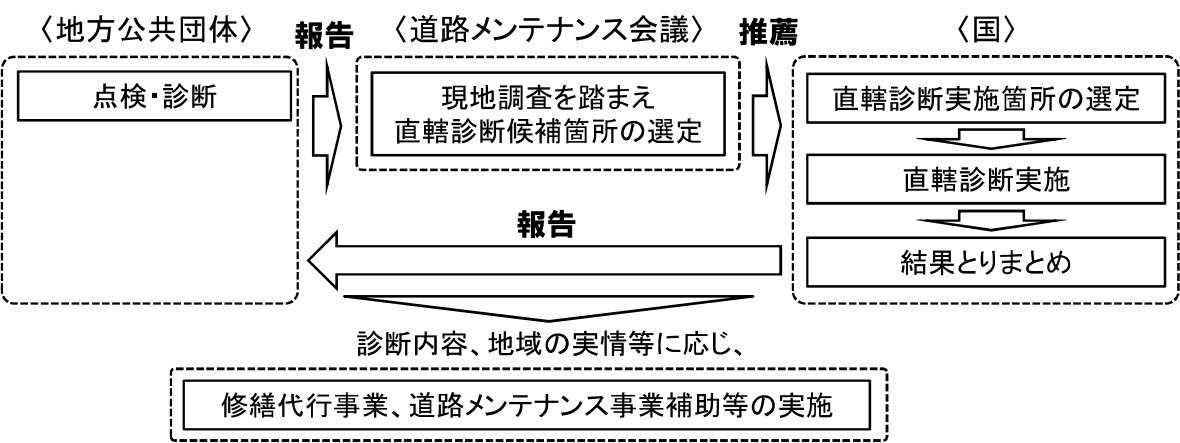
※地方道路等整備事業債を活用した場合



直轄診断・修繕代行について

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】



【平成30年度 直轄診断実施箇所】

■仁方隧道(広島県呉市)

<仁方隧道の状況>

覆工コンクリートの剥落・貫通ひびわれ

■天大橋(鹿児島県薩摩川内市)

<天大橋の状況>

下部工のひび割れ

【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県嬬恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H27年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉢橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29年度	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業
H30年度	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業
	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業
R1年度	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業
	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業
R2年度	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業
	鶴舞橋(奈良県奈良市)	継続中

【R2年度直轄診断実施箇所】鶴舞橋(奈良県奈良市)

一諸元一

橋梁名 : 鶴舞橋 (つるまいばし)
橋 長 : 97m
構 造 : PCプレテン単純床版橋
管理者 : 奈良県奈良市
路線名 : 市道登美ヶ丘中町線
建設年 : 1960年
健全性 : III判定
交通量 : 12,000台/日

○位置図



一選定理由一

補修材料の劣化、プレテンの床板橋の劣化の評価には詳細調査が望ましいこと、橋の規模が大きいこと、また、下部構造の耐震性まで考えると、調査計画の立案から普通の調査メニューを並べたものにならず、周到的な検討が必要と考えられる。

○全景写真



○損傷状況



【R2年度直轄診断実施箇所】白老橋(北海道白老郡白老町)

一諸元一

橋梁名 : 白老橋 (しらおいはし)
橋 長 : 148.2m
構 造 : 6径間 RC橋 RC桁橋 (その他)
1径間 PC橋 プレテンT桁
管理者 : 北海道白老町
路線名 : 町道中央通
建設年 : 1953年
健全性 : III判定
交通量 : 2,000台/日 (想定)

○位置図



一選定理由一

塩害環境におかれた橋であり、再劣化や骨材の劣化も見られる。これまでも、管理者が補修など長寿命化の取り組みをしてきたにも関わらず、それでも対応が難しかった橋であるため、技術的支援が必要であると考えられる。

○全景写真



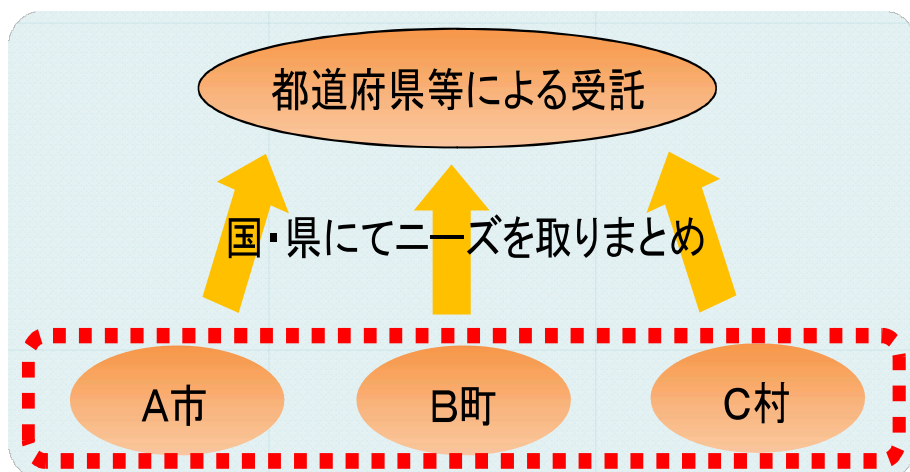
○損傷状況



- 市町村の人手不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施
- 平成31年度（令和元年度）は32道府県（353市町村）が地域一括発注を活用

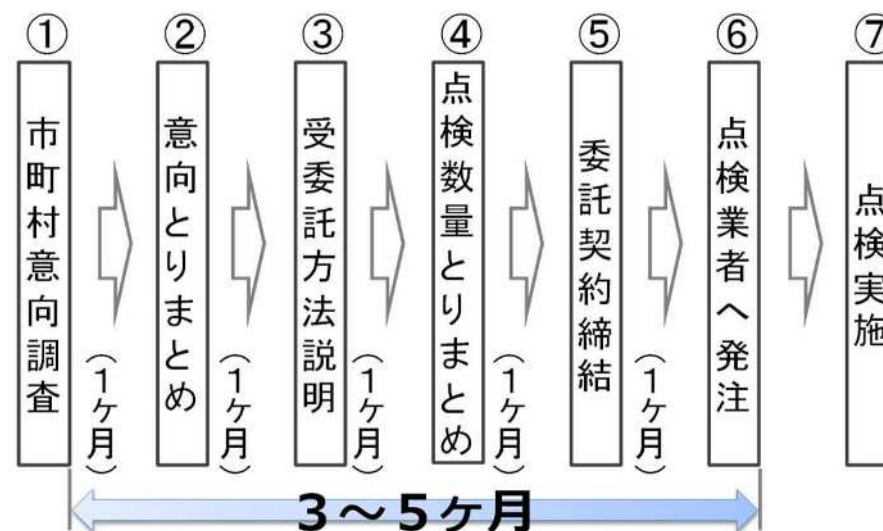
【イメージ図】

- ・市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

- ① 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況
- ② 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分
- ③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了



九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋
(県道小川嘉島線・府領第一橋)



橋梁の支承・主桁の損傷
(大分自動車道・並柳橋)

② ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、2019年度までに耐震補強を完了を目指す



対策前

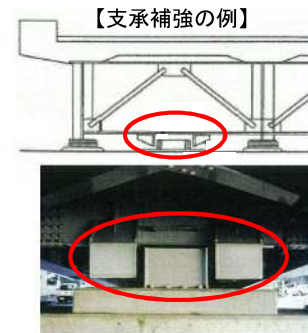


対策後

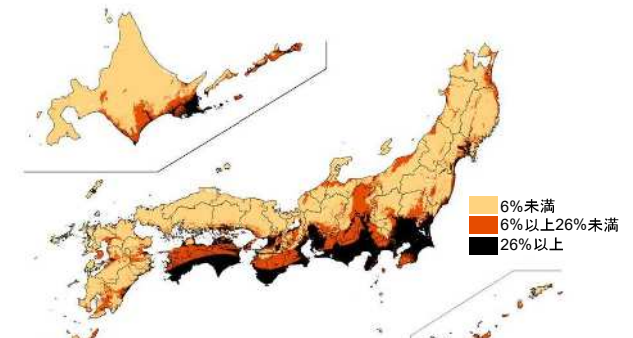
耐震補強の施工例

① 緊急輸送道路の耐震補強の加速化

高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないよう、支承の補強や交換等を行う対策を加速化



水平力を分担する構造



今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
出典) 全国地震動予測地図2016年版(地震調査研究推進本部)を基に作成

③ 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を2021年度まで優先的に支援

※高速道路や直轄国道においては対策済み

《対策イメージ》



R2.3月末時点

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	75%
国管理	84%
都道府県管理	80%
政令市管理	81%
市町村管理	67%
計	79%

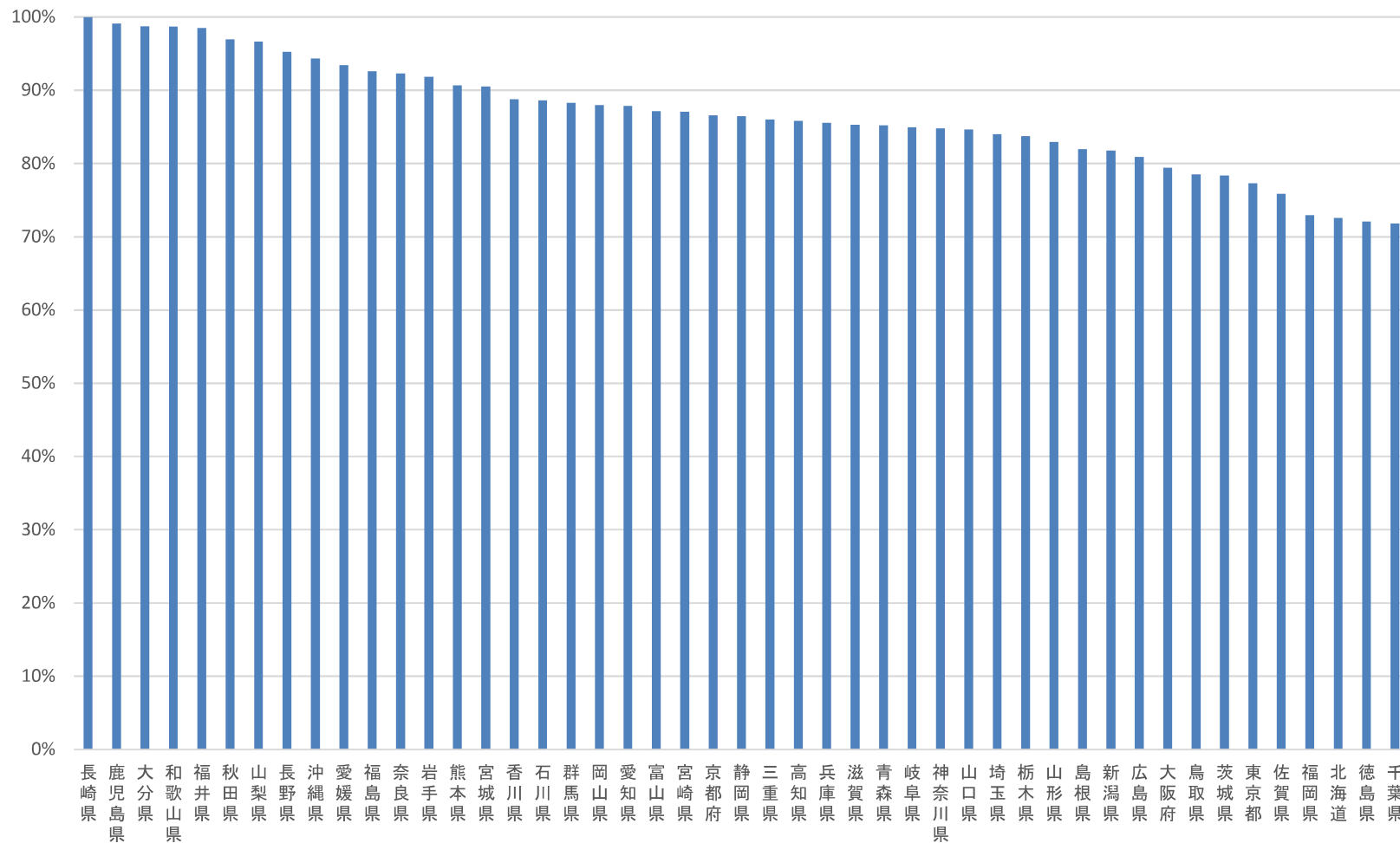
※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。
なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は
全国で約99%

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率(直轄国道)

R2.3月末時点

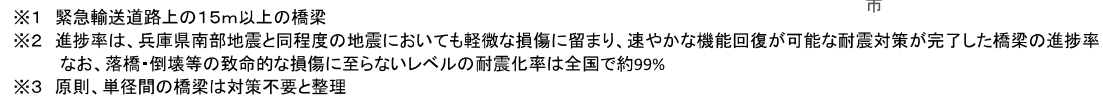


※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

R2.3月末時点



緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(高速) R2.3時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	75%
東日本高速	80%
中日本高速	91%
西日本高速	61%
首都高速	98%
阪神高速	92%
本四高速	48%

R3.2.10時点 ○:登録済 ●:更新 ★:新規

	資格名	試験実施機関	橋梁(鋼橋)		橋梁(Co橋)		トンネル		土工		シェツカル		舗装		小規模附属物	
			点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断
1	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	○	○	○	○					○	○				
2	RCCM(トンネル)						○	○								
3	RCCM(道路)								○	○	○	○	○	○		
4	RCCM(地質)								○	○						
5	RCCM(土質及び基礎)								○	○						
6	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)								○						○	○
7	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	○	○	○	○										
8	1級土木技術者(橋梁)コースB		○		○											
9	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○	○	○	○					○	○				
10	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB		○	○	○	○					○	○				
11	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○		○						○					
12	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB		○		○						○					
13	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB						●	●								
14	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB						●									
15	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA								○	○						
16	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB								○	○						
17	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA								○							
18	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB								○							
19	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	○	○	○	○										
20	土木鋼構造診断士補		○		○											
21	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会			○	○	○	○			○	○				
22	プレストレストコンクリート技士				○											
23	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	●	●	○	●	●	●			○	○				
24	道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	○		○											
25	道路橋点検士補		●		●											
26	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会											○	○		
27	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	○	●	○	●										
28	二級構造物診断士		○		○											
29	インフラ調査士(橋梁)	(一社)日本非破壊検査工業会	●		●											
30	インフラ調査士(トンネル)						●									
31	インフラ調査士(付帯施設)												○		○	
32	構造物保全上級技術者	(一社)国際建造物保全技術協会				○										
33	構造物保全技術者				○											
34	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●		●		●									
35	橋梁点検技術者	(独)国立高等学校専門機構	○		○											
36	高速道路点検診断士(土木)	(公社)高速道路調査会	○	○	○	○	○	○								
37	高速道路点検士(土木)		○		○		○									
38	主任点検診断士	(一財)阪神高速先進技術研究所	●	●	●	●	●	●	○	○			○	○	○	○
39	点検診断士		●	●	●	●	●	●	○	○			○	○	○	○
40	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○								
41	道守コース	国立大学法人長崎大学	○	○	○	○	○									
42	特定道守コース		○	○	○	○	○									
43	道守補コース		○		○		○									
44	特定道守(トンネル)							★								
45	道守(トンネル)							★								
46	橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	●		●											
47	橋梁診断士			○		○										
48	社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)	国立大学法人岐阜大学	●	●	●	●	●	●	○	○			○	○		
49	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	○	○	○	○	○	○								
50	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	○	○	○	○	○	○								
51	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	○		○		○		○				○			
52	ふくしまME(保全)		○	○	○	○										
53	ふくしまME(防災)						○	○	○	○	○	○	○	○		
54	構造物の補修・補強技師	(一社)リペア会	○	○	○	○										
55	ブリッジインスペクター	国立大学法人琉球大学	○		○											
56	のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会							○	○						
57	道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会													○	○
58	グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会							○	○						
59	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財) 青森県建設技術センター	★	★	★	★										
登録数 : 延べ212資格			34	20	37	22	20	14	15	11	9	7	8	6	5	4

※ 上記の技術者資格は、担当技術者を対象とした資格である。

計212資格

令和3年2月10日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

新たに8の民間資格を登録します！

～「令和2年度 公共工事に関する調査及び
設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省は2月10日付けで、国土交通省登録資格に新たに8の民間資格を登録し、111の民間資格を更新します。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに320の資格を登録しています。

今般、新たに8の資格を登録するとともに、今年度末に登録期間満了を迎える111の資格について更新し、計328の登録資格となります。

国土交通省登録資格は、点検・診断等の業務において、その資格保有者を総合評価落札方式で加点評価することなどにより、積極的に活用するとともに、地方公共団体等でのさらなる活用に向けて周知を図って参ります。

■国土交通省登録資格について

①国土交通省登録資格の概要（参考）

⇒【別添1】参照

②登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

⇒【別添2】参照

③国土交通省登録資格の活用に向けて

⇒【別添3】参照（国土交通省登録資格パンフレット）

【参考HP】

※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)

※2 登録の申請・登録の更新について

(http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000100.html)

※3 技術者資格制度小委員会について

(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html)

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房

技術調査課 課長補佐

谷口（内線22352）

係長

山口（内線22354）

公共事業調査室 主査

中尾（内線24297）

TEL 代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8220（技術調査課）

03-5253-8258（公共事業調査室）

FAX 直通：03-5253-1536（技術調査課）

国土交通省登録資格の概要(参考)

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに6回の公募を行い、全320資格が登録されていますが、今回新たに8資格を追加登録するとともに111資格の更新を行うものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

- 平成26年 6月 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)改正
- 平成26年 8月 ・社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf>)
- 平成26年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・技術者資格制度小委員会(委員長：日本大学 木下誠也教授)設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html)
- 平成26年11月 ・公募開始(第1回)
- 平成27年 1月 ・登録資格の公表(第1回) 50資格を登録
- 平成27年10月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※「点検・診断等業務」の3施設分野、「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。
- 平成27年10月 ・公募開始(第2回)
- 平成28年 2月 ・登録資格の公表(第2回) 111資格を追加登録(計161資格)
- 平成28年11月 ・公募開始(第3回)
- 平成29年 2月 ・登録資格の公表(第3回) 50資格を追加登録(計211資格)
- 平成29年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※「点検・診断等業務」の2施設分野、「計画・調査・設計業務」の1施設分野を拡充。
- 平成29年11月 ・公募開始(第4回)
- 平成30年 2月 ・登録資格の公表(第4回) 40資格を追加登録(計251資格)
- 平成30年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※「点検・診断等業務」の2施設分野を拡充。
- 平成30年11月 ・公募開始(第5回)
- 平成31年1月 ・登録資格の公表(第5回) 37資格を追加登録(計288資格)
- 令和元年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※登録の更新に関する規定を改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)
- 令和元年11月 ・公募開始(第6回)
- 令和2年2月 ・登録資格の公表(第6回) 32資格を追加登録、平成27年1月登録の50資格については更新登録(計320資格)
- (今回)**
- 令和2年10月 ・公募開始(第7回)
- 令和3年2月10日 ・登録資格の公表(第7回)
8資格を追加登録するとともに平成28年2月登録の111資格については更新登録を行い、計328資格になります。

3. (参考)分野別登録資格数

総計 328資格

●維持管理分野(点検・診断等業務)

維持管理分野 245資格

施設等名	登録資格数							計
	H27.1 (R2.2)	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	54
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	59
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	34
舗装	-	-	-	9	1	4	0	14
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	0	9
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	0	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	0	16
堤防・河道	-	0	0	4	0	0	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	6	245

※()は更新年月

●計画・調査・設計分野

計画・調査・設計分野 83資格

施設等名	登録資格数						計
	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	
道路	3	3	0	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	3
砂防	2	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	1	16
空港	1	0	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	0	13
宅地防災	-	-	1	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	5
計	62	13	4	0	2	2	83

※()は更新年月

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

○この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。
（参考）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成31年3月一部改正）

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録の年月日

登録年月日	登録番号 （品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第1号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	砂防設備	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第2号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第3号	地すべり防止工事士	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階
令和2年2月5日	第4号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第5号	海洋・港湾構造物維持管理士	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第6号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第7号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第8号	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第9号	道路橋点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階
令和2年2月5日	第10号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第11号	一級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第12号	二級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第13号	土木鋼構造診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3－15－8 アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8 アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第14号	土木鋼構造診断士補	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3－15－8 アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8 アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第15号	上級土木技術者 （橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第16号	1級土木技術者 （橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第17号	特定道守コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第18号	道守コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第19号	道守補コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第20号	RCCM（鋼構造及び コンクリート）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第21号	土木鋼構造診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3－15－8 アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8 アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第22号	上級土木技術者 （橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第23号	特定道守（鋼構造）コース	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第24号	道守コース	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第25号	道路橋点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽2－10－2音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2音羽NSビル8階
令和2年2月5日	第26号	RCCM（鋼構造及び コンクリート）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第27号	一級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第28号	二級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
令和2年2月5日	第29号	コンクリート構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4－6 第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6 第3都ビル階
令和2年2月5日	第30号	プレストレスト コンクリート技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4－6 第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6 第3都ビル階
令和2年2月5日	第31号	上級土木技術者 （橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第32号	1級土木技術者 （橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第33号	コンクリート診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1－7 相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7 相互半蔵門ビル12階
令和2年2月5日	第34号	特定道守コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第35号	道守コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第36号	道守補コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第37号	RCCM（鋼構造及び コンクリート）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第38号	コンクリート構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4－6 第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6 第3都ビル階
令和2年2月5日	第39号	上級土木技術者 （橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第40号	特定道守（コンクリート 構造）コース	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第41号	道守コース	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第42号	RCCM（トンネル）	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第43号	特定道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第44号	道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1－14

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
令和2年2月5日	第45号	道守補コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第46号	RCCM（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第47号	海洋・港湾構造物維持 管理士	港湾施設	計画策定 （維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第48号	海洋・港湾構造物維持 管理士	港湾施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第49号	海洋・港湾構造物維持 管理士	港湾施設	設計 （維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第50号	海洋・港湾構造物設計士	港湾施設	設計 （維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和3年2月10日	第51号	RCCM（機械）	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第52号	1級ポンプ施設管理技術者	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 喜田 明裕 東京都港区赤坂二丁目22番15号	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 東京都港区赤坂二丁目22番15号
令和3年2月10日	第53号	公園施設点検管理士	公園施設（遊具）	点検	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第54号	公園施設点検技士	公園施設（遊具）	点検	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第55号	公園施設点検管理士	公園施設（遊具）	診断	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第56号	公園施設点検技士	公園施設（遊具）	診断	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第57号	下水道管路管理専門技士 調査部門	下水道管路施設	点検	担当技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川 健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
令和3年2月10日	第58号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防設備	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 藤田 正治 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
令和3年2月10日	第59号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階
令和3年2月10日	第60号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 藤田 正治 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第61号	コンクリート診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麴町１－７ 相互半蔵門ビル１２階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麴町１－７ 相互半蔵門ビル１２階
令和3年2月10日	第62号	主任点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第63号	点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第64号	橋梁点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市中種区不老町１番
令和3年2月10日	第65号	インフラ調査士 橋梁（鋼橋）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田２－８－１ 富高ビル３Ｆ	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田２－８－１ 富高ビル３Ｆ
令和3年2月10日	第66号	社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中種区不老町１番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸１－１
令和3年2月10日	第67号	道路橋点検士補	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽２－１０－２ 音羽ＮＳビル８階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽２－１０－２ 音羽ＮＳビル８階
令和3年2月10日	第68号	土木設計技士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 才賀 清二郎 静岡県富士宮市根原４９２－８	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原４９２－８
令和3年2月10日	第69号	一級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新宿六丁目２番３号新宿アイランドアネックス３０７号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目２番３号新宿アイランドアネックス３０７号室
令和3年2月10日	第70号	コンクリート診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麴町１－７ 相互半蔵門ビル１２階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麴町１－７ 相互半蔵門ビル１２階
令和3年2月10日	第71号	主任点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第72号	点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第73号	社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中種区不老町１番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸１－１
令和3年2月10日	第74号	主任点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第75号	点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第76号	橋梁点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市中種区不老町１番

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第77号	インフラ調査士 橋梁（コンクリート橋）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田2－8－1 富高ビル3F	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1 富高ビル3F
令和3年2月10日	第78号	社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1
令和3年2月10日	第79号	道路橋点検士補	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽2－10－2 音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2 音羽NSビル8階
令和3年2月10日	第80号	土木設計技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 才賀 清二郎 静岡県富士宮市根原492－8	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原492－8
令和3年2月10日	第81号	一級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室
令和3年2月10日	第82号	コンクリート診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1－7 相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7 相互半蔵門ビル12階
令和3年2月10日	第83号	主任点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第84号	点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第85号	社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1
令和3年2月10日	第86号	上級土木技術者 （トンネル・地下） コースB	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第87号	1級土木技術者 （トンネル・地下） コースB	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第88号	コンクリート診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1－7 相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7 相互半蔵門ビル12階
令和3年2月10日	第89号	主任点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第90号	点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第91号	インフラ調査士 トンネル	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田2－8－1 富高ビル3F	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1 富高ビル3F
令和3年2月10日	第92号	社会基盤メンテナンス エキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第93号	土木設計技士	トンネル	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 才賀 清二郎 静岡県富士宮市根原4-9-2-8	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原4-9-2-8
令和3年2月10日	第94号	上級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第95号	コンクリート診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階
令和3年2月10日	第96号	主任点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第97号	点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第98号	社会基盤メンテナンス エキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和3年2月10日	第99号	空港土木施設点検 評価技士	空港施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人港湾空港総合技術センター 林田 博 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3階	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3階
令和3年2月10日	第100号	地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田 賢 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F
令和3年2月10日	第101号	地質調査技士資格 (現場調査部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田 賢 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F
令和3年2月10日	第102号	地質調査技士資格 (土壌・地下水汚染部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田 賢 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F
令和3年2月10日	第103号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田 賢 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F
令和3年2月10日	第104号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田 賢 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局 東京都千代田区内神田1-5-1 3内神田TKビル3F
令和3年2月10日	第105号	RCCM(地質)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第106号	RCCM(土質及び基礎)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第107号	港湾海洋調査士(土質・ 地質調査)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第109号	RCCM（建設環境）	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第110号	環境アセスメント士 認定資格	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人日本環境アセスメント協会 梶谷 修 東京都千代田区隼町 2－1 3 US半蔵門ビル 7 階	資格教育センター 東京都千代田区隼町 2－1 3 US半蔵門ビル 7 階
令和3年2月10日	第111号	RCCM（電気電子）	電気施設・通信施設・ 制御処理システム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第112号	RCCM（機械）	建設機械	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第113号	RCCM（機械）	土木機械設備	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第114号	RCCM（都市計画及び 地方計画）	都市計画及び地方計画	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第115号	登録ランドスケープ アーキテクト	都市公園等	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 金清 典広 東京都中央区東日本橋 3-3-7 近江会館ビル 8 階	一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 東京都中央区東日本橋 3-3-7 近江会館ビル 8 階
令和3年2月10日	第116号	RCCM（造園）	都市公園等	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第117号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	河川・ダム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第118号	上級土木技術者 （河川・流域）コース B	河川・ダム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第119号	RCCM（下水道）	下水道	計画・調査 ・設計	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第120号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	砂防	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第121号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人砂防学会 藤田 正治 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 4 号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 4 号
令和3年2月10日	第122号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	地すべり対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地
令和3年2月10日	第123号	地すべり防止工事士	地すべり対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻 裕 東京都港区新橋 6 丁目 1 2 番 7 号新橋 S D ビル 6 階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋 6 丁目 1 2 番 7 号新橋 S D ビル 6 階
令和3年2月10日	第124号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町 1 番地

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第125号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋ＳＤビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋ＳＤビル6階
令和3年2月10日	第126号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人砂防学会 藤田 正治 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
令和3年2月10日	第127号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第128号	上級土木技術者 （流域・都市）コースA	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第129号	上級土木技術者 （海岸・海洋）コースB	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第130号	海洋・港湾構造物設計士	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和3年2月10日	第131号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第132号	上級土木技術者（流域・ 都市）コースA	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第133号	上級土木技術者（海岸・ 海洋）コースB	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第134号	港湾海洋調査士 （深浅測量）	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第135号	港湾海洋調査士 （危険物探査）	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第136号	港湾海洋調査士 （気象・海象調査）	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第137号	港湾海洋調査士 （土質・地質調査）	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第138号	港湾海洋調査士 （環境調査）	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第139号	RCCM（道路）	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第140号	上級土木技術者 （交通）コースA	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第141号	交通工学研究会認定TOE	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人交通工学研究会 赤羽 弘和 東京都千代田区神田錦町3-23 錦町MKビル	一般社団法人交通工学研究会 資格制度事務局 東京都千代田区神田錦町3-23 錦町MKビル
令和3年2月10日	第142号	RCCM（鋼構造及び コンクリート）	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第143号	RCCM（土質及び基礎）	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第144号	上級土木技術者 （橋梁）コースB	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第145号	RCCM（トンネル）	トンネル	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第146号	上級土木技術者 （トンネル・地下） コースB	トンネル	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第147号	RCCM（港湾及び空港）	港湾	計画・調査 （全般）	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第148号	1級水路測量技術（沿岸）	港湾	計画・調査 （深淺測量 ・水路測量）	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人日本水路協会 細野 克彦 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階	一般財団法人日本水路協会 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階
令和3年2月10日	第149号	1級水路測量技術（港湾）	港湾	計画・調査 （深淺測量 ・水路測量）	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人日本水路協会 細野 克彦 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階	一般財団法人日本水路協会 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階
令和3年2月10日	第150号	港湾海洋調査士 （深淺測量）	港湾	計画・調査 （深淺測量 ・水路測量）	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第151号	港湾海洋調査士 （危険物探査）	港湾	計画・調査 （磁気探査）	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第152号	港湾海洋調査士 （危険物探査）	港湾	計画・調査 （潜水探査）	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第153号	港湾海洋調査士 （気象・海象調査）	港湾	計画・調査 （気象・ 海象調査）	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第154号	港湾海洋調査士 （土質・地質調査）	港湾	計画・調査 （海洋地質 ・土質調査）	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第155号	港湾海洋調査士 （環境調査）	港湾	計画・調査 （海洋環境 調査）	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第156号	港湾潜水技士 1級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 鉄 芳松 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第157号	港湾潜水技士 2 級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 鉄 芳松 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F
令和3年2月10日	第158号	港湾潜水技士 3 級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 鉄 芳松 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F
令和3年2月10日	第159号	RCCM（港湾及び空港）	港湾	設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第160号	海洋・港湾構造物設計士	港湾	設計	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和3年2月10日	第161号	RCCM（港湾及び空港）	空港	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成29年2月24日	第162号	下水道管路管理主任技士	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川 健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
平成29年2月24日	第163号	1級土木技術者 （海岸・海洋）コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第164号	1級土木技術者 （流域・都市） コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第165号	上級土木技術者 （鋼・コンクリート） コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第166号	1級土木技術者 （鋼・コンクリート） コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第167号	上級土木技術者 （鋼・コンクリート） コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第168号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
平成29年2月24日	第169号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田1677-1	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科ME山口事務局 山口県宇部市常盤台2-16-1
平成29年2月24日	第170号	橋梁点検技術者	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口 功 東京都八王子市東浅川町701-2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市宇白屋234
平成29年2月24日	第171号	都市道路構造物点検技術者	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 憲一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門Pビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門Pビル4階
平成29年2月24日	第172号	上級土木技術者 （鋼・コンクリート） コースA	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
平成29年2月24日	第173号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁 (鋼橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第174号	橋梁診断士	橋梁 (鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番
平成29年2月24日	第175号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁 (鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
平成29年2月24日	第176号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁 (鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田1677-1	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科ME山口事務局 山口県宇部市常盤台2-16-1
平成29年2月24日	第177号	都市道路構造物点検技術者	橋梁 (鋼橋)	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 憲一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門PFビル4階
平成29年2月24日	第178号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第179号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第180号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第181号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
平成29年2月24日	第182号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田1677-1	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科ME山口事務局 山口県宇部市常盤台2-16-1
平成29年2月24日	第183号	橋梁点検技術者	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口 功 東京都八王子市東浅川町701-2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市宇白屋234
平成29年2月24日	第184号	都市道路構造物点検技術者	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 憲一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門PFビル4階
平成29年2月24日	第185号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第186号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第187号	橋梁診断士	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番
平成29年2月24日	第188号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
平成29年2月24日	第189号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田１６７７－１	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科ＭＥ山口事務局 山口県宇部市常盤台２－１６－１
平成29年2月24日	第190号	都市道路構造物点検技術者	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 憲一 東京都港区虎ノ門三丁目１０番１１号虎ノ門ＰＦビル４階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目１０番１１号虎ノ門ＰＦビル４階
平成29年2月24日	第191号	コンクリート構造診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町４－６ 第３都ビル５階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町４－６ 第３都ビル階
平成29年2月24日	第192号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又１０番１３号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町３番
平成29年2月24日	第193号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田１６７７－１	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科ＭＥ山口事務局 山口県宇部市常盤台２－１６－１
平成29年2月24日	第194号	都市道路構造物点検技術者	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 憲一 東京都港区虎ノ門三丁目１０番１１号虎ノ門ＰＦビル４階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目１０番１１号虎ノ門ＰＦビル４階
平成29年2月24日	第195号	コンクリート構造診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町４－６ 第３都ビル５階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町４－６ 第３都ビル階
平成29年2月24日	第196号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又１０番１３号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町３番
平成29年2月24日	第197号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田１６７７－１	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科ＭＥ山口事務局 山口県宇部市常盤台２－１６－１
平成29年2月24日	第198号	都市道路構造物点検技術者	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 憲一 東京都港区虎ノ門三丁目１０番１１号虎ノ門ＰＦビル４階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目１０番１１号虎ノ門ＰＦビル４階
平成29年2月24日	第199号	上級土木技術者 （地盤・基礎）コースＡ	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第200号	1級土木技術者 （地盤・基礎）コースＡ	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第201号	上級土木技術者 （地盤・基礎）コースＢ	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第202号	1級土木技術者 （河川・流域）コースＢ	河川・ダム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第203号	1級土木技術者 （流域・都市）コースＡ	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第204号	1級土木技術者 （海岸・海洋）コースＢ	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
平成29年2月24日	第205号	1級土木技術者 (流域・都市)コースA	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第206号	1級土木技術者 (海岸・海洋)コースB	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第207号	1級土木技術者 (交通)コースA	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第208号	上級土木技術者 (交通)コースB	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第209号	1級土木技術者 (交通)コースB	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第210号	1級土木技術者 (橋梁)コースB	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第211号	1級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	トンネル	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第212号	河川技術者資格 (河川維持管理技術者)	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 黒川 純一良 東京都千代田区麹町2-6-5	河川技術者教育振興機構事務局 東京都千代田区麹町2-6-5
平成30年2月27日	第213号	RCCM(河川、砂防 及び海岸・海洋)	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第214号	河川技術者資格 (河川点検士)	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 黒川 純一良 東京都千代田区麹町2-6-5	河川技術者教育振興機構事務局 東京都千代田区麹町2-6-5
平成30年2月27日	第215号	RCCM(河川、砂防 及び海岸・海洋)	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第216号	高速道路点検士 (土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第217号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第218号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第219号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第220号	高速道路点検士 (土木)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
平成30年2月27日	第221号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第222号	建造物保全技術者	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 立松 英信 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号パシフィックスクエア代々木3階
平成30年2月27日	第223号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第224号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第225号	建造物保全上級技術者	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 立松 英信 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号パシフィックスクエア代々木3階
平成30年2月27日	第226号	高速道路点検士 (土木)	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第227号	高速道路点検診断士 (土木)	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第228号	高速道路点検診断士 (土木)	トンネル	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第229号	インフラ調査士 付帯施設	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F
平成30年2月27日	第230号	主任点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第231号	点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第232号	舗装診断士	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田 義則 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3F	舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3F
平成30年2月27日	第233号	RCCM（道路）	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第234号	主任点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第235号	点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第236号	舗装診断士	舗装	診断	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田 義則 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3F	舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3F

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
平成30年2月27日	第237号	RCCM（道路）	舗装	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第238号	インフラ調査士 付帯施設	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F
平成30年2月27日	第239号	主任点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第240号	点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第241号	RCCM（施工計画、 施工設備及び積算）	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第242号	主任点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第243号	点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成30年2月27日	第244号	RCCM（施工計画、 施工設備及び積算）	小規模附属物	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第245号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第246号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	計画策定 （維持管理）	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第247号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	設計 （維持管理）	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第248号	1級土木技術者 （地盤・基礎）コースB	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第249号	地盤品質判定士	宅地防災	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	地盤品質判定士協議会 三村 衛 東京都文京区千石4-38-2 （公社）地盤工学会JGS会館内	地盤品質判定士協議会 事務局 東京都文京区千石4-38-2 （公社）地盤工学会JGS会館内
平成30年2月27日	第250号	1級ビオトープ施工管理士	建設環境	調査	管理技術者	公益財団法人日本生態系協会 池谷 泰文 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
平成30年2月27日	第251号	1級ビオトープ計画管理士	建設環境	調査	管理技術者	公益財団法人日本生態系協会 池谷 泰文 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
平成31年1月31日	第252号	ふくしまME（基礎）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
平成31年1月31日	第253号	構造物の補修・補強技士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	一般社団法人リペア会事務局 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階
平成31年1月31日	第254号	ブリッジインスペクター	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住 智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
平成31年1月31日	第255号	構造物の補修・補強技士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	一般社団法人リペア会事務局 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階
平成31年1月31日	第256号	ふくしまME(基礎)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
平成31年1月31日	第257号	構造物の補修・補強技士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	一般社団法人リペア会事務局 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階
平成31年1月31日	第258号	ブリッジインスペクター	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住 智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
平成31年1月31日	第259号	土木鋼構造診断士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階
平成31年1月31日	第260号	土木鋼構造診断士補	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階
平成31年1月31日	第261号	構造物の補修・補強技士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	一般社団法人リペア会事務局 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階
平成31年1月31日	第262号	土木鋼構造診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階
平成31年1月31日	第263号	ふくしまME(基礎)	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
平成31年1月31日	第264号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人全国特定法面保護協会 寶輪 洋一 東京都港区新橋5丁目7-12 丸石新橋ビル3階	一般社団法人全国特定法面保護協会 東京都港区新橋5丁目7-12 丸石新橋ビル3階
平成31年1月31日	第265号	ふくしまME(基礎)	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
平成31年1月31日	第266号	主任点検診断士	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成31年1月31日	第267号	点検診断士	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成31年1月31日	第268号	RCCM(道路)	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
平成31年1月31日	第269号	RCCM(地質)	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第270号	RCCM(土質及び基礎)	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第271号	RCCM(施工計画、施工設備 及び積算)	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第272号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人全国特定法面保護協会 寶輪 洋一 東京都港区新橋 5 丁目 7-1 2 丸石新橋ビル 3 階	一般社団法人全国特定法面保護協会 東京都港区新橋 5 丁目 7-1 2 丸石新橋ビル 3 階
平成31年1月31日	第273号	主任点検診断士	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町 4 丁目 5 番 7 号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町 4 丁目 5 番 7 号
平成31年1月31日	第274号	点検診断士	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町 4 丁目 5 番 7 号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町 4 丁目 5 番 7 号
平成31年1月31日	第275号	RCCM(道路)	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第276号	RCCM(地質)	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第277号	RCCM(土質及び基礎)	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第278号	コンクリート構造診断士	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町 4-6 第 3 都ビル 5 階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町 4-6 第 3 都ビル 5 階
平成31年1月31日	第279号	コンクリート診断士	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル 1 2 階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル 1 2 階
平成31年1月31日	第280号	RCCM(道路)	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第281号	RCCM (鋼構造及びコンクリート)	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地
平成31年1月31日	第282号	コンクリート構造診断士	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町 4-6 第 3 都ビル 5 階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町 4-6 第 3 都ビル 5 階
平成31年1月31日	第283号	コンクリート診断士	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル 1 2 階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル 1 2 階
平成31年1月31日	第284号	RCCM(道路)	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町 1 番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町 1 番地

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
平成31年1月31日	第285号	RCCM (鋼構造及びコンクリート)	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第286号	ふくしまME(基礎)	舗装	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
平成31年1月31日	第287号	道路標識点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 清水 修一 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号
平成31年1月31日	第288号	道路標識点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 清水 修一 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号
令和2年2月5日	第289号	ふくしまME(保全)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第290号	ふくしまME(保全)	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第291号	ふくしまME(保全)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第292号	ふくしまME(保全)	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第293号	ふくしまME(防災)	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第294号	ふくしまME(防災)	トンネル	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第295号	社会基盤メンテナンス エキスパート	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和2年2月5日	第296号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第297号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第298号	1級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第299号	1級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第300号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人日本アンカー協会 中原 巖 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を 求める者		
令和2年2月5日	第301号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第302号	社会基盤メンテナンス エキスパート	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和2年2月5日	第303号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第304号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第305号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人日本アンカー協会 中原 巖 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号
令和2年2月5日	第306号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第307号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースA	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第308号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースB	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第309号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースA	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第310号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースB	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第311号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第312号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースA	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第313号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースB	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第314号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(シェッド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第315号	社会基盤メンテナンス エキスパート	舗装	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和2年2月5日	第316号	ふくしまME(保全)	舗装	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第317号	社会基盤メンテナンスエキスパート	舗装	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和2年2月5日	第318号	ふくしまME(保全)	舗装	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第319号	自然再生士	建設環境	調査	管理技術者	一般財団法人日本緑化センター 矢嶋 進 東京都港区赤坂1-9-13	自然再生士事務局 東京都港区赤坂1-9-13
令和2年2月5日	第320号	特別港湾潜水技士	港湾	調査(潜水)	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 鉄 芳松 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F
令和3年2月10日	第321号	橋梁AM点検士(道路部門)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 達也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第322号	橋梁AM点検士(道路部門)	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 達也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第323号	橋梁AM点検士(道路部門)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 達也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第324号	橋梁AM点検士(道路部門)	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 達也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第325号	特定道守(トンネル)	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和3年2月10日	第326号	道守(トンネル、)	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和3年2月10日	第327号	認定都市プランナー	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 松田 秀夫 東京都千代田区平河町2-12-18 ハイツニュー平河3階	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 東京都千代田区平河町2-12-18 ハイツニュー平河3階
令和3年2月10日	第328号	港湾海洋調査士(総合部門)	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6

国土交通省登録資格を 活用していただくために



国土交通省登録資格制度は、国や地方公共団体等が発注する公共工事に関する調査（点検・診断を含む）及び設計等の業務において、民間団体等が運営する資格の活用を図るものです。これにより、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されます。

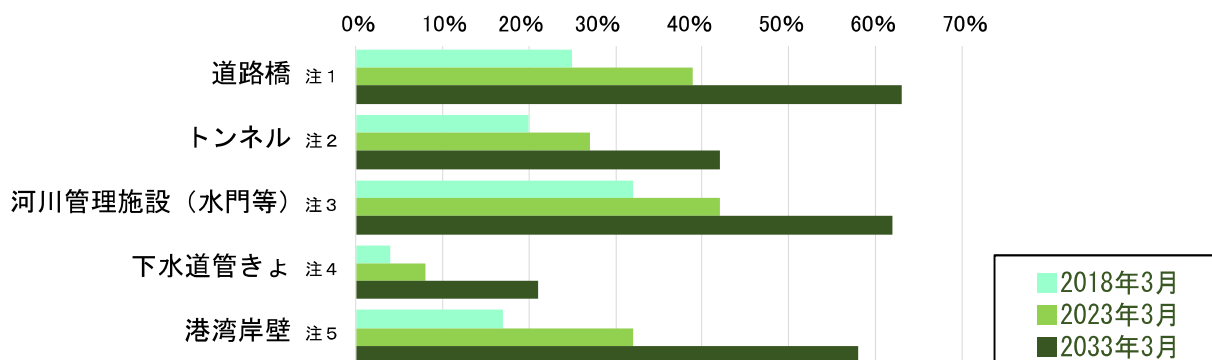
INDEX

1. 国土交通省登録資格制度の背景
2. 計画・調査・設計、維持管理分野での活用
3. 328資格に延べ18万人の資格保有者
4. 登録資格による品質の高い成果
5. 発注業務における登録資格の活用事例
6. 国土交通省登録資格一覧

1 国土交通省登録資格制度の背景

我が国では、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

社会資本の老朽化の現状と将来予測
(建設後50年以上経過する社会資本の割合)



出典）国土交通省ホームページ「インフラメンテナンス情報」（平成26年度情報）より作成

- 注1 約73万橋（橋長2m以上の橋）。建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。
- 注2 約1万1千本。建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。
- 注3 約1万施設、国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
- 注4 総延長：約47万km。建設年度が不明な約2万kmを含む。（30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
- 注5 約5千施設（水深-4.5m以深）。建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

このような状況を背景に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）を根拠に、国土交通省登録資格制度が創設されました。

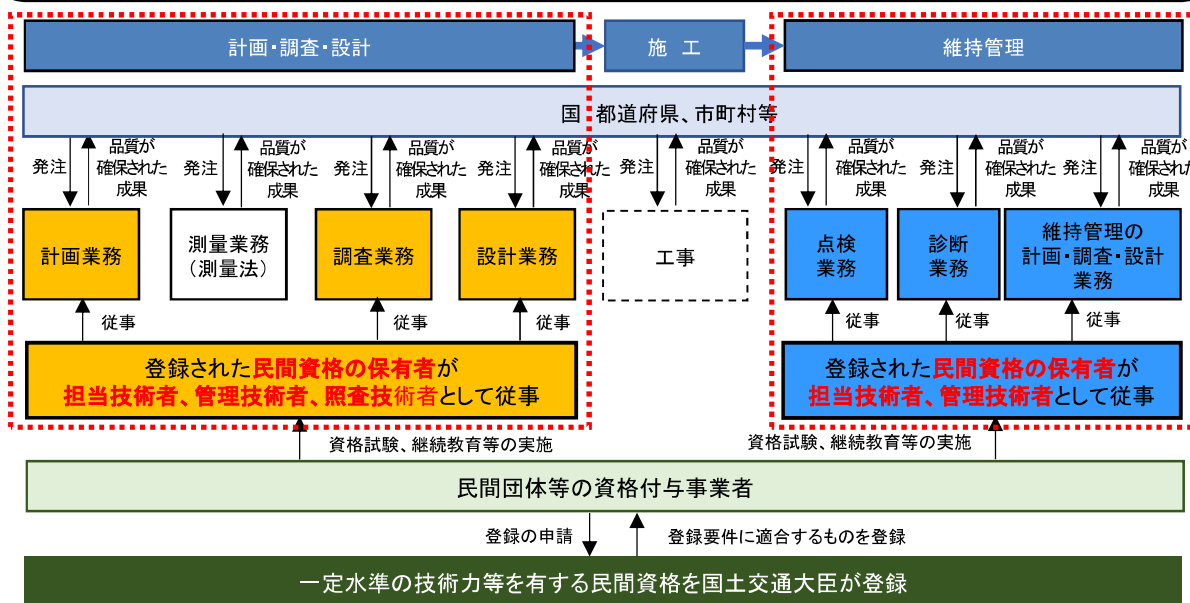
- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会：「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を取りまとめ
⇒社会資本の点検・診断に関する資格制度の確立について提言（平成25年12月）
- 平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」
⇒公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることを規定

国土交通省登録資格制度を創設（平成26年度）

- ⇒民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保
- ⇒技術者の技術研鑽を促すことで、点検・診断及び設計の品質を確保

2 計画・調査・設計、維持管理分野での活用

民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格（「民間資格」という）について、申請に基づき審査を行い、国土交通大臣が「国土交通省登録資格」の登録簿に登録します。国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計、維持管理の業務において、担当技術者、管理技術者、照査技術者として登録された資格の保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。



「点検・診断等業務」「計画・調査・設計業務」のそれぞれにおいて、民間資格を活用できる施設分野が定められています。

【点検・診断等業務の登録資格の分野】

知識・技術を求める者：☐ 管理技術者 ☒ 担当技術者 ☒ 管理技術者と担当技術者の両者

部門	橋梁（鋼橋）	橋梁（コンクリート橋）	トンネル	道路土工構築物	道路土工構築物（土工）	舗装	小規模附属物	河川	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸	下水道	港湾施設	空港施設	都市公園	土木機械設備
点検	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
診断	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
設計（維持管理）																	
計画策定（維持管理）																	

点検、診断にまたがっている施設分野は、両方の業務を担う者を求めている。

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】

知識・技術を求める者：☐ 管理技術者 ☒ 管理技術者と照査技術者の両者（両者に同様の知識・技術を求める）

部門	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	港湾（※）	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	都市公園等	建設機械	土木機械設備	建設電気・通信	地質・土質	建設環境
計画	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
調査	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
設計	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

調査、計画、設計にまたがっている施設分野は、該当する業務を担える者を求めている。

※港湾の場合、潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

3 328資格に延べ18万人の資格保有者

令和3年2月までに、合計328資格が登録されています。

具体的な資格付与事業者の団体名及び資格名は8～12ページ、または国土交通省ホームページをご覧ください。

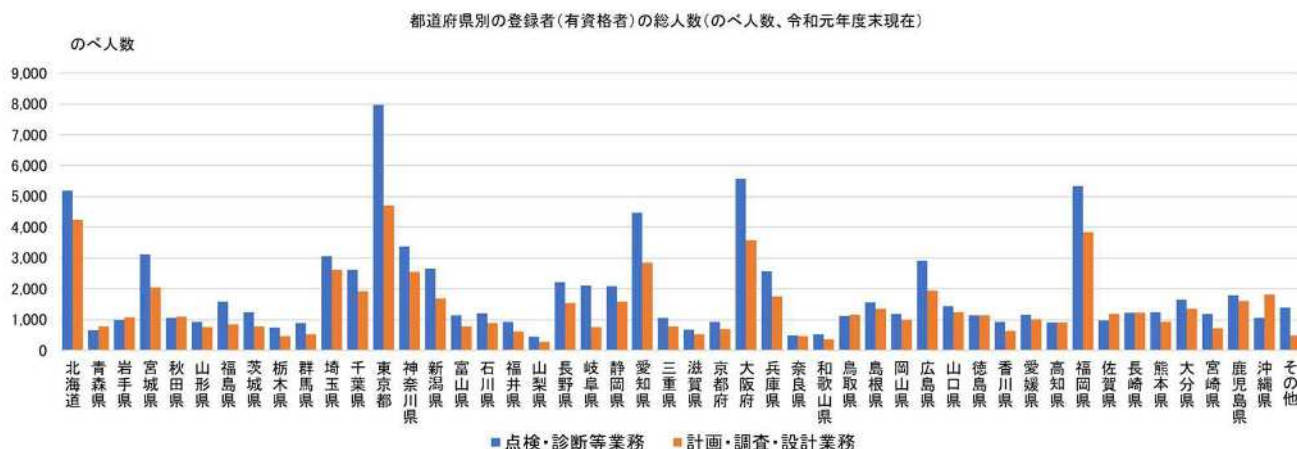


備考) 令和3年2月時点の登録状況。同一資格名で複数登録しているものがあるため、資格名では46団体、117資格が登録されています。

点検・診断等業務に延べ10万人、計画・調査・設計業務に延べ8万人の資格保有者が全国で活躍しています。



都道府県の登録者数



出典) 国土交通省データ

資格付与事業者に対するアンケート調査結果(令和2年4月)

備考) 令和元年度までに登録資格となった民間資格の資格付与事業者44団体112資格名を対象に調査し、回答のあったものを集計した。

同一資格名で複数の部門や施設分野に登録している資格があるため、それぞれの登録者数はのべ人数である。

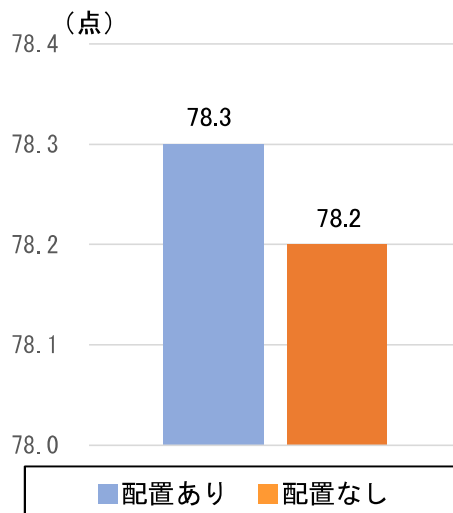
登録者数とは、資格付与事業者が実施する資格付与試験に合格し、資格付与事業者が整理している有資格者名簿に記載している者を指す。

その他は、海外居住者や都道府県別に把握していない資格等である。

4 登録資格による品質の高い成果

国土交通省直轄発注の点検・診断等業務の業務成績評定は、登録資格の有資格者を配置した場合、高い傾向にあります。

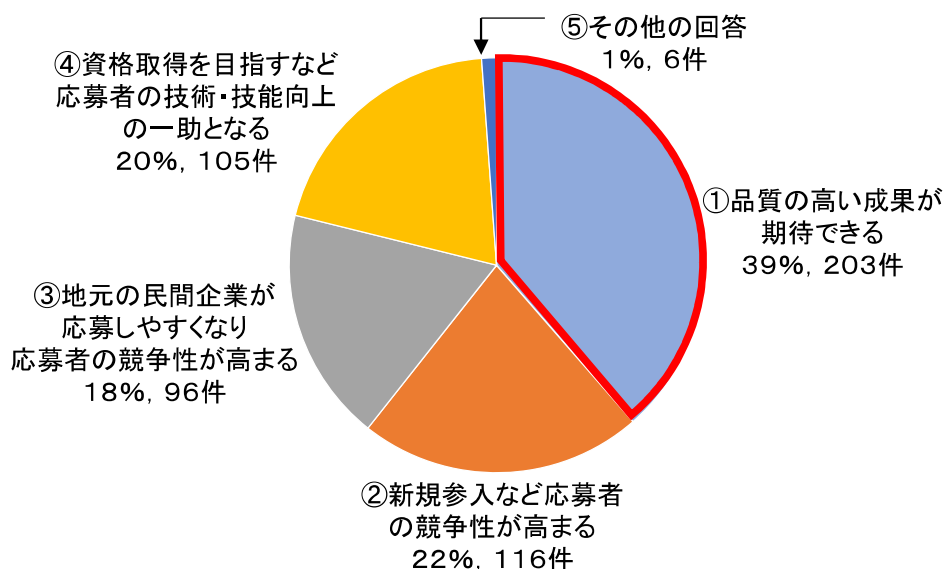
業務成績評定【平成27年度～令和元年度の平均】



出典) 北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局発注の点検・診断等業務を対象
H27～H29は、入札参加時等の申請書類に記載された情報をもとに、業務成績評定が確認できた業務を対象に集計
H30～R1テクリス（業務実績情報データベース）のデータにより、業務成績評定が確認できた業務を対象に集計

登録資格制度を活用している都道府県・政令市では、登録資格を活用することで品質の高い成果が期待されています。

登録資格を活用することで期待する効果
回答者＝都道府県・政令市の発注部署（複数回答N＝526）

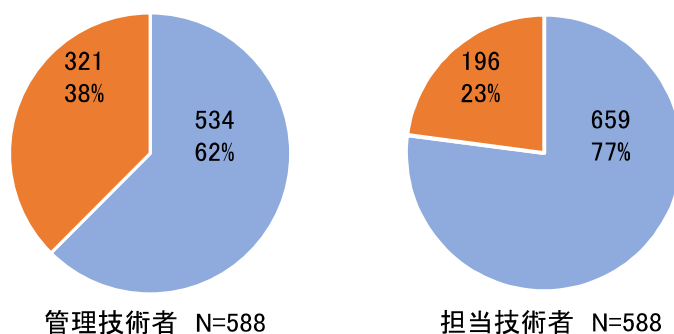


出典) 国土交通省データ
都道府県・政令市に対するアンケート調査結果（平成31年2月）

5 発注業務における登録資格の活用事例

国土交通省発注の点検・診断等業務における登録資格保有者の従事割合は、管理技術者・担当技術者ともに高い。

登録資格保有者の従事割合【令和元年度】



■ 登録資格の保有者が従事している ■ 登録資格の保有者が従事していない

出典) テクリス (業務実績情報データベース) のデータにより、管理技術者、担当技術者の登録資格の保有状況を集計

国土交通省発注業務の入札 (総合評価落札方式等) では、予定管理技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。
発注業務の応募要件として、次のような記載例を参考に活用してください。

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。

- ①技術士
博士 (※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
- ②国土交通省登録技術者資格
- ③上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

国土交通省発注業務の入札 (総合評価落札方式等) では、技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価しています。
発注業務の応募者の技術力の評価にあたっては、次のような評価例を参考に活用してください。

○管理技術者の評価 (例)

①国家資格・技術士	3点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

○担当技術者の評価 (例)

①国家資格・技術士	2点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

地方公共団体のA市では、公募型プロポーザルの参加資格として「国土交通省登録技術者資格」の対象部門資格を活用しています。

A市B公園基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（一部編集）

4. 参加資格

(7) 次に掲げるいずれかの資格等を有する者を、管理責任者として本業務に配置することができる者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による建設部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による総合技術管理部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

ウ RCCMの登録技術部門「造園」に登録を受けている者

エ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者

オ 平成□年度から□年度までの間に、国または県の公園整備に係る設計業務の管理技術者として業務を完了した実績を有する者

国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）においては、管理技術者、照査技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。一方で、都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は全体の45%となっています。

第1107条 管理技術者

1. (略)

2. (略)

3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCMという）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. (略)

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

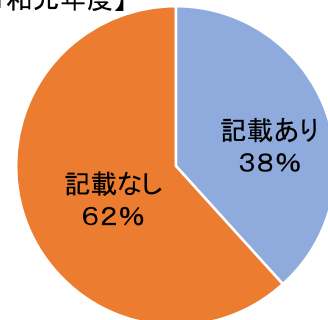
(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

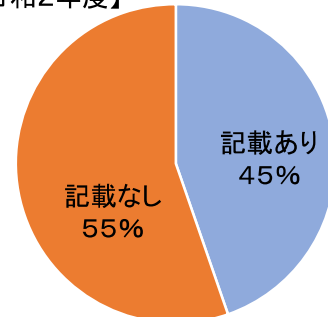
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」の記載の有無

【令和元年度】



【令和2年度】



出典）各都道府県のホームページより調べ

国土交通省登録資格は次のとおりです。

点検・診断等業務に活用できる資格

資格付与事業者名の50音順

道路部門(橋梁(鋼橋)):36資格

業務※の凡例) 点:点検

計:計画策定(維持管理)

診:診断

設:設計(維持管理)

資格付与事業者名	業務※ 点 診	登録資格名
公益財団法人青森県建設技術センター	● ●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	● ●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	●	道路橋点検士
	●	道路橋点検士補
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
公益財団法人高速道路調査会	●	高速道路点検士(土木)
	● ●	高速道路点検診断士(土木)
独立行政法人国立高等専門学校機構	●	橋梁点検技術者
一般財団法人首都高速道路技術センター	● ●	都市道路構造物点検技術者
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	●	土木設計技士
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	●	橋梁点検士
	●	橋梁診断士
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	道守コース
国立大学法人長崎大学	●	道守補コース
	●	特定道守(鋼構造)コース
	●	特定道守コース
	● ●	土木鋼構造診断士
一般社団法人日本鋼構造協会	● ●	土木鋼構造診断士補
	● ●	一般構造物診断士
一般社団法人日本構造物診断技術協会	● ●	二級構造物診断士
	● ●	コンクリート診断士
公益財団法人日本コンクリート工学会	● ●	コンクリート診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●	インフラ調査士橋梁(鋼橋)
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	主任点検診断士
	● ●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●	ふくしまME(基礎)
	● ●	ふくしまME(保全)
国立大学法人山口大学	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口

資格付与事業者名	業務※ 点 診	登録資格名
一般社団法人リペア会	● ●	構造物の補修・補強技士
琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●	ブリッジインスペクター
合計	34 20	

道路部門(橋梁(コンクリート橋)):40資格

資格付与事業者名	業務※ 点 診	登録資格名
公益財団法人青森県建設技術センター	● ●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	● ●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	●	道路橋点検士
	●	道路橋点検士補
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
公益財団法人高速道路調査会	●	高速道路点検士(土木)
	● ●	高速道路点検診断士(土木)
一般社団法人国際建造物保全技術協会	●	建造物保全技術者
独立行政法人国立高等専門学校機構	●	建造物保全上級技術者
	●	橋梁点検技術者
一般財団法人首都高速道路技術センター	● ●	都市道路構造物点検技術者
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	●	土木設計技士
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	●	橋梁点検士
	●	橋梁診断士
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	道守コース
国立大学法人長崎大学	●	道守補コース
	●	特定道守(コンクリート構造)コース
	●	特定道守コース
	● ●	土木鋼構造診断士
一般社団法人日本鋼構造協会	● ●	土木鋼構造診断士補

道路部門(橋梁(コンクリート橋)):40資格

資格付与事業者名	業務 点	診	登録資格名
一般社団法人日本構造物診断技術協会	●	●	一級構造物診断士
	●		二級構造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	コンクリート診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●		インフラ調査士橋梁(コンクリート橋)
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(保全)
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	●	●	コンクリート構造診断士
	●		プレストレストコンクリート技士
国立大学法人山口大学	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口
一般社団法人リペア会	●	●	構造物の補修・補強技士
琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●		ブリッジインスペクター
合計	37	22	

道路部門(トンネル):22資格

資格付与事業者名	業務 点	診	登録資格名
国立大学法人愛媛大学	●	●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(トンネル)
公益財団法人高速道路調査会	●		高速道路点検士(土木)
	●	●	高速道路点検診断士(土木)
一般財団法人首都高速道路技術センター	●	●	都市道路構造物点検技術者
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	●		土木設計技士
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(トンネル・地下)コースB
	●	●	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB
国立大学法人長崎大学	●		道守コース
	●		道守補コース
	●		特定道守コース
	●		特定道守(トンネル)
	●		道守(トンネル)
公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	コンクリート診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●		インフラ調査士トンネル
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(防災)
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	●	●	コンクリート構造診断士
国立大学法人山口大学	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口
合計	20	14	

道路部門(道路土工構造物(土工)):15資格

資格付与事業者名	業務 点	診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(地質)
	●	●	RCCM(土質及び基礎)
	●	●	RCCM(道路)
	●		RCCM(施工計画、施工設備及び積算)
一般社団法人全国特定法面保護協会	●	●	のり面施工管理技術者資格
一般社団法人日本アンカー協会	●	●	グラウンドアンカー施工士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●		1級土木技術者(地盤・基礎)コースB
	●	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(防災)
合計	15	11	

道路部門(道路土工構造物(シェッド・大型カルパート等)):9資格

資格付与事業者名	業務 点	診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
	●	●	RCCM(道路)
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	コンクリート診断士
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	●	●	コンクリート構造診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●	●	ふくしまME(防災)
合計	9	7	

道路部門(舗装):8資格

資格付与事業者名	業務 点	診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(道路)
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
一般社団法人日本道路建設業協会	●	●	舗装診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●		インフラ調査士付帯施設
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(保全)
合計	8	6	

道路部門(小規模附属物):5資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサル タツ協会	● ●	RCCM(施工計画、施工 設備及び積算)
一般社団法人全国道路標 識・標示業協会	● ●	道路標識点検診断士
一般社団法人日本非破壊検 査工業会	●	インフラ調査士付帯施設
一般財団法人阪神高速道路 技術センター	● ●	主任点検診断士
	● ●	点検診断士
合計	5 4	

河川部門(堤防・河道):4登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般財団法人河川技術者 教育振興機構	● (管理技術者)	河川技術者資格(河川 維持管理技術者)
	● (担当技術者)	河川技術者資格(河川 点検士)
一般社団法人建設コンサル タツ協会	● (管理技術者)	RCCM(河川、砂防及 び海岸・海洋)
	● (担当技術者)	RCCM(河川、砂防及 び海岸・海洋)
合計	4	

砂防部門(砂防設備):2登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサル タツ協会	●	RCCM(河川、砂防及 び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●	砂防・急傾斜管理技術 者
合計	2	

砂防部門(地すべり防止施設):2登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサル タツ協会	●	RCCM(河川、砂防及 び海岸・海洋)
一般社団法人斜面防災対 策技術協会	●	地すべり防止工事士
合計	2	

砂防部門(急傾斜地崩壊防止施設):3登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサル タツ協会	●	RCCM(河川、砂防及 び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●	砂防・急傾斜管理技術 者
一般社団法人斜面防災対 策技術協会	●	地すべり防止工事士
合計	3	

海岸部門(海岸堤防等):6登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般財団法人沿岸技術研 究センター	●	海洋・港湾構造物維持 管理士
一般社団法人建設コンサル タツ協会	●	RCCM(河川、砂防及 び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(海岸・ 海洋)コースB
	●	1級土木技術者(流域・ 都市)コースA
	●	上級土木技術者(海岸・ 海洋)コースB
	●	上級土木技術者(流域・ 都市)コースA
合計	6	

下水道部門(下水道管路施設):2登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
公益社団法人日本下水道 管路管理業協会	●	下水道管路管理専門技 士調査部門
	●	下水道管路管理主任技 士
合計	1 1	

港湾部門(港湾施設):7登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	計	設	登録資格名
一般財団法人沿岸技術 研究センター	●	●	●	海洋・港湾構造物 維持管理士
			●	海洋・港湾構造物 設計士
一般社団法人建設コンサル タツ協会	●	●	●	RCCM(港湾及び 空港)
合計	2	2	3	

空港部門(空港施設):1登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般財団法人港湾空港総 合技術センター	●	空港土木施設点検評価 技士
合計	1	

都市公園部門(公園施設(遊具)):4登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人日本公園施 設業協会	● ●	公園施設点検管理士
	● ●	公園施設点検技士
合計	2 2	

土木機械設備部門(土木機械設備):2登録資格

資格付与事業者名	業務 診	登録資格名
一般社団法人河川ポンプ施 設技術協会	●	1級ポンプ施設管理技術 者
一般社団法人建設コンサル タツ協会	●	RCCM(機械)
合計	2	

計画・調査・設計業務に活用できる登録資格

資格付与事業者名の50音順

業務※の凡例) 計: 計画 調: 調査 設: 設計

河川、砂防及び海岸・海洋部門(河川・ダム): 3資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(河川・流域)コースB
	●	上級土木技術者(河川・流域)コースB
合計	3	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(砂防): 2資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●	砂防・急傾斜管理技術者
合計	2	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(地すべり対策): 2資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●	地すべり防止工事士
合計	2	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(急傾斜地崩壊等対策): 3資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●	砂防・急傾斜管理技術者
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●	地すべり防止工事士
合計	3	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(海岸): 11資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般財団法人沿岸技術研究センター	●	海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人海洋調査協会	●	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
	●	港湾海洋調査士(深淺測量)
	●	港湾海洋調査士(危険物探査)
	●	港湾海洋調査士(気象・海象調査)
	●	港湾海洋調査士(環境調査)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB
	●	1級土木技術者(流域・都市)コースA
	●	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB
	●	上級土木技術者(流域・都市)コースA
合計	6	10

港湾及び空港部門(港湾): 14資格

資格付与事業者名	業務※			登録資格名
	計・調	設	調	
一般財団法人沿岸技術研究センター		●		海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人海洋調査協会	●			港湾海洋調査士(土質・地質調査)
	●			港湾海洋調査士(深淺測量)
	●			港湾海洋調査士(危険物探査)
	●			港湾海洋調査士(気象・海象調査)
	●			港湾海洋調査士(環境調査)
	●			港湾海洋調査士(総合部門)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●		RCCM(港湾及び空港)
一般財団法人日本水路協会	●			1級水路測量技術(沿岸)
	●			1級水路測量技術(港湾)
一般社団法人日本潜水協会			●	港湾潜水技士1級
			●	港湾潜水技士2級
			●	港湾潜水技士3級
			●	特別港湾潜水技士
合計	9	2	4	

港湾及び空港部門(空港): 1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(港湾及び空港)
合計	1	

道路部門(道路): 6資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(道路)
一般社団法人交通工学研究会	●	交通工学研究会認定TOE
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(交通)コースA
	●	1級土木技術者(交通)コースB
	●	上級土木技術者(交通)コースA
	●	上級土木技術者(交通)コースB
合計	6	

道路部門(橋梁): 4資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
	●	RCCM(土質及び基礎)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	●	上級土木技術者(橋梁)コースB
合計	4	

道路部門(トンネル):3資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(トンネル)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB
	●	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB
合計	3	

下水道部門(下水道):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(下水道)
合計	1	

造園部門(都市公園等):2資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(造園)
一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会	●	登録ランドスケープアーキテクト(略称:RLA)
合計	2	

都市計画及び地方計画部門(都市計画及び地方計画):2資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(都市計画及び地方計画)
一般社団法人都市計画コンサルタント協会	●	認定都市プランナー
合計	2	

建設機械部門(建設機械):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(機械)
合計	1	

土木機械設備部門(土木機械設備):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(機械)
合計	1	

建設電気通信部門(電気施設・通信施設・制御処理システム):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(電気電子)
合計	1	

地質・土質部門(地質・土質):13資格

資格付与事業者名	業務※ 調	登録資格名
一般社団法人海洋調査協会	●	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(地質)
	●	RCCM(土質及び基礎)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●	地すべり防止工事士
一般社団法人全国地質調査業協会連合会	●	地質調査技士資格(現場技術・管理部門)
	●	地質調査技士資格(現場調査部門)
	●	地質調査技士資格(土壌・地下水汚染部門)
	●	応用地形判読士資格(応用地形判読士)
公益社団法人土木学会	●	応用地形判読士資格(応用地形判読士補)
	●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB
	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA
合計	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB
	13	

地質・土質部門(宅地防災):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
地盤品質判定士協議会	●	地盤品質判定士
合計	1	

建設環境部門:5資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般財団法人日本緑化センター	●	自然再生士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(建設環境)
一般社団法人日本環境アセスメント協会	●	環境アセスメント士認定資格
公益財団法人日本生態系協会	●	1級ビオトープ施工管理士
	●	1級ビオトープ計画管理士
合計	5	

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧ください。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

国交省 登録資格

検索

問合せ先

国土交通省 大臣官房 技術調査課
TEL: 03-5253-8220 (直通)
国土交通省 大臣官房 公共事業調査室
TEL: 03-5253-8258 (直通)

2021.2版

平成 29 年度決算検査報告に関する説明会資料

国土交通省大臣官房会計課

平成 3 1 年 1 月 9 日

一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の費用を求めるよう意見を表示したものの

1. 事業主体

国、地方公共団体（道、府、県、市、区、町）

2. 指摘内容

上水道管、下水道管等の路面下占用物件の老朽化が進む中、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生は今後も増加することが想定されており、空洞を発見するための調査業務は今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

このため、空洞を発見するために実施している調査業務に要した費用について占用企業者に対して応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを技術事務所等及び道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対して同様な助言をするよう意見を表示されたものである。

3. 改善措置

指摘の主旨を踏まえ、調査業務に要した費用について、占用企業者に負担を求めるための指針等を取りまとめ、技術事務所等及び国道事務所等に対して周知し、国道事務所等が関係者との合意形成を図った上で、占用企業者に負担を求めていく予定である。

コンクリート舗装の利用促進の取り組み

○ 平成24年12月 「国土交通省技術基本計画」への位置づけ

- ・コンクリート舗装の採用によるLCC縮減を明記

＜技術基本計画（抜粋）＞

（中略）わが国の高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行に対しては、戦略的な維持管理・更新に資する技術研究開発を進める。具体的には、（中略）コンクリート舗装等耐久性の高い素材の採用等によるライフサイクルコストの縮減を目指す。

○ 平成25年度 設計業務等共通仕様書の改訂 ＜新設舗装＞

- ・道路詳細設計において、As舗装とCo舗装をLCCも含めて比較検討したうえで決定することを規定

＜設計業務等共通仕様書（抜粋）＞

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

○ 平成28年10月 舗装点検要領の策定 ＜舗装修繕＞

- ・点検結果に基づく修繕設計にあたって、コンクリート舗装等への変更も含め、LCC比較検討を行うことを明記した「舗装点検要領」を全道路管理者へ通達

○ 平成28年10月～ 地方自治体へのCo舗装のPR

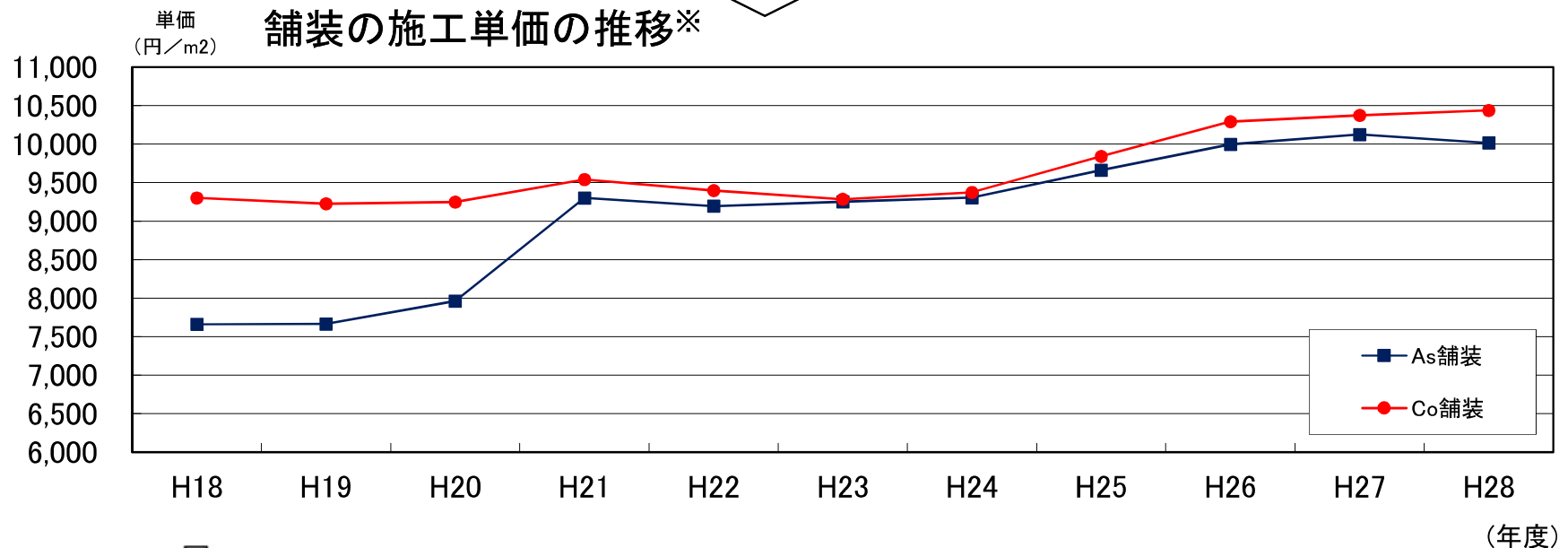
- ・全都道府県に設置している「道路メンテナンス会議」の場等を活用し、コンクリート舗装の適材適所での採用推進をPR

コンクリート舗装のコスト

初期コストが高い

コンクリートはほぼ純国産
セメント価格は安定

アスファルトは100%輸入
アスファルト価格は原油価格の
変動により今後の動向は不透明



アスファルトの価格上昇により、イニシャルコストの差は縮小傾向
LCCで比較検討すると、コンクリート舗装の方が安くなる事例が多い

※関東地方整備局による試算(同一の交通条件、地盤条件、H18~28年度の埼玉県単価を使用して比較)
※H24以降は労務単価UPの要因が大きい

コンクリート舗装の最近の実績

■採用しやすい箇所の選定事例

○周囲への騒音の影響が少ない箇所

例:山間部など建物がない箇所



例:工業・商業地域など住宅のない箇所



・沿道が山林・商業施設・工業施設などの箇所については、騒音による影響が少なく、コンクリート舗装を採用しやすい。

○舗装へのダメージが大きい箇所

例:大型車混入率の高い箇所



例:交差点部



・大型車混入率が高い箇所や交差点部などは、As舗装に比べわたち掘れ・骨材飛散が生じにくいCo舗装の強みを活かすことができる。

○地下埋設物の工事が想定されない箇所

例:自動車専用道路



例:共同溝整備を行う・行った箇所



・自専道など沿道に家屋がない箇所や共同溝整備済み箇所であれば、地下埋設物による掘り返しがないため、Co舗装を採用しやすい。

○長時間の規制や迂回路の確保が可能な箇所

例:車線数が多い道路



例:バイパス等の並行する迂回路がある箇所

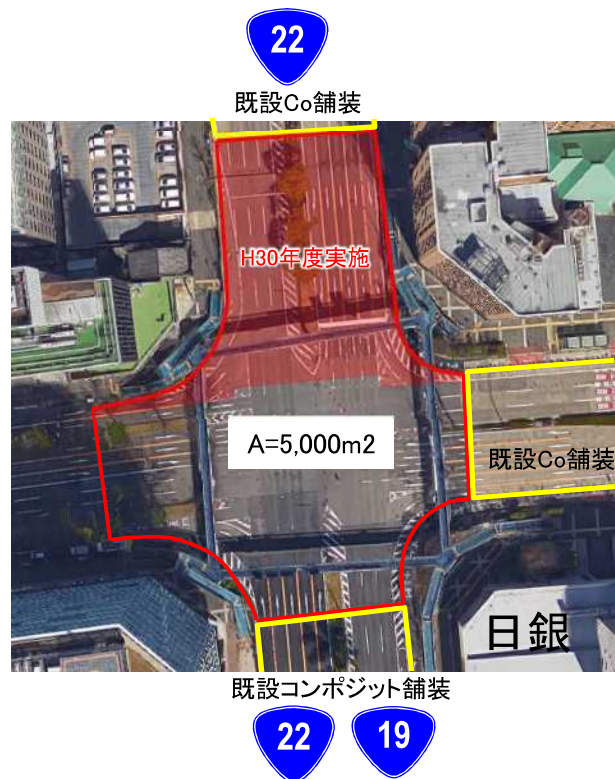


・4車線以上の道路や、バイパスなど並行する迂回路がある箇所であれば、長期の1車線規制が比較的容易であり、Co舗装を採用しやすい。

維持修繕での採用状況について(中部地整)

- 中部地整では、名古屋市の日銀前交差点(国道が交差する交差点)で、アスファルト舗装の劣化が著しい状況。
- 当該交差点付近は、交差点部を除く単路部がコンクリート舗装等で整備されており、周辺に家屋がないこと、また、共同溝が整備されており掘り返しが必要がないことから、コンクリート舗装を採用。

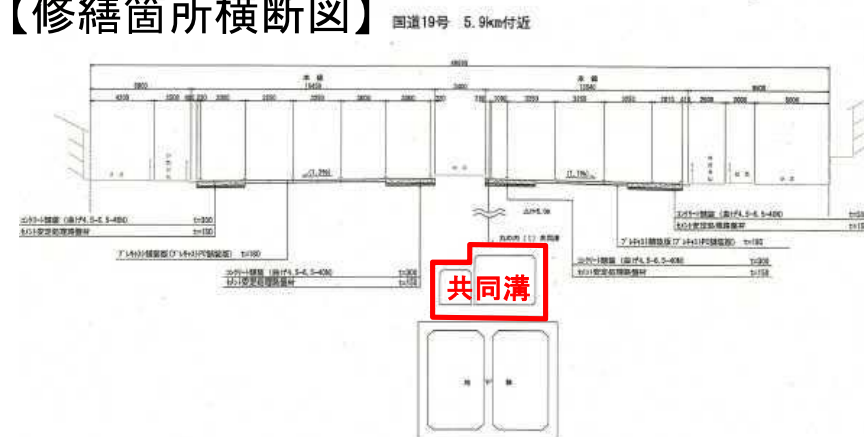
【修繕箇所平面図】



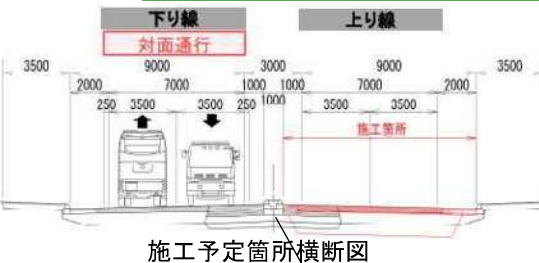
【状況写真】



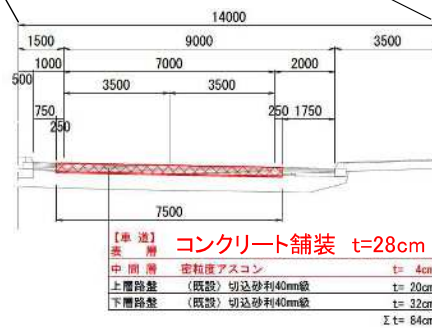
【修繕箇所横断図】



LCCの算定（国道234号 岩見沢市栗沢）



国道234号 岩見沢市栗沢付近
施工前の状況



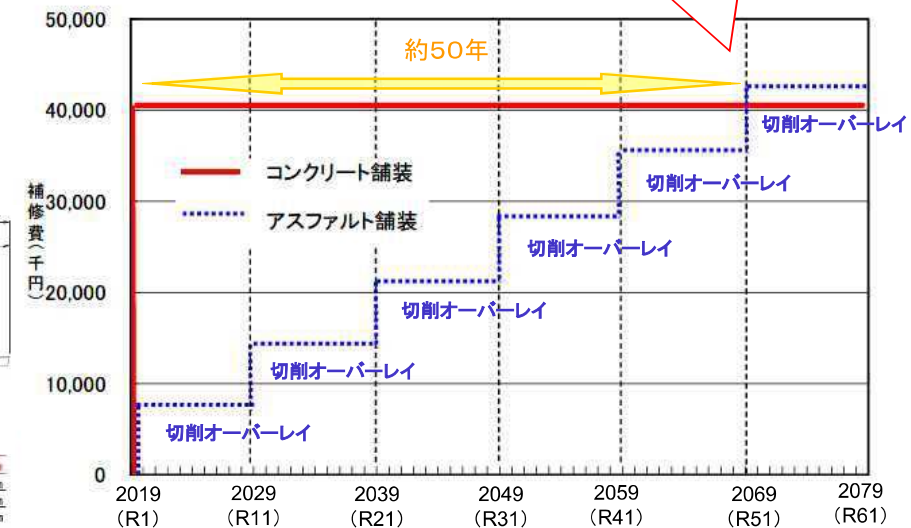
標準定規図

コンクリート舗装の活用を検討

- ・昭和39年に改築に合わせアスファルト舗装にて新設
- ・過年度に計4回10年毎に舗装修繕を実施
- ・舗装老朽化に伴い、長寿命化を目的とした「既設の舗装構成を活用した舗装補修」を試行実施
- ・全線4車線で片側2車線の対面交通による工事期間中の代替路の確保によるコンクリート舗装の養生期間の確保が可能
- ・LCCを約50年で算出した結果、コンクリート舗装が有利となり採用

試算では50年後の2069年には
LCCでコンクリート舗装が有利となります

(延長200m 4車線 国道234号)



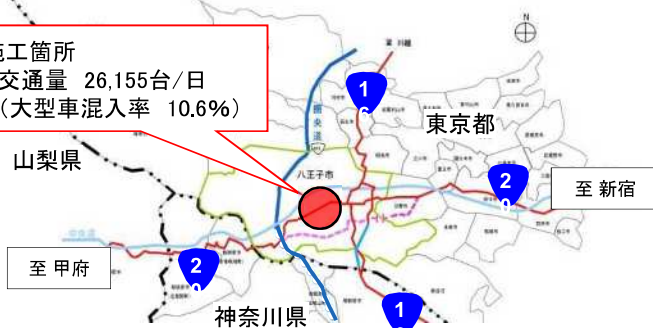
※上記LCCは、Co舗装の建設費及びAs舗装の補修費の累計
・As舗装の補修間隔は当該区間における補修履歴より10年で試算

約50年間大規模な補修を行っていないコンクリート舗装の例

- 国道20号（東京都八王子市追分町～高尾町）では、約50年間（※）大規模な補修なし
 - ライフサイクルコスト（LCC）はアスファルト舗装の1／3程度
- ※昭和37年にコンクリート舗装で供用開始（延長約4km）

位置図

施工箇所
交通量 26,155台/日
（大型車混入率 10.6%）

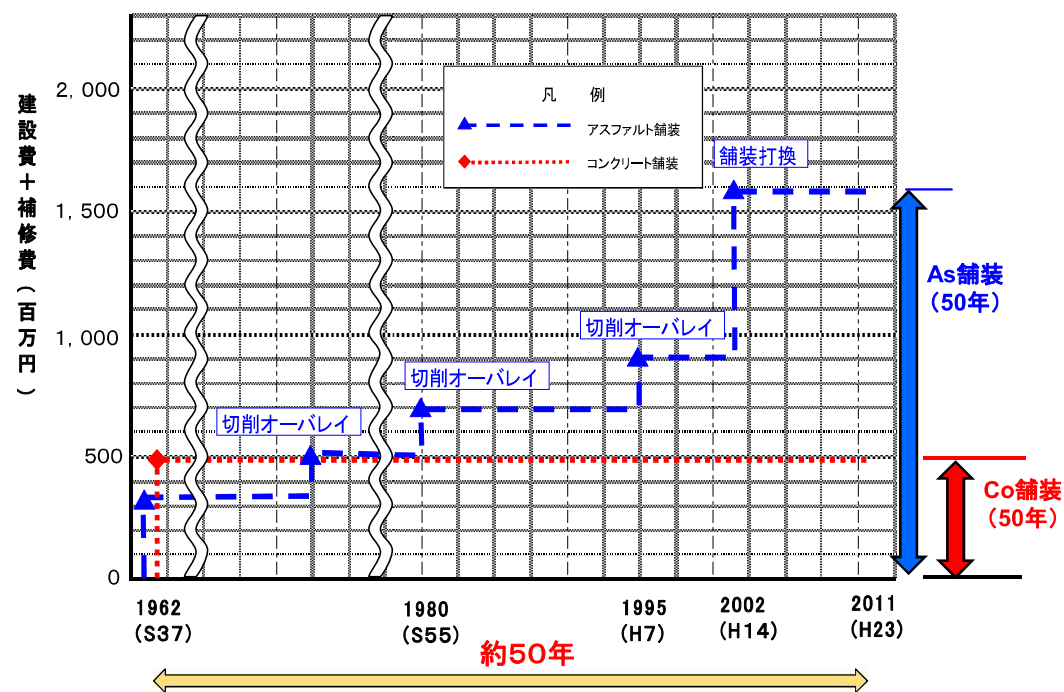


写真



国道20号 八王子市追分町交差点付近（甲府方向へ撮影）

アスファルト舗装とコンクリート舗装のLCC比較



- ※ 上記LCCは建設費及び補修費の累計額
（As舗装のLCCは、Co舗装区間の近傍区間において算出）
- ・平成23年原単価を用いた直接工事費ベース
 - ・目地補修等の維持的補修工事は含まない

国道企 第 7 5 号
 国道国技 第 2 1 2 号
 国道環 第 9 7 号
 国道高 第 3 2 8 号
 平成 3 1 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 道路事業担当部長 殿
 各 指 定 市 道路事業担当部長 殿
 各 市 町 村 道路事業担当部長等 殿

国土交通省 道路局

企 画 課 長

国 道 ・ 技 術 課 長

環境安全・防災課長

高 速 道 路 課 長

定期点検要領の改定について

平成 2 6 年 6 月 2 5 日付国道企第 2 0 号、国道国第 7 3 号、国道環安第 9 号、国道高第 5 9 号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、環境安全課、高速道路課から通知された定期点検要領について、今般これを改定しましたので通知します。

ついては、都道府県及び指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件の内容について周知頂きますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

事 務 連 絡
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 道路事業担当課長 殿
各 指 定 市 道路事業担当課長 殿
各 市 町 村 道路事業担当課長 殿

国土交通省道路局
企 画 課 課 長 補 佐
国道・技術課 課 長 補 佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課 長 補 佐
環境安全・防災課 課 長 補 佐
高 速 道 路 課
有料道路調整室 課 長 補 佐

定期点検の参考資料の策定及び道路橋等の定期点検業務積算資料
(暫定版) の改定について

平成 3 1 年 2 月 2 8 日付国道企第 7 5 号、国道国技第 2 1 2 号、国道環第 9 7 号、国道高第 3 2 8 号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記 1. のとおり策定しましたのでお知らせします。

また、道路橋等の定期点検業務積算資料(暫定版)については、平成 2 6 年 8 月 4 日付事務連絡により通知したところですが、そのうち、道路橋定期点検要領(平成 3 1 年 2 月 国土交通省 道路局)および道路トンネル定期点検要領(平成 3 1 年 2 月 国土交通省 道路局)に基づき実施する業務について、今般これを下記 2. のとおり改定したのでお知らせします。

下記 2. を参考とする場合は、業務規模や現地状況を考慮したうえで、使用してください。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

1. 定期点検の参考資料

- ・特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料(平成 3 1 年 2 月)
- ・引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料(平成 3 1 年 2 月)

- ・水中部の状態把握に関する参考資料（平成３１年２月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成３１年２月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成３１年２月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成３１年２月）

2. 定期点検業務積算資料

- ・道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（平成３１年２月）
- ・道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）（平成３１年２月）

以 上

事務連絡
平成31年2月28日

各都道府県道路事業担当課長 殿
各指定市道路事業担当課長 殿
各市区町村道路事業担当課長 殿

国土交通省総合政策局	
公共事業企画調整課	課長 補佐
国土交通省道路局	
企画課	課長 補佐
国道・技術課	課長 補佐
国道・技術課	
道路メンテナンス企画室	課長 補佐
環境安全・防災課	課長 補佐
高速道路課	
有料道路調整室	課長 補佐

新技術利用のガイドライン（案）及び
点検支援技術性能カタログ（案）の策定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

- ・新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月）
- ・点検支援技術性能カタログ（案）（平成31年2月）

以上

国道国第 2 2 5 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

各 地 方 整 備 局 道 路 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

国土交通省道路局

国道・技術課長

「国の定期点検要領について」の一部改正について

国が管理する道路における橋梁、トンネル等の定期点検要領については、
「国の定期点検要領について」（平成 2 6 年 6 月 2 5 日付国道国防第 7 1 号道路局国道・防災課長通達）により通知したところであるが、今般これの下記のとおり改正する。

記

- ・橋梁定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・道路トンネル定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・歩道橋定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。

以 上

事務連絡
平成31年3月29日

各 地 方 整 備 局 道 路 管 理 課 長 殿
地 域 道 路 課 長 殿
北 海 道 開 発 局 道 路 維 持 課 長 補 佐 殿
地 域 事 業 管 理 官 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 道 路 管 理 課 長 殿
道 路 建 設 課 長 殿

国土交通省道路局
国道・技術課 課長 補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長 補佐

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項及び道路橋の
定期点検業務積算資料（暫定版）の策定について

平成31年3月29日付国道国技第225号により、国土交通省 道路局 国道・技術課から通知された国の定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定したので周知する。

「トンネル等の定期点検にあたっての留意事項」は、各都道府県メンテナンス会議等を通じて、地方公共団体に情報提供されたい。

なお、道路橋の定期点検の積算基準については、設計業務等標準積算基準書「4－2 橋梁定期業務等積算基準」に示されているところであるが、今般これを下記3. のとおり一部見直したので、当面の間これによられたい。

記

1. トンネル等の定期点検にあたっての留意事項
2. 標準特記仕様書
【直轄】橋梁定期点検業務の標準特記仕様書（案）
【直轄】橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）
3. 橋梁定期点検業務等積算基準（暫定版）（平成31年3月）

以 上

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項

1. トンネル等の定期点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者（以下「知識と技能を有する者」という。）が行うこととされており、道路管理者は知識と技能を有する者に定期点検として、状態の把握及び健全性の診断を行わせなければならない。
2. このため、道路管理者が知識と技能を有する者となって自ら定期点検を行うか、道路管理者が定期点検業務の発注者として、受注者の知識や技能及び点検方法等の技術提案を確認した上で定期点検を行わせるか、いずれかの方法で行うこととなる。
3. なお、橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、門型標識及び横断歩道橋の点検にあたっては、各地方整備局等が実施している「橋梁初級Ⅰ研修」や「道路構造物管理実務者（トンネル初級）研修」の受講者を自ら定期点検を行う場合の知識と技能を有する者として扱うことができる。
4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。
5. 受注者からの近接目視によらない点検方法の確認については、資料－4「新技術利用のガイドライン（案）」、資料－5「点検支援技術性能カタログ（案）」を参考とすることができる。
6. トンネル等の健全性の診断結果については、道路管理者も責任を負うことになる。

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術の活用について

点検支援技術については、平成 3 1 年 2 月 2 8 日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」にて通知したところであるが、各地方整備局等においては、平成 3 1 年 4 月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討した上で実施されたい。検討の結果、点検支援技術を活用する場合は、次回以降の点検の効率化に向け、対象とする部位の選定の考え方や技術選定に関する所見を定期点検記録様式※に記録すること。

※定期点検記録様式は、橋梁では様式その 5、トンネルでは様式 E、シェッド・大型カルバートでは様式その 5 が該当

なお、今後点検支援技術について活用実績や活用効果、積算体系の構築等を目的とした調査を予定しているので、協力されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

事 務 連 絡
平成31年4月25日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術活用に関する経費について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」及び平成31年3月29日付事務連絡「点検支援技術の活用について」にて通知したところであるが、点検支援技術を活用するにあたり必要な経費については、次の通り対応されたい。

- ・ 各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討し、点検支援技術を活用する場合は必要な経費は適切に計上されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」
における道路メンテナンス事業について

今回

都道府県別の判定区分Ⅲ・Ⅳ位置図の公表（4月15日-21日）

- これまでの点検・修繕等の進捗状況を、途中経過として都道府県別にとりまとめ、情報の見える化を図る
（橋梁、トンネル、道路附属物でそれぞれ作成）

＜公表＞4月上旬から随時公表済

- メンテナンス会議として公表
- 市町村別の位置図は各団体で公表し、地域の要望活動で活用

5か年対策プログラムで位置図を再掲（4月27日）

今後

77条調査（5月末～）

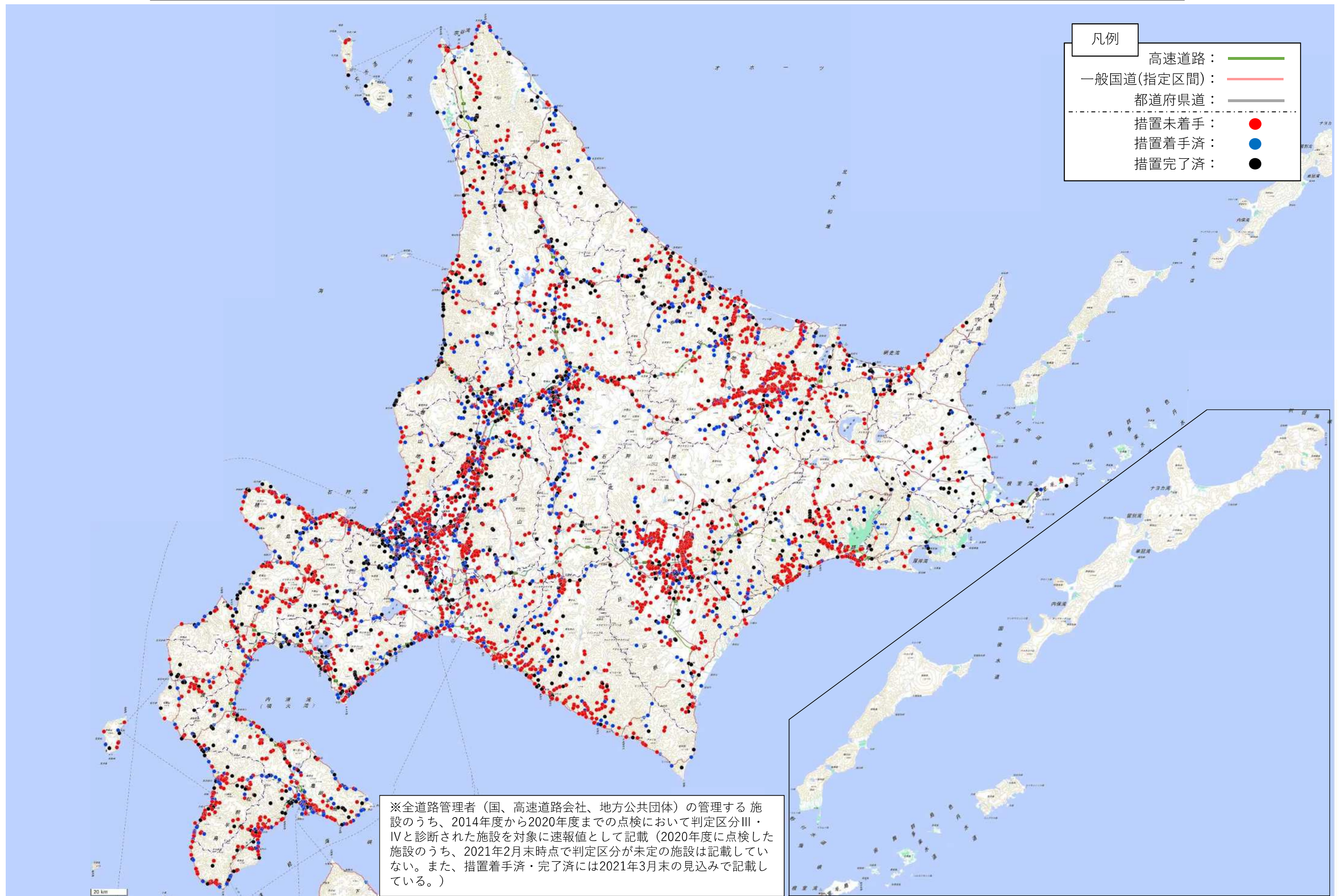
- 2020年度の点検結果と修繕等の進捗状況を確定

道路メンテナンス年報の公表（8月～）

- 都道府県別の位置図の確定版を公表（ビューワーで閲覧可能）
- 施設リストを公表

北海道内の判定区分Ⅲ・Ⅳ橋梁の位置図

早期に対策を要する施設は5,380橋あり、これまでに2,336橋の修繕に着手済み



資料3-13-1

4. 舗装・小規模附属物・土工構造物の点検結果

(1) 舗装

1) 概要

舗装については、各道路管理者により、道路の役割や性格、修繕実施の効率性、ストック量、管理体制の視点から管内の道路を分類し、その分類に基づき点検などを行っています。

国土交通省の管理する道路の舗装は、2017年度より舗装点検要領（2017年3月 国土交通省 道路局 国道・防災課）に基づき、5年に1回の頻度で目視を基本とする点検を実施しています。

舗装の健全性の診断は、以下の通り区分します。

<アスファルト舗装>

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
	III-1 表層等修繕	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合（路盤以下の層が健全であると想定される場合）
	III-2 路盤打換等	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合（路盤以下の層が損傷していると想定される場合）

<コンクリート舗装>

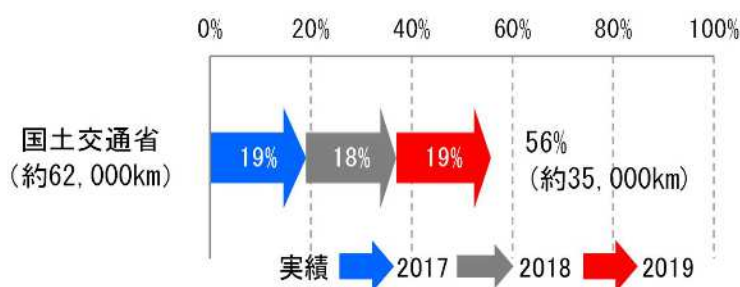
区分		状態
I	健全	損傷レベル小：目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることができないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II	補修段階	損傷レベル中：目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III	修繕段階	損傷レベル大：コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたって、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

国土交通省以外の道路管理者は、舗装点検要領（2016年10月 国土交通省 道路局）（技術的助言）等を参考に、適切に管理を行っています。

2) 点検結果(舗装)

- 国土交通省が管理する道路では、2017 年度より舗装点検を行っており、2019 年度末時点の点検実施率は約 56%と着実に進捗しています。
- 判定区分Ⅲ（修繕段階）の割合（延べ車線延長※¹ ベース）は、アスファルト舗装は 14%、コンクリート舗装では 6%となっています。

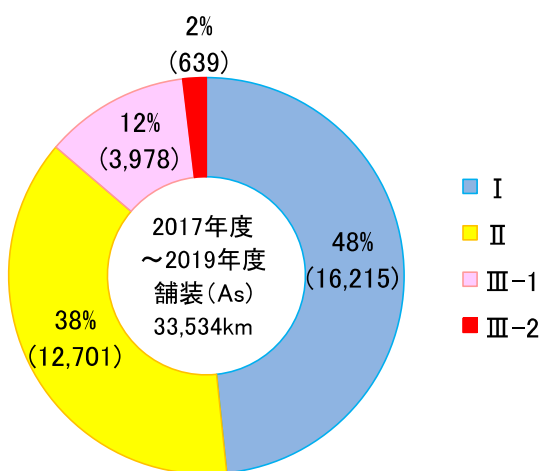
○ 国土交通省の点検実施率(延べ車線延長ベース)



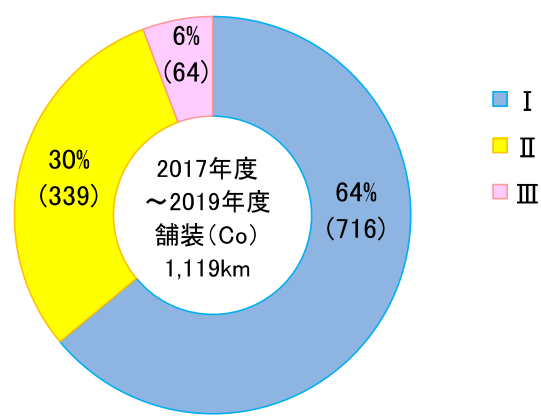
※()内は、2017～2019 年度に点検を実施した車線延長の合計。

○ 国土交通省の判定区分の割合(アスファルト舗装・コンクリート舗装) 2020.3 末時点

アスファルト舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



コンクリート舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



2020.3 末時点

※¹ 延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計。

3) 修繕の実施状況(舗装)

- 国土交通省が管理する道路で、判定区分Ⅲ（修繕段階）となった区間のうち、修繕等を実施した区間の割合は、アスファルト舗装で12%、コンクリート舗装で5%であり、道路利用者の安全安心の確保に向け、効率的な修繕を実施する必要があります。

判定区分Ⅱ、Ⅲ-1、Ⅲ-2の修繕の実施状況(アスファルト舗装)

As舗装	修繕が必要な延長(km) (A)	修繕に着手済の延長(km) (B) (B/A)	工事に着手済の延長(km) (C) (C/A)	修繕完了の延長(km) (D) (D/A)	点検実施年度	: 着手率(B/A) : 完了率(D/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%					
Ⅱ	12,701	525 (4%)	508 (4%)	463 (4%)	2017	5%	5%				
					2018	4%	4%				
					2019	2%	3%				
Ⅲ-1	3,978	481 (12%)	441 (11%)	409 (10%)	2017	10%	11%				
					2018	11%	13%				
					2019	9%	12%				
Ⅲ-2	639	55 (9%)	51 (8%)	46 (7%)	2017	12%	14%				
					2018	7%	9%				
					2019	2%	3%				
合計 (Ⅲ-1,Ⅲ-2)	4,618	536 (12%)	492 (11%)	455 (10%)	2017	10%	12%				
					2018	11%	13%				
					2019	8%	10%				

2020.3 末時点

判定区分Ⅱ、Ⅲの修繕の実施状況(コンクリート舗装)

Co舗装	修繕が必要な延長(km) (A)	修繕に着手済の延長(km) (B) (B/A)	工事に着手済の延長(km) (C) (C/A)	修繕完了の延長(km) (D) (D/A)	点検実施年度	: 着手率(B/A) : 完了率(D/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%					
Ⅱ	339	6 (2%)	6 (2%)	5 (2%)	2017	4%	4%				
					2018	0%	0%				
					2019	0%	1%				
Ⅲ	64	3 (5%)	2 (3%)	2 (3%)	2017	7%	7%				
					2018	2%	2%				
					2019	0%	4%				

2020.3 末時点

これからの舗装マネジメント

これからの舗装マネジメントの方針(案)

橋梁やトンネルと同様に、メンテナンスサイクルを確立し、長寿命化・LCC※1縮減を目指す

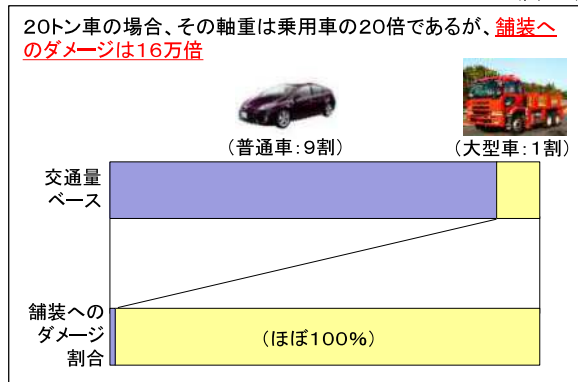
※1:ライフサイクルコスト

- 舗装の耐久性は、大型車の影響が支配的 ⇒ 大型車が多いほど、舗装の損傷進行が早い
- LCC縮減のためには、表層等の適時修繕により路盤以下の層を健全に保つことが重要
- 国・高速道路会社の他、都道府県の約8割、市町村の約2割では点検は実施されてきたものの、統一的なデータ取得や適切な予防保全・修繕等が十分に行われていない

■舗装の損傷要因

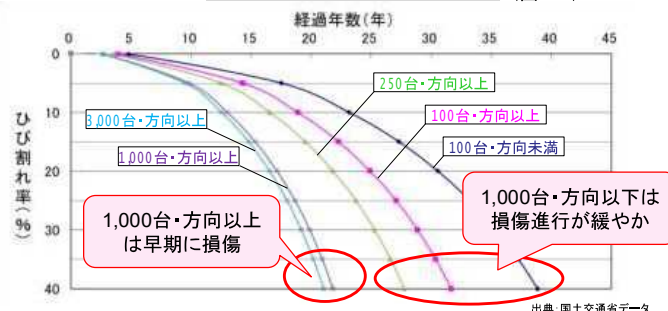
■舗装へのダメージは、軸重の4乗で影響

(図-1)



■アスファルト舗装では大型車交通量が多いほど損傷が早く進行

大型車交通量と舗装損傷の関係 (図-2)



(参考)

生活道路等は、大型車交通量が少ないため、占用工事の掘り返し等が無ければ長期間経過しても健全

多摩ニュータウン(東京都)
(写真-1)



30年以上修繕未実施
(一部ひび割れは見られるものの健全)

米子ニュータウン(鳥取県)
(写真-2)



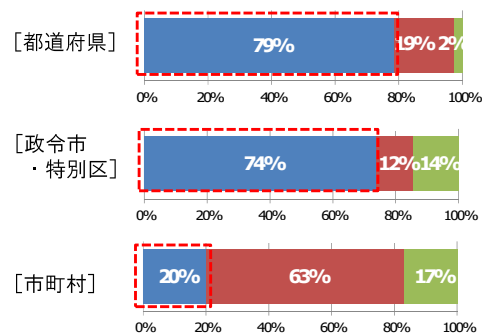
40年以上修繕未実施
(ひび割れもなく健全)

■LCC縮減には路盤の健全性確保が重要

- ①表層等の損傷箇所から路盤に雨水等が浸入することにより路盤の支持力が低下し、舗装構造全体の損傷につながる
- ②路盤を修繕した場合、表層等だけの修繕と比較し、費用は3倍以上、工事期間は4倍
- ③また、路盤を直さずに表層等のみを直した場合は、路盤の支持力低下しているため、短期間で表層等が傷む
- ④以上から、路盤を健全に保つことが重要で、表層等の適時修繕が必要

■舗装管理の現状

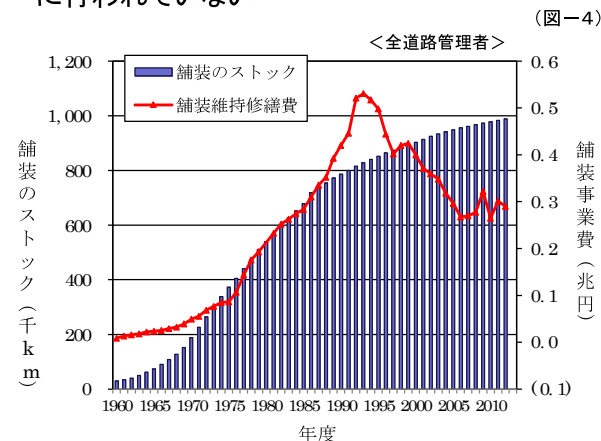
■都道府県・政令市の約8割、市町村の約2割は舗装の点検を実施 (図-3)



- ① 点検を実施している
- ② 道路ストック総点検を実施したが、その後未実施
- ③ 点検を実施して

109

■予算は減少し、適切な予防保全・修繕等が十分に行われていない (図-4)



これからの舗装マネジメントの方針(案)

- 舗装は重交通の多寡により劣化の進展に大きな差があるとともに、走行速度に応じて求められるサービスレベル等が異なることから、それらに応じた管理が必要
 - ⇒大型車交通量等で大きく2つに分類し、道路特性でさらに4つに分類
 - ⇒損傷の進行が早い道路等については、健全性を比較できるよう、ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI※¹の取得を基本
- 舗装の点検要領を策定し、メンテナンスサイクルの確立に向けスタート

※1:「International Roughness Index」(国際ラフネス指数)

(表-1)

特性	分類	主な道路※ ² (イメージ)	マネジメントのあり方
・高規格幹線道路 等 (高速走行など求められるサービス水準が高い道路)	A	高速道路	・表層等の適時修繕による路盤以下の層の保護を目的に、点検を実施 ・走行性、快適性を重視した路面管理の実施
・損傷の進行が早い道路 等 (例えば、大型車交通量が多い道路)	B	直轄国道	・表層等の適時修繕による路盤以下の層の保護を目的に、点検を実施 ・修繕サイクルを長くしていくため、早期劣化箇所の原因把握と適切な措置※ ³ や、使用目標年数を意識した管理の実施 ・走行性、快適性を考慮した路面管理の実施
・損傷の進行が緩やかな道路 等 (例えば、大型車交通量が少ない道路)	C	補助国道・県道	・基本的に長寿命であることから、各道路管理者が点検サイクルを定めて適切に管理
・生活道路 等 (損傷の進行が極めて遅く占用工事等の影響が無ければ長寿命)	D	政令市一般市道 市町村道	・巡視の機会を通じた路面管理

※2:分類毎の道路選定は各道路管理者が決定

※3:路盤の打ち換え、路盤の強化など

これを踏まえ、舗装の健全性を簡便・効率的に統一のデータで評価する点検要領を策定

これからの舗装マネジメントの方針(案)

- 耐久性の高いコンクリート舗装やコンポジット舗装、又はセメント安定処理等による路盤の強化、環境舗装など、適材適所での舗装構造の採用を推進
- 今後、メンテナンスサイクルの構築により得られた情報・知見を活用して、沿道状況による制約条件等も加味しながら、更に新材料や新工法等の開発を推進し、より効率的な管理を目指す

■コンクリート舗装

①約50年間大規模な補修なし

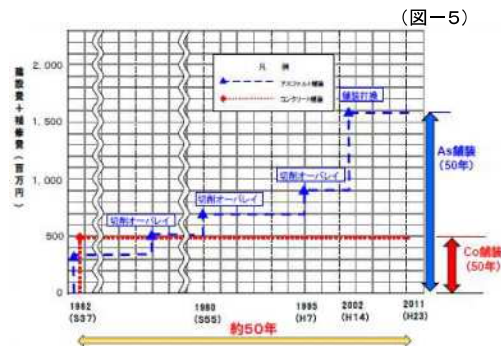
<事例>

- ・国道20号(東京都八王子市追分町～高尾町)
- ・昭和37年供用開始(L=約4km)
- ・現在まで大規模補修の実施無し



(写真-3)

②LCCはアスファルト舗装の1/3程度



- ・左記LCCは建設費及び補修費の累計額
- ・H23年度原単価を用いた直接工事費ベース
- ・目地補修等の維持的補修工事は含まない

※コンクリート舗装が適している箇所

- ・掘り返しのない地方部の自動車専用道路やバイパス
- ・沿道に人家の少ない地方部の道路
- ・交差点等わだちがでやすく補修がしにくい箇所
- ・トンネル内の舗装



(写真-4)

(写真-5)

■コンポジット舗装

「アスファルト舗装」

⇒良好な走行性、補修の容易さ

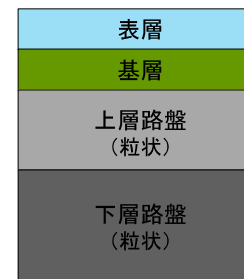
「コンクリート舗装」

⇒構造的な耐久性

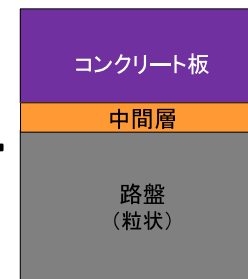
両者の特長を併せ持つ

(図-6)

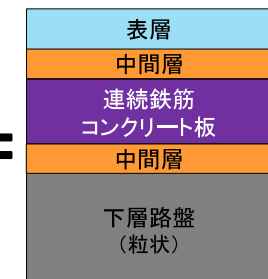
(アスファルト舗装)



(コンクリート舗装)



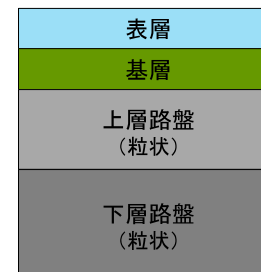
(コンポジット舗装)



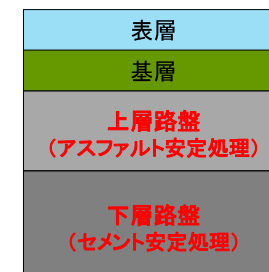
■路盤の安定処理

路盤の材料にセメント等を混合することにより、路盤の強度と耐久性を高め、舗装全体の長寿命化を図る

(図-7)



(一般的なアスファルト舗装の構成)



(路盤を安定処理)

これからの舗装マネジメントの方針(案)

- 入札契約制度面や点検の技術開発分野等においても、メンテナンスサイクルの構築により得られた情報・知見を活用して、制度の導入・改正、技術開発、研究開発等を推進し、より効率的な管理を目指す

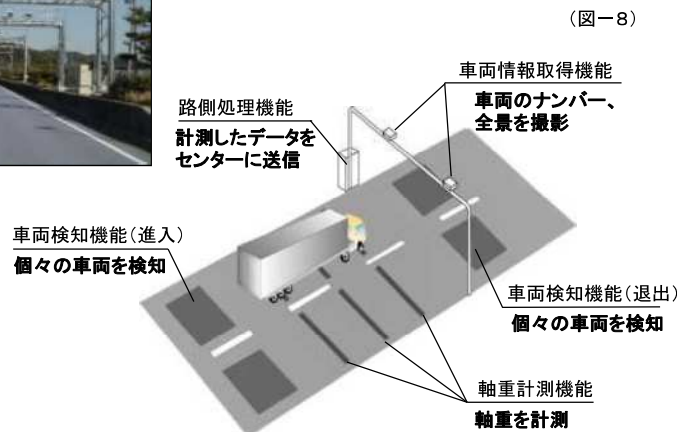
〔事例1〕 制度の導入・改正

- 舗装の長寿命化に資する入札契約制度や占用物件の路面復旧工事等への指導など
(また、これらを通じて官民連携による技術開発につなげる)
- 道路の老朽化に著しい影響を与える過積載を防止するため、ITを活用しながら、取締りの実効性を高める取組など

〔WIM (自動重量計測装置) の概要〕



(写真-6)



(図-8)

〔事例2〕 点検の技術開発

〔路面性状〕

- 路面性状を簡易に安価で計測・分析・記録する技術
⇒一般車両にレーザスキャナ、カメラ等を取り付け、路面性状(ひび割れ、わだち掘れ、IRI)を計測

- スマートフォンにより路面性状を簡易に計測・分析・記録する技術

⇒加速度、GPS情報、動画などを計測することでIRIを把握



(写真-7)

〔路盤等の健全性〕

- 路上規制を伴わずに、路盤等の健全性を把握する技術
⇒走行しながら規制無しで、舗装のたわみ量を計測する技術(MWD※)



(写真-8)



(写真-9)

※動的たわみ計測装置(MWD: Moving Wheel Deflectometer)

【参考】 管理者別の舗装管理状況

- 国内外ともに、「ひび割れ」、「わだち掘れ」を指標として取り入れている
- 海外では国道レベルにおいても乗り心地(平坦性)を考慮
- 高速道路は、走行性や快適性を重視する必要があるため、管理レベル(サービスレベル)が高い

■ 舗装の評価指標に関する諸外国との比較

(表-2)

	日本		米国 (テキサス州)	米国 (ミシガン州)	英国	独国 (バイエルン州)
対象道路	・直轄国道	・高速道路(NEXCO)	・州間高速道路 ・州道	・州間高速道路 ・州道	・高速道路 ・幹線道路	・連邦高速 ・連邦道路
評価指標	・ひび割れ ・わだち掘れ	・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性 ・すべり摩擦係数 ・段差	・損傷度合(目視) ・わだち掘れ ・平坦性 ・すべり抵抗 ・FWD	・損傷度合(目視) ・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性 ・段差	・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性 ・すべり抵抗	・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性

■ 修繕の目安 (打ち換えや切削オーバーレイ)

(表-3)

直轄国道※1	高速道路(NEXCO)※2	地方公共団体※3
・ひび割れ率 (40%以上) ・わだち掘れ量 (40mm以上)	・ひび割れ率 (20%) ・わだち掘れ量 (25mm) ・平坦性(IRI) (3.5mm/m) ・すべり摩擦係数(μ) (80)0.25) ・段差※4 (20/30mm)	・ひび割れ率 40%以上: 約8割 30%以上: 約1割 20%以上: 約1割 ・わだち掘れ量 40mm以上: 約7割 30mm以上: 約2割 20mm以上: 約1割 など

※1: 国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案)

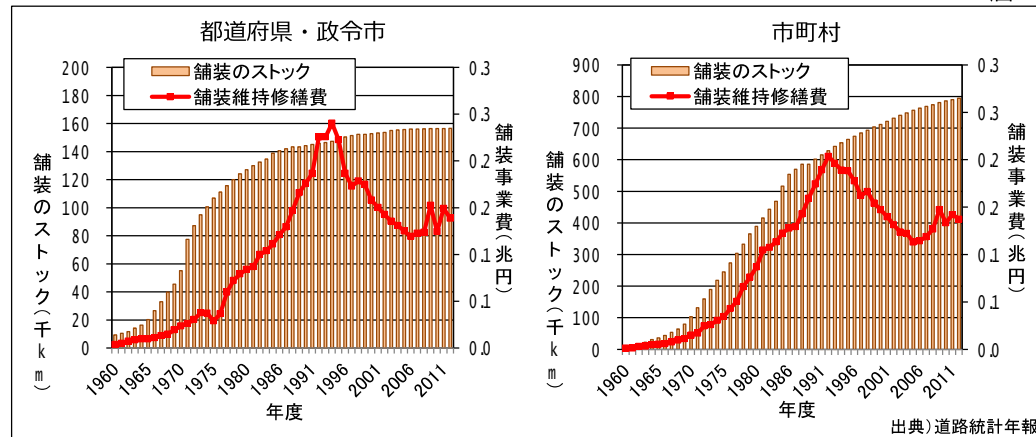
※2: 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)へのヒアリング結果

※3: 地方公共団体へのアンケート結果

※4: 橋梁の取り付け部/横断構造物の取り付け部

■ 地方公共団体の舗装ストックと舗装維持修繕予算の推移

(図-8)



※都道府県は一般国道(指定区間外)、主要地方道(含主要市道)、一般都道府県道の合計値

※市町村は市町村道の値

舗装点検要領の制定について

1. 舗装点検要領の構成

【 目 次 】

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1. 適用の範囲 | 6-2 損傷の進行が緩やかな道路等(分類C、D) |
| 2. 点検の目的 | (1) 点検の方法 |
| 3. 用語の定義 | (2) 健全性の診断 |
| 4. 道路の分類 | (3) 措置 |
| 5. 点検等の基本的な考え方 | (4) 記録 |
| 6. アスファルト舗装の点検 | 7. コンクリート舗装の点検 |
| 6-1 損傷の進行が早い道路等(分類A、B) | (1) 点検の方法 |
| (1) 点検の方法 | (2) 健全性の診断 |
| (2) 健全性の診断 | (3) 措置 |
| (3) 措置 | (4) 記録 |
| (4) 記録 | |

2. 点検要領のポイント① 舗装の修繕の効率的な実施を目的として規定

○ 点検要領は、修繕の効率的な実施により、道路特性に応じた走行性、快適性の向上に資することを目的として規定

本要領の位置付け

本要領は、舗装の長寿命化・ライフサイクルコスト(LCC)の削減など効率的な修繕の実施にあたり、道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定に基づいて行う点検に関する基本的な事項を示し、もって、道路特性に応じた走行性、快適性の向上に資することを目的としている。

なお、本要領に記載された基本的な事項を踏まえ、独自に実施している道路管理者の既存の取組を妨げるものではない

1. 適用の範囲

本要領は、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路における車道上の舗装の点検に適用する。

※安全性に関連する突発的な損傷(ポットホール等)については、巡視等により発見次第対応すべき事象であり、長寿命化等を目的とした本点検要領とは性格が異なるため、本要領の対象外とする。

2. 点検の目的

本要領は、道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定に基づいて行う点検としての車道上の舗装の点検に適用されるものである。よって、点検の目的は、舗装の修繕の効率的な実施に向け、舗装の現状について必要な情報を得ることにある。

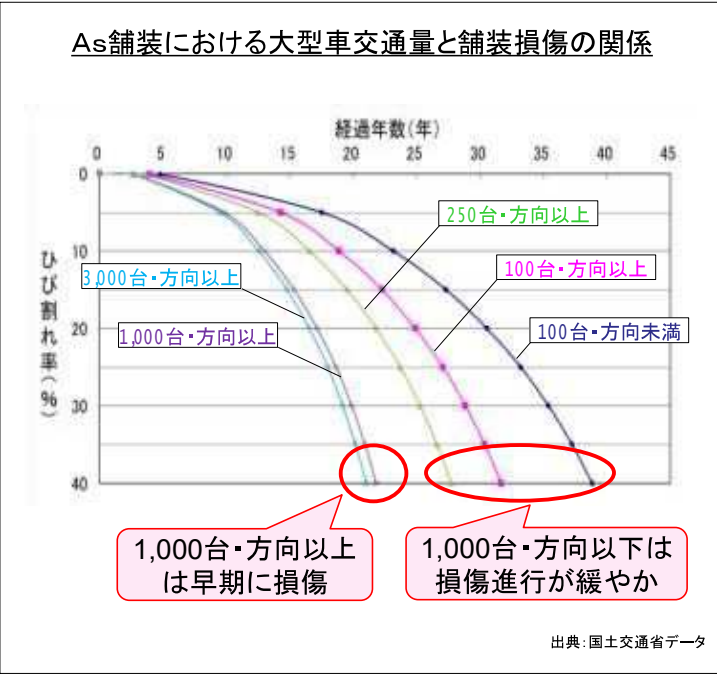
2. 点検要領のポイント② 損傷の進行速度や道路の特性に応じた分類

○ 損傷に大きな影響を与える大型車交通量や求められるサービス水準など道路の特性に応じた点検方法を規定

3. 道路の分類

舗装の点検の実施にあたっては、管内の道路を分類A～Dに区分することとする。

大分類	小分類	分類	主な道路 (イメージ)
損傷の進行が早い 道路等(例えば大型車 交通量が多い道路)	高規格幹線道路 等 (高速走行など求められる サービス水準が高い道路)	A	高速道路
		B	直轄国道
損傷の進行が緩やか な道路等(例えば大型 車交通量が少ない道路)	生活道路等(損傷の進行 が極めて遅く、占用工事等 の影響が無ければ長寿命)	C	政令市・一般市道 補助国道・県道
		D	市町村道



2. 点検要領のポイント③ 舗装種別毎の構造特性を考慮し点検の考え方を規定

- 点検の基本的な考え方として、アスファルト舗装とコンクリート舗装に大別し規定
- 点検等に関する技術開発を促し、積極的に採用することを記載

5. 点検等の基本的な考え方

(1) アスファルト舗装

- ・表層や基層の適時修繕による、路盤以下の層の保護等を通じた長寿命化を目的とした点検

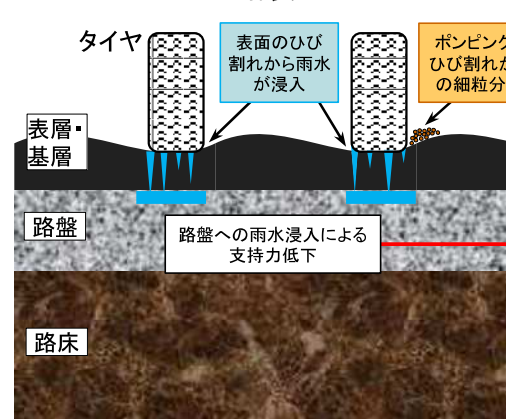
(2) コンクリート舗装

- ・コンクリート舗装の高耐久性能をより長期間発現させるため、目地部や版のひび割れ等を重点的に点検

なお、点検関係の技術開発が多方面で進められており、開発動向の情報も収集し、本要領に基づく点検が合理化できる手法と判断される場合は積極的に採用するとよい。

※舗装の損傷箇所から路盤に雨水等が浸入することにより路盤の支持力が低下し、舗装構造全体が損傷。その場合、修繕より多くの費用等が必要。

<アスファルト舗装>



表層だけの修繕の場合※

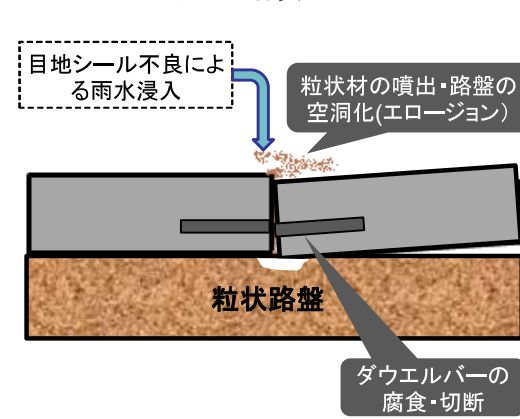
工法: 切削オーバーレイ
日施工量: 約600㎡/日
費用: 約5千円/㎡

路盤も修繕する場合※

工法: 打ち換え工法
日施工量: 約150㎡/日
費用: 約18千円/㎡

路盤を修繕した場合、費用は3倍以上、工事期間は4倍

<コンクリート舗装>



2. 点検要領のポイント④【アスファルト舗装】使用目標年数の設定を規定

■損傷の進行が早い道路等

- 表層等の適時修繕により路盤の損傷を防ぎ、効率的な修繕を行うことを規定
- 使用目標年数の設定を規定し、長寿命化を意識した管理に誘導
- 点検頻度を5年に1回程度以上の頻度を目安として実施することを規定
- 判定区分を3段階に分類することを参考提示

6. アスファルト舗装の点検

6-1 損傷の進行が早い道路等（分類A、B）

（1）点検の方法

・使用目標年数の設定

管内の修繕実績や大型車交通量区分等に応じ、道路管理者が使用目標年数を、適切に設定する。

・点検頻度

5年に1回程度以上の頻度を目安として、道路管理者が適切に設定する。

・点検手法

各道路の特性等を踏まえ、道路管理者が適切に管理基準を設定し、目視又は機器を用いた手法など適切な手法により舗装の状態を把握する。

※使用目標年数

劣化の進行速度にばらつきの大きいアスファルト舗装において、表層の早期劣化区間の排除や、表層の供用年数と損傷レベルに応じた適切な措置の実施といったきめ細やかな管理を通じた長寿命化に向け、表層を使い続ける目標期間として設定する年数

2. 点検要領のポイント⑤【アスファルト舗装】表層の適時修繕等によりLCC縮減

(2) 健全性の診断

道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報(ひび割れ率、わだち掘れ量、IRIなど)により、適切に診断を行う。

※判定区分を3段階に分類することを参考提示

区分		状態
I	健全	損傷レベル小:管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である
II	表層機能保持段階	損傷レベル中:管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である
III	修繕段階	損傷レベル大:管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
	(III-1:表層等修繕)	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合(路盤以下の層が健全であると想定される場合)
	(III-2:路盤打換等)	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合(路盤以下の層が損傷していると想定される場合)

※管理基準の参考値を提示

- ・分類Aの道路:ひび割れ率(15%~20%)、わだち掘れ量(20mm~25mm)、IRI(3.5mm)
- ・分類Bの道路:ひび割れ率(20%~40%)、わだち掘れ量(20mm~40mm)、IRI(8mm)

(3) 措置

健全性の診断に基づき、舗装の修繕が効率的に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

※コンクリート舗装やコンポジット舗装への変更や、セメント安定処理による路盤の強化なども含めLCCの比較検討による適切な修繕設計に基づく措置を講ずる

(4) 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該舗装が供用されている期間は、これを保存する。

なお、分類Aの道路は、高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。

2. 点検要領のポイント⑥【アスファルト舗装】点検計画を策定し計画的な点検

■損傷の進行が緩やかな道路等

- 点検計画を策定し、計画に基づき点検を実施することを規定
- 判定区分を3段階に分類することを参考提示

6. アスファルト舗装の点検

6-2 損傷の進行が緩やかな道路（分類C、D）

（1）点検の方法

・点検計画の立案

道路の総延長を考慮し、更新時期や地域特性等に応じて道路管理者が適切に点検計画を策定。

・点検手法

各道路の特性等を踏まえ、道路管理者が適切に管理基準を設定し、目視又は機器を用いた手法など適切な手法により舗装の状態を把握する。

※点検計画立案の参考となるように、損傷の進行が緩やかな道路の劣化曲線を附録で提示

※点検間隔が長期となる場合の注意事項として、巡視等で得た情報により点検を補完することが望ましいことを記載

2. 点検要領のポイント⑦【アスファルト舗装】点検計画を策定し計画的な点検

(2) 健全性の診断

道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報により、適切に診断する。

※判定区分を3段階に分類することを参考提示

区分		状態
I	健全	損傷レベル小:管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、健全な状態である
II	表層機能保持段階	損傷レベル中:管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である
III	修繕段階	損傷レベル大:管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態

※管理基準の参考値を提示

・損傷の進行が緩やかな道路等:ひび割れ率(20%~40%)、わだち掘れ量(20mm~40mm)

(3) 措置

健全性の診断に基づき、舗装の修繕が効率的に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

(4) 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該舗装が供用されている期間は、これを保存する。

なお、分類Dの道路は、上記によらず巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。

2. 点検要領のポイント⑧【コンクリート舗装】構造上の弱点箇所を重点点検

■損傷の進行が早い道路等、損傷の進行が緩やかな道路等

- 構造上弱点となる目地部等の状態を重点的に確認することを規定
- 5年に1回程度以上の頻度を目安として実施することを規定（損傷の進行が早い道路等）
- 点検計画を策定し、計画に基づき点検を実施することを規定（損傷の進行が緩やかな道路等）
- 判定区分を3段階に分類することを参考提示

7. コンクリート舗装の点検

（1）点検の方法

・点検頻度

損傷の進行が早い道路等は、5年に1回程度以上の頻度を目安として、道路管理者が適切に設定

損傷の進行が緩やかな道路等は、更新時期や地域特性等に応じて、道路管理者が適切に設定

・点検手法

目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、目地部や版のひび割れの状態を把握する。

2. 点検要領のポイント⑨【コンクリート舗装】構造上の弱点箇所を重点点検

(2) 健全性の診断

点検で得られる情報により、適切に診断する。

※判定区分を3段階に分類することを参考提示

区分		状態
I	健全	損傷レベル小:目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることがないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II	補修段階	損傷レベル中:目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III	修繕段階	損傷レベル大:コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたっていて、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態である。または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

(3) 措置

健全性の診断に基づき、舗装の修繕が効率的に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

(4) 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該舗装が供用している期間は、これを保存する。

分類Aの道路については、高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。また、分類Dの道路は、上記によらず巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。

3. 点検要領で定める内容(まとめ)

■ アスファルト舗装

基本的事項	損傷の進行が早い道路 等		損傷の進行が緩やかな道路 等	
	分類B	分類A	分類C	分類D
	・大型車交通量が多い道路、舗装が早期劣化する道路 ・道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路	・高速走行など求められるサービス水準が高い道路	・大型車交通量が少ない道路、舗装の劣化が緩やかな道路 ・道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路	・生活道路等
点検頻度	・5年に1回程度以上の頻度を目安として、道路管理者が適切に設定	・高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。	・道路の総延長を考慮し、更新時期や地域特性等に応じて道路管理者が適切に点検計画を策定 (参考として、大型車交通量毎の劣化曲線を示す) (点検間隔を長期とする場合は、巡視等で得た情報による補完の必要性を記載)	・巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。
点検方法	・目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、舗装の状態を把握		・目視又は機器を用いた手法など適切な手法により舗装の状態を把握	
診断方法	・道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報(ひび割れ率、わだち掘れ量、IRIなど)により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分及び管理基準の事例を示す)		・道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分及び、管理基準の事例を示す)	
使用目標年数	・道路管理者が設定(年数は任意)		—	

□ コンクリート舗装

基本的事項	損傷の進行が早い道路 等		損傷の進行が緩やかな道路 等	
	分類B	分類A	分類C	分類D
	・大型車交通量が多い道路、舗装が早期劣化する道路 ・道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路	・高速走行など求められるサービス水準が高い道路	・大型車交通量が少ない道路、舗装の劣化が緩やかな道路 ・道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路	・生活道路等
点検頻度	・5年に1回程度以上の頻度を目安として道路管理者が適切に設定	・高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。	・更新時期や地域特性等に応じて道路管理者が適切に設定	・巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。
点検方法	・目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、目地部や版のひび割れの状態を把握		・目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、目地部や版のひび割れの状態を把握	
診断方法	・点検で得られた情報により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分を示す)		・点検で得られた情報により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分を示す)	
使用目標年数	—		—	

アスファルト舗装の損傷評価【ひび割れ】

判定区分	損傷イメージ
○Ⅰ：健全（ひび割れ率0～20%程度） ・ひび割れの発生が認められない：0%、 ・縦断方向に1本連続的に発生：概ね10% ・左右両輪の通過部で縦断方向に1本ずつ連続的に発生：概ね20% ・評価単位区間内で片側の車輪通過部で複数本又は亀甲状に発生：概ね20%	
○Ⅱ：表層機能保持段階（ひび割れ率20～40%程度） ・ひび割れが左右両輪の通過部で発生し、かつ片側の車輪通過部ではひび割れが縦横に派生するなど複数本発生：概ね30% ・ひび割れが左右両輪の通過部で発生し、かつ片側の車輪通過部ではひび割れが亀甲状に発生：概ね40%	
○Ⅲ：修繕段階（ひび割れ率40%程度以上） ・ひび割れが左右両輪の通過部でそれぞれ亀甲状に発生：概ね50%～60% ・ひび割れが車線内全面に渡り亀甲状に発生：概ね80～100%	

アスファルト舗装の損傷評価【わだち掘れ】

判定区分	損傷イメージ
○Ⅰ：健全（わだち掘れ量0～20mm程度）	
○Ⅱ：表層機能保持段階（わだち掘れ量20～40mm程度）	
○Ⅲ：修繕段階（わだち掘れ量40mm程度以上）	

アスファルト舗装の損傷評価【IRI】

判定区分	損傷イメージ
○Ⅰ：健全($IRI=0\sim 3\text{mm}/\text{m}$程度) ・新設舗装と同等のレベル、路面の凹凸は目立たない	
○Ⅱ：表層機能保持段階($IRI=3\sim 8\text{mm}/\text{m}$程度) ・古い舗装の場合で劣化がやや進行したような状態。高速で走行すると適度に車両が振動・うねりを感じるような路面。10mm前後の路面の凹凸(うねり)は存在しうる。：概ね$IRI=4\sim 5\text{mm}/\text{m}$ ・古い舗装の場合で劣化がかなり進行したような状態。高速で走行すると強く認識できる揺れを感じ、車両の損傷につながりかねないような路面。20mm前後の路面の凹凸が存在する。⇒概ね$7\sim 8\text{mm}/\text{m}$	
○Ⅲ：修繕段階($IRI=8\text{mm}/\text{m}$程度以上) ・明確な損傷が部分的に発生している状態。50～60km/hで強く認識できる揺れを感じ、車両の損傷につながりかねない。10mに1箇所程度路面のへこみが存在するような路面。：概ね$IRI=9\sim 10\text{mm}/\text{m}$ ・明確な損傷が連続的に発生している状態。常に振動を感じるレベル。50km/hでは走行できない。多くのポットホールが存在する路面と同等。：概ね$IRI=11\sim 12\text{mm}/\text{m}$	

コンクリート舗装の損傷評価

判定区分	損傷イメージ
○Ⅰ：健全 ・目地部で目地材がしっかり充填されている状態 ・目地部で段差、角欠けが確認されない状態 ・版自体にひび割れが発生していない状態 ・連続鉄筋コンクリート舗装で右の写真のように30～50cm程度の間隔で入る横断ひび割れは設計上見込まれたひび割れであり、健全	
○Ⅱ：補修段階 ・目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の侵入や目地部への土砂詰まりを許すと想定される状態 ・目地部で角欠けや段差が生じている状態	
○Ⅲ：修繕段階 ・版中央付近又はその前後に中心に横断ひび割れが全幅員にわたって、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態 ・目地部に段差が生じたり、版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態	

「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」発刊報告

1. 発刊について

- ・ 発刊日：令和3年3月31日
- ・ 定 価：3,000 円＋税
- ・ 初期印刷部数：1,000 部
- ・ 販売部数：1,000 部（令和3年6月時点、販売先：丸善出版）
- ・ 情報提供：①広告リーフレットを協会会員ほか2,000 団体に配布（資料3-2）
②雑誌「道路」令和3年5月号に掲載（資料3-3）
③雑誌「舗装」「アスファルト」「土木技術資料」広告掲載済み
④雑誌「道路建設」広告掲載準備中
- ・ 文 量：85 ページ
- ・ 書籍紹介：

本書においては、舗装関係者が制度を工事に適用したり、適用後にフォローアップをしたり、制度運用を改善したりする際の技術的な支援となることを意図した解説をしています。また本書は、舗装に係る技術基準類の体系において、「舗装の構造に関する技術基準」および（公社）日本道路協会の関連図書をふまえ、舗装工事に関して供用後の長期的な性能確保に関する検討や長期保証制度の運用の際の技術的な参考図書として位置づけられます。

現行の長期保証制度は、原則として新設工事のみに適用されていますが、修繕工事についても供用している舗装および路床以下の情報を十分に把握可能であれば適用も考えられ、平成30年度から一部地方整備局において試行が開始されています。

長期保証制度の運用にあたっては、損傷原因の解明、さらには舗装の長寿命化の意識を持って臨むことが大切です。本図書がその意識醸成の一助となり、ゆくゆくは我が国の舗装の長寿命化へ貢献することを期待します。

2. 講習会対応について

- ・ 新型コロナ禍の現況に鑑み、WEB 講習方式で録画準備中

以上

「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」について



桑原 正明

KUWABARA Masaaki

舗装委員会舗装マネジメント小委員会幹事長、
国土交通省国土技術政策総合研究所
道路構造物研究部道路基盤研究室主任研究官

はじめに

通常の道路工事においては、完成時に品質検査を行うことにより、供用後しばらくの期間においても一定以上の品質を確保できることを確認しています。ただ、道路施設は長期間供用されるものであり、完成時における品質のみ確認すれば長期間の供用中の品質まで保証できる、とは限りません。

そこで直轄国道における舗装工事においては、供用数年後の品質保証を受注者が付す仕組み、すなわち舗装の長期保証制度が、平成 21 年度から導入されてきたところです。

長期保証制度の概念を図-1 にお示しします。工事完成一定期間後の劣化度合が一定の値（性能指標値）以下であるかどうかを確認することにより、目標とする年数まで供用が可能かどうかの見極めがより確実となります。

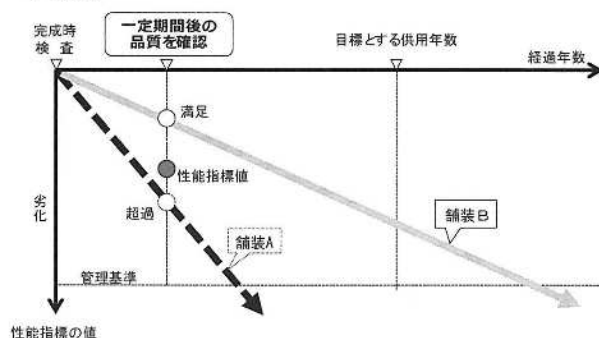


図-1 長期保証制度の概念図

この制度が工事に適切に適用されることにより、将来にわたる品質確保、すなわち舗装の長寿命化が期待されます。

そこで、長期保証制度の考え方について、舗装関係者（道路管理者、舗装施工業者等）へ向け、理解を深めていただき適切な普及を図ることを目的とした技術図書として、（公社）日本道路協会は、「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」（以下、本書）を発刊しました（図-2）。

なお本書においては、舗装関係者が制度を工事に適用したり、適用後にフォローアップをしたり、制度運用を改善したりする際の技術的な支援となることを意図した解説をしています。



図-2 新しく発刊された「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」

1. 本書の位置づけ

本書は、舗装に係る技術基準類の体系において、図-3 のとおり、「舗装の構造に関する技術基準」および（公社）

日本道路協会の関連図書をふまえ、舗装工事に関して供用後の長期的な性能確保に関する検討や長期保証制度の運用の際の技術的な参考図書として位置づけられます。

現行の長期保証制度は、原則として新設工事のみに適用されていますが、修繕工事についても供用している舗装および路床以下の情報を十分に把握可能であれば適用も考えられ、平成30年度から一部地方整備局において試行が開始されています。

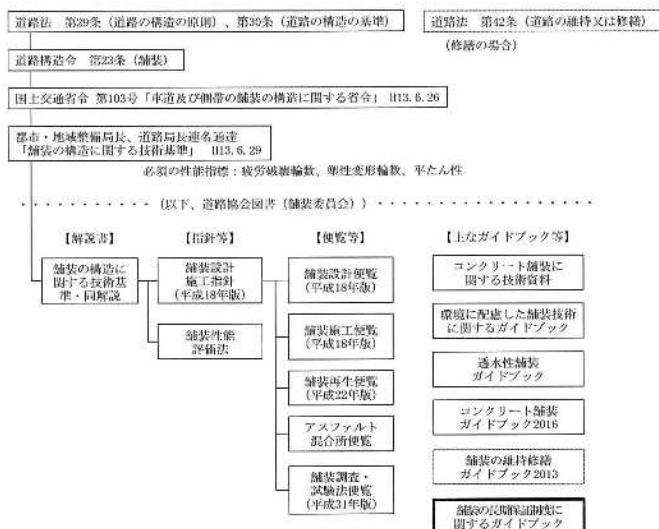


図-3 本書の位置づけ

2. 本書の概要

(1) 全体概要

本書の全体構成(図-4)としては、まず舗装の長期保証制度について制定経緯や制度の目的、制度適用の効果について概説がなされたうえで、現行制度の運用の留意点等について時間軸に沿って説明を行っています。さらには、制度運用後の継続的に取り組むべき事項についても述べています。

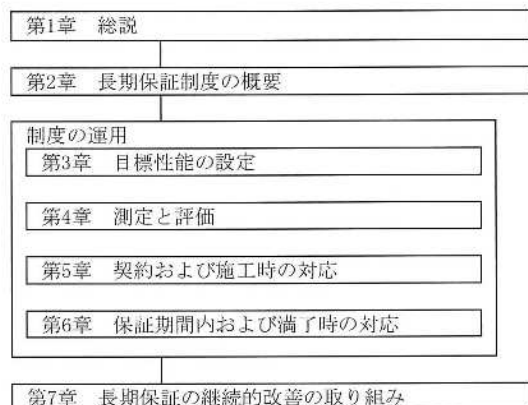


図-4 本書の全体説明

(2) 制度の運用(第3～6章)

現行の長期保証制度においては、まずは道路管理者が、当該道路の管理ニーズ等をふまえ、制度適用区間、保証期間、性能指標項目、性能指標値を設定します。入札/契約の後、測定/評価方法、性能を満足しない場合の対応事項等を受発注者間で取り決めたとえで、施工がなされます。完工後は、取り決めた事項に従い、測定等の各種の措置が行われます。この一連の流れにおける留意事項については、本書において詳細に記載していますので、ご覧いただければと思います。

(3) 長期保証制度の継続的改善の取り組み(第7章)

現状、制度が適用された工事に関わる当事者は、まずは制度を順守し契約を滞りなく完遂させることのみを考えていることも多いようです。また、保証内容を満足することが目的化し、それを確実に実現するために、受注者が、発注仕様を超過する高性能な材料や工法を用いてしまうこともあるようです。

制度の本来の趣旨は、受注者と発注者が共に舗装の長期的な性能確保を意識し、課題と解決策を探りながらその実現を目指すことにあります。保証値を超過することは、瑕疵^{かし}などとは概念が全く異なるものであって、保証金は罰金ではなく、回復措置は修補とは異なるものです。

保証値を超過した際に、その原因を科学的につきとめ、適切な措置を講じることが重要です。その措置の実施、および措置検討等による知見の蓄積が、舗装技術の向上や、舗装の長寿命化をもたらすと考えられます。

さらに道路管理者は、制度運用の結果および過程を検証し、目的(管理道路における舗装の長寿命化)に対して有効に運用されていなかったのであれば、制度運用の仕組みを改善する必要があります。具体的な改善事例および留意点については、本書第7章に詳細に記載していますので、ご覧いただければと思います。

おわりに

長期保証制度の運用にあたっては、損傷原因の解明、さらには舗装の長寿命化の意識を持って臨むことが大事です。本書がその意識醸成の一助となり、ゆくゆくは我が国の舗装の長寿命化へ貢献することを期待します。

道路関係者必携

舗装の長期保証制度 に関するガイドブック

A4判 85頁

定 価 3,300円

(本体3,000円+税10%)

ISBN 978-4-88950-338-8 C2051

令和3年4月

発 売

本書の概要

通常の道路工事においては、完成時の検査をもって供用後の品質も確保されると想定しておりますが、アスファルト舗装工事の表層においては、完成時の検査に合格してもその後の長期的性能にばらつきがみられます。

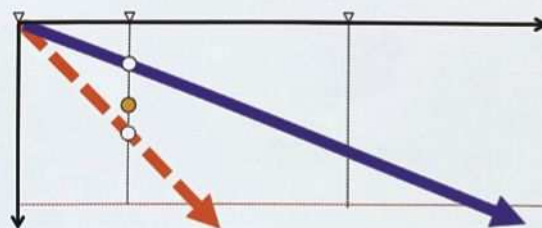
そこで直轄国道における舗装工事においては、供用数年後の品質を保証する仕組み、すなわち舗装の長期保証制度が、平成21年度から導入されてきたところです。この制度では、工事完成一定期間後の劣化度合が一定の値（性能指標値）以下であるかどうかを確認することになっていますが、これにより目標とする年数まで供用が可能かどうかの見極めがより確実となります。

このたび、長期保証制度の一連の考え方について、舗装関係者（道路管理者、舗装施工業者等）へ向け、理解を深めていただき適切な普及を図ることを目的とした技術図書として、（公社）日本道路協会は、本書を発刊しました。

本書により、長期保証制度の考え方について、舗装関係者が理解を深めていただくことにより、舗装工事の将来にわたる品質確保、さらには舗装に係る技術向上、舗装の長寿命化がより一層進むことを期待しております。

舗装の長期保証制度に関する ガイドブック

舗装委員会 舗装マネジメント小委員会・舗装性能評価小委員会 著



令和3年3月

公益社団法人 日本道路協会

発行 公益社団法人 日本道路協会

注文書



丸善出版行き

FAX **03-3512-3270**

舗装の長期保証制度に関するガイドブック

A4判 85頁 定価 3,300円 (本体3,000円+税10%)

ISBN 978-4-88950-338-8 C2051

注文書	
冊	お名前
〒	ご住所
TEL	備考欄

※ご購入に際しましては全国各地の書店でお申し込み可能です。

※丸善出版(株)からご購入の場合、別途送料(本体800円)を頂戴いたします。

目次

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 第1章 総説 | 第6章 保証期間内および満了時の対応 |
| 第2章 長期保証制度の概要 | 第7章 長期保証の継続的改善の取り組み |
| 第3章 目標性能の設定 | 付録1 「道路舗装の長期保証」 実施要領(案) |
| 第4章 測定と評価 | 付録2 「道路舗装の長期保証」 特記仕様書作成例(案) |
| 第5章 契約および施工時の対応 | |

発行 公益社団法人 日本道路協会

〒100-8955 東京都千代田区霞が関3-3-1
TEL 03-3581-2211 FAX 03-3581-2232

発売 丸善出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17 神田神保町ビル
TEL 03-3512-3256 FAX 03-3512-3270

各地方整備局等 老朽化関係担当官 殿

総合政策局 公共事業企画調整課

「地方自治体に向けた維持管理への新技術導入の手引き（案）」について（周知及び依頼）

当課において、地方自治体における効率的かつ効果的なインフラメンテナンスの実現に向け、新技術の導入に関する課題の解決を目的に、有識者により構成される「インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会」を設置し、検討を行ってきました。

今般、別添のとおり、「インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）Ver0.1」を作成したのでお知らせするとともに貴局内各部への周知をお願いします。また、管内の都道府県への周知及び市区町村への周知依頼、並びに政令市への周知をお願いします。

なお、今後も手引きの記載内容等を改善する予定です。充実・追加した方がよい内容や改善した方がよい点等、お気づきの点がありましたら、検討の参考とさせていただくため、下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課

電話 03-5253-8111（代表）

松本（内 24543）matsumoto-k22ag@mlit.go.jp

萩野（内 24553）hagino-k22aa@mlit.go.jp

林田（内 24544）hayashida-t85aa@mlit.go.jp

自治体が管理する膨大なインフラ構造物の老朽化が進展

↓

新技術の活用等により効率的・効果的なインフラの維持管理が必要

↓

自治体の技術職員の減少や、技術力・情報不足により新技術活用が困難な場合がある



自治体における新技術活用を促進するため、モデル自治体による新技術の現場試行や、有識者の助言等を踏まえ「インフラ維持管理における新技術導入の手引き(案)」を作成

＜手引き(案)の要点＞

- 新技術に不慣れな自治体職員を対象に、新技術を導入するにあたり工夫・留意すべき事項をわかりやすい表現で記載
- 進め方の参考になる自治体の検討事例や、参照先・相談窓口を掲載
- 新技術導入のプロセスを5つのステップに整理(右図)
- 各ステップにおいて着眼点、注意点など図や事例を交えて記載

ステップ(1) 担当部署内での事前検討

- ✓ インフラ維持管理における課題の明確化
- ✓ 新技術等に関する情報収集
- ✓ 導入可否及び導入方法の判断

ステップ(2) 導入の意思決定及び予算確保に向けた調整

- ✓ 担当部局内外・首長との調整
- ✓ 財務部局との調整

ステップ(3) 現場試行

- 方法① 共同開発
- 方法② 現場試行

ステップ(4) 本格導入

- 方法③ 業務委託
- 方法④ 機材のみを調達
(参考) 包括的管理委託

ステップ(5) 現場職員への説明会、評価、改善・改良

- ✓ 説明会
- ✓ データ管理体制の構築
- ✓ 導入後の評価
- ✓ 改善・改良

【参考】地方自治体における新技術導入の状況

- インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合は、35%にとどまっており、より一層の導入促進が必要である。

■ 新技術の導入事例

電磁波レーダー搭載車を活用して
床版上面の調査を行う技術



ドローンを活用して砂防施設の
点検を行う技術



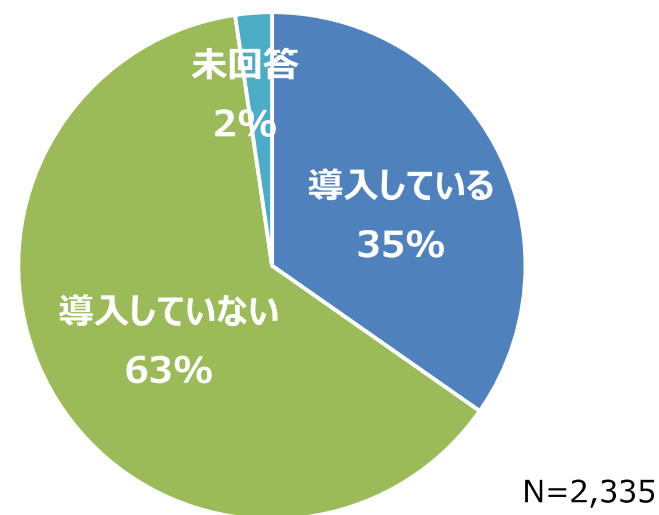
画像認識技術を活用して下水道管路の
欠陥を自動検出する技術



ROV※を用いて遠隔操作で
栈橋下面の目視調査を行う技術
※ROV: Remotely operated vehicle



■ インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合



- 国土交通省所管11分野※¹を対象に、インフラの点検・診断などの業務における施設管理者※²の新技術等の導入状況を調査した。

※¹ 道路、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅

※² 国土交通省、都道府県、政令市、その他市区町村

- 対象時期：平成26から30年度まで

- アンケートの回答率：国土交通省・都道府県・政令市100%、
その他市区町村97%

【参考】新技術活用の促進に関する予算措置等

○維持管理・更新等の効率化のため、コスト縮減効果や省力化が見込まれる新技術等の採用を予定している事業の優先採択や交付金の重点配分の対象とする仕組みを導入。

■補助・交付金事業における新技術導入の要件化・重点配分等
R3年度から、新技術の活用等を予算措置の要件化、重点配分の対象とする取組を実施

	事業名	開始時期	要件化・重点配分等
道路	道路メンテナンス事業費補助	R3～	○※1
河川・ダム	大規模更新河川事業	R2～	○※2
	施設機能向上事業	R3～	○※2
海岸	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	R3～	○※1
港湾	港湾改修費補助	R3～	○※1
	港湾改修事業	R3～	○※1

※1 新技術活用の検討を要件化。新技術を活用する場合には、重点配分・優先的に支援

※2 新技術等の活用を要件化

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(R2.12.11閣議決定)

予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた早期対応が必要な施設への集中的な老朽化対策を実施

【例：道路施設の老朽化対策】

定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁・トンネル・道路付属物・舗装等の対策を集中的に実施



地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率

現状：約34%（令和元年度） 中長期の目標：100%

本対策による達成年次の前倒し

令和43年度 → 令和35年度

事務連絡
令和3年3月31日

北海道開発局 地域事業管理官 様
各地方整備局 地域道路課長 様
沖縄総合事務局 道路建設課長 様

道路局国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

道路メンテナンス事業補助制度における優先支援の実施について

今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において下記の通り優先支援を実施することとする。

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局においては、貴管内の都道府県及び政令指定市、市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

■ 道路メンテナンス事業補助制度における優先支援の実施について

新技術等の活用とより実効性ある長寿命化修繕計画の策定を促進するため、以下に該当する事業に対しては道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施するため、積極的な活用や検討を図られたい。

- (1) コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- (2) 長寿命化修繕計画において「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する短期的な数値目標を策定した自治体の事業

なお、(2)における短期的な数値目標は具体的な取り組み内容や期間、目標数値が記載されるよう、下記や別紙などを参考に検討を図られたい。

(集約化・撤去)

- ・令和○年度までに、管理する○○橋のうち約半数程度について、施設の撤去に伴う迂回路整備や、機能縮小、複数施設の集約化などの検討を、社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用等を考慮し実施することを目標とする。

(新技術等の活用)

- ・令和○年度までに、管理する○○橋全てについて、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、約○割程度の橋梁で費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

(費用縮減)

- ・令和○年度までに、管理する○○橋のうち、橋長が短く構造が単純な○○橋については直営点検を実施し、1巡目点検において従来技術を使用した○○橋に対しては新技術等を活用した点検を実施することで、費用を約○割程度縮減することを目標とする。

以上

関連資料:

【資料3-2-1】【資料3-2-2】

「集約化・撤去」に関する短期的な数値目標の記載例

(2) 対策内容

平成 26 年度から令和元年度までの点検結果に対する主な対策として、対策区分Ⅲの橋梁について以下の対策を行いました。

◆ 鋼桁再塗装



◆ コンクリート床版 断面修復



◆ コンクリート床版橋 断面修復



◆ ボックスカルバート 断面補修



(3) 集約化・撤去

迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和 5 年度までに 2 橋程度の集約化・撤去を検討します。

「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標の記載例

4.5 今後の取組

(1) 維持管理の更なる高度化，効率化

予測保全[※]の導入に向けて，維持管理の高度化，効率化を図ることとし，A I／I o T等のデジタル技術等の導入を進めます。

- ドローンや3次元データを活用した施設点検等の効率化
- 床版点検車を活用した非破壊検査による点検の高度化
- センシング技術等による劣化状態の把握や劣化予測技術の構築

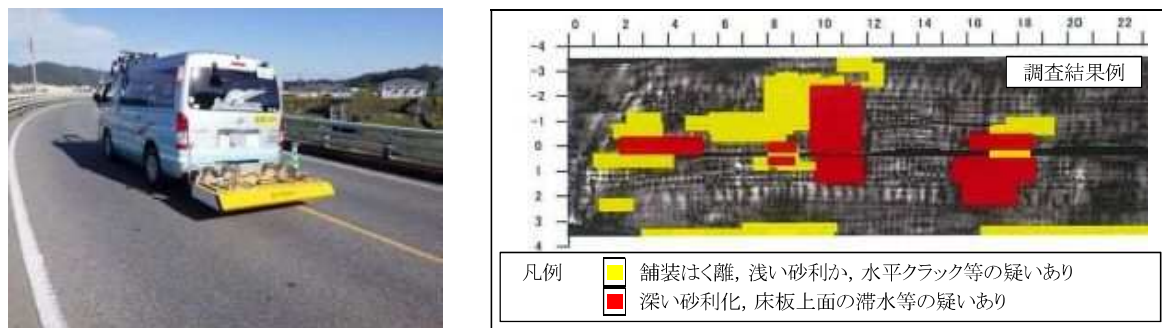
※：これまでの予防保全型や事後保全型の維持管理について，センサーデータ等の蓄積・分析によりインフラの劣化予測精度を向上させ，最適な時期に最適な工法で補修していく考え方

【新技術等の活用の令和3年度から令和7年度までの短期的な数値目標】

管理する4,222橋のうち，約1割の橋梁で新技術の活用を目指します。



図Ⅱ－9 ドローンによる点検状況



図Ⅱ－10 床版点検車とその解析画像

「費用縮減」に関する短期的な数値目標の記載例

6. 橋梁長寿命化修繕計画による効果

計画的に予防的な補修を行うことで維持管理費用が縮減できます。今後 60 年間の橋梁維持管理費用を、事後保全と予防保全で試算し、比較した結果、約 4 割のコスト縮減が見込まれ、橋梁の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコスト(LCC)が縮減できます。

また、年度毎の維持管理費用を平準化させることで、財政に集中的な負担をかけません。

(図 6-1)

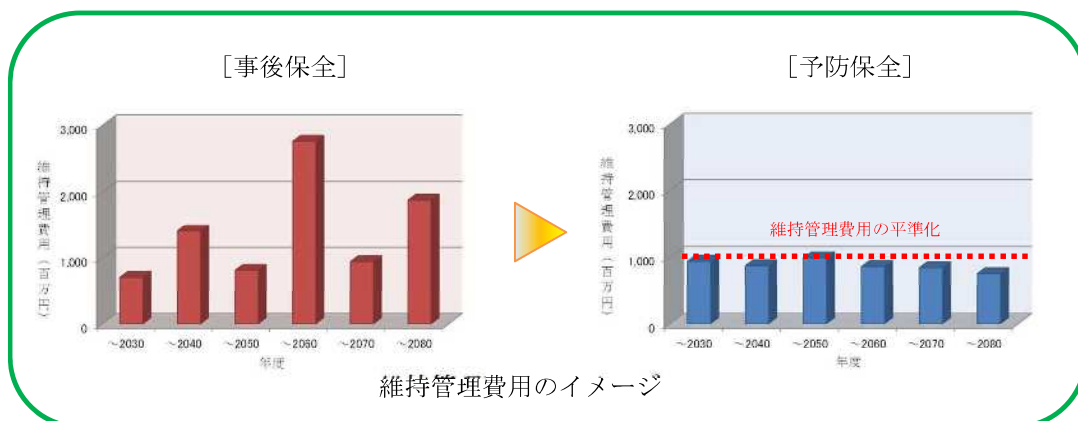


図 6-1 コスト縮減効果グラフ

7. 新技術の活用

2 巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。

特に 1 巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約 2 割)については、新技術の活用を重点的に検討し、令和 7 年度までの 5 年間で約 2 百万円のコスト縮減を目指す。

修繕工事においても、すべての橋梁で設計段階から新技術の活用を含めた比較検討を行う。

特にコンクリート造の橋梁(管理橋梁の約 8 割)については、コスト縮減が図れる有効な新技術は積極的に採用する。

8. フォローアップ

定期点検により毎年新たに発見される変状に対しては、適宜見直し(フォローアップ)を行う。